

# 千葉県地域防災計画

## (令和7年度修正)

資 料 編

千葉県防災会議

# 千葉県地域防災計画資料編

## ＝目 次＝

### [1] 条例、要綱、協定等

#### [千葉県防災基本条例関係]

- 1 千葉県防災基本条例 <資料1-1> 1

#### [防災会議関係]

- 1 千葉県防災会議条例 <資料1-2> 10  
2 千葉県防災会議運営要領 <資料1-3> 12  
3 千葉県防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について  
<資料1-4> 13  
4 千葉県防災会議幹事会運営要領 <資料1-5> 14  
5 千葉県防災会議対策部会運営要領 <資料1-6> 17  
6 地区防災会議設置要綱 <資料1-7> 19

#### [災害対策本部関係]

- 1 千葉県災害対策本部条例 <資料1-8> 22  
2 千葉県災害対策本部要綱 <資料1-9> 23  
3 千葉県応急対策本部設置要綱 <資料1-10> 51  
4 東日本大震災千葉県災害復旧・復興本部設置要綱 <資料1-11> 70

#### [応援協定等一覧表]

- 1 応援協定等一覧表 <資料1-12> 73

#### [災害救助法関係]

- 1 災害救助法の適用基準 <資料1-13> 114  
2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表 <資料1-14> 116

#### [その他]

- 1 火災・災害等即報要領 <資料1-15> 122  
2 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 <資料1-16> 140  
緊急消防援助隊の運用に関する要綱 185  
3 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱  
<資料1-17> 203  
4 沿岸地域における津波警戒の徹底について <資料1-18> 224  
5 災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて <資料1-19> 228  
6 千葉県国土強靱化地域計画の概要 <資料1-20> 230  
7 震度4、気象警報等における災害対応機関一覧 <資料1-21> 231  
8 千葉県情報連絡員運用要綱 <資料1-22> 233

## [2] 防災関係機関一覧表

1	指定行政機関、指定地方行政機関等	<資料2-1>	236
2	指定公共機関	<資料2-2>	238
3	指定地方公共機関	<資料2-3>	240
4	防災関係機関	<資料2-4>	241
5	千葉県	<資料2-5>	242
6	警察	<資料2-6>	245
7	市町村	<資料2-7>	246
8	消防本部	<資料2-8>	248
9	自衛隊（県内部隊）	<資料2-9>	249
10	千葉県災害ボランティアセンター連絡会加盟団体	<資料2-10>	249

## [3] 災害情報関係

### [気象等観測]

1	気象庁観測所一覧表	<資料3-1>	250
2	JR東日本千葉支社雨量観測箇所	<資料3-2>	251
3	千葉県水防テレメータ観測所一覧表	<資料3-3>	252
4	海象観測所一覧表	<資料3-4>	255

### [通信]

1	千葉県防災行政無線通信施設	<資料3-5>	257
2	千葉県の無線通信施設（防災行政無線を除く）	<資料3-6>	260
3	警察通信施設	<資料3-7>	264
4	国土交通省関係通信施設	<資料3-8>	265
5	海上保安部通信施設	<資料3-9>	267
6	日本赤十字社通信施設	<資料3-10>	269
7	東京電力グループ通信施設	<資料3-11>	271
8	NHK千葉放送局・東京ガス(株)／東京ガスネットワーク(株)通信施設	<資料3-12>	273

### [システム]

1	千葉県防災情報システム構成概念図	<資料3-13>	275
2	千葉県防災情報システム端末装置設置機関	<資料3-14>	276

### [その他]

1	大雨、洪水注意報及び警報基準表	<資料3-15>	277
2	災害時に国土地理院が提供する地理空間情報	<資料3-16>	290

## [4] 保健・医療関係

1	日本赤十字社千葉県支部災害救護業務組織編成表	<資料4-1>	291
2	救護班	<資料4-2>	292
3	医薬品等	<資料4-3>	297

## [5] 派遣・輸送・避難関係

1	緊急通行車両等及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等	<資料5-1>	302
2	自衛隊の災害派遣要請の様式	<資料5-2>	320
3	自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書	<資料5-3>	324
4	ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表	<資料5-4>	326
5	県有施設ヘリサイン設置場所一覧表	<資料5-5>	339
6	道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所	<資料5-6>	340
7	各市町村における避難場所・施設の指定状況	<資料5-7>	341
8	緊急用船着場位置図及び緊急用河川敷道路計画図	<資料5-8>	344
9	京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画	<資料5-9>	349
10	南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画	<資料5-10>	351
11	津波等に対する船舶対応表	<資料5-11>	353

## [6] 施設、航空機、艦艇、資機材、物資

### [施設]

1	国・県指定文化財防災設備設置状況一覧表	<資料6-1>	356
2	火葬場一覧表	<資料6-2>	359

### [航空機、艦艇、資機材]

1	県所属船舶及び備蓄資機材一覧表	<資料6-3>	361
2	巡視船艇・航空機一覧表	<資料6-4>	377
3	自衛隊の航空機、施設機材等主要性能一覧表	<資料6-5>	379
4	曳船の状況	<資料6-6>	381
5	県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況	<資料6-7>	382
6	市町村（組合、企業団）営水道給水車両及び機材等の保有状況	<資料6-8>	385

### [物資]

1	災害救助用米穀の引渡要請書等の様式	<資料6-9>	392
2	災害復旧用材供給の特例措置	<資料6-10>	397
3	県の備品項目（防災危機管理部）	<資料6-11>	398
4	燃料調整シート	<資料6-12>	399

## [7] ライフライン

1	各ガス会社の施設及び供給状況	<資料7-1>	401
2	県営水道の補給水利の現況	<資料7-2>	420
3	市町村水道等の補給水利の現況	<資料7-3>	421
4	県営水道配水池一覧表	<資料7-4>	427

## [8] 災害危険箇所等、対策事業

### [ハザードマップ等]

1	揺れやすさマップ	<資料8-1>	428
2	液状化しやすさマップ	<資料8-2>	429

## [危険箇所]

1 河川法一・二級河川一覧表	<資料8-3>	4 3 1
2 県管理河川等重要水防区域一覧表	<資料8-4>	4 3 3
3 洪水浸水想定区域一覧表	<資料8-5>	4 3 7
4 海岸法 海岸保全区域一覧表	<資料8-6>	4 4 4
5 高潮浸水想定区域一覧表	<資料8-7>	4 4 7
6 地すべり防止区域等	<資料8-8>	4 4 8
7 急傾斜地崩壊危険区域一覧表	<資料8-9>	4 5 3
8 土砂災害警戒区域等一覧表	<資料8-10>	4 6 6
9 山地災害危険地区市町村一覧表	<資料8-11>	4 6 8
10 宅地造成等工事規制区域	<資料8-12>	5 0 8

## [対策事業]

1 国有林内事業計画	<資料8-13>	5 0 9
2 溪流又は山地等の砂防に関する事業計画表	<資料8-14>	5 1 0
3 河川改修に関する治水事業計画表	<資料8-15>	5 2 4
4 道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表	<資料8-16>	5 2 9
5 高潮対策事業表	<資料8-17>	5 5 7
6 地盤沈下対策事業関係表	<資料8-18>	5 6 0
7 侵食対策事業関係表	<資料8-19>	5 6 0
8 海岸防災林造成事業計画	<資料8-20>	5 6 2
9 地すべり防止事業等の概要	<資料8-21>	5 6 2
10 ため池等防災事業	<資料8-22>	5 6 3

## [9] 大規模事故対策関係

### [放射性物質事故対策]

1 県内の核燃料物質使用事業所の現状	<資料9-1>	5 6 4
2 県内の放射性同位元素等使用事業所の現状	<資料9-2>	5 6 4
3 近隣地域の原子力施設等（原子力艦含む）の現状	<資料9-3>	5 6 5

### [海上災害]

1 一般財団法人海上災害防止センター保有船舶及び保有資材一覧表	<資料9-4>	5 6 6
2 (株)ダイトコーポレーション千葉支店保有船舶及び保有資機材一覧表	<資料9-5>	5 6 7

### [航空機災害]

1 成田国際空港(株)の消防力	<資料9-6>	5 6 9
2 成田市及び成田国際空港周辺市町村の消防力	<資料9-7>	5 7 0
3 成田国際空港の概要	<資料9-8>	5 7 2

# [1] 条例・要綱・協定等

## [千葉県防災基本条例関係]

### 1 千葉県防災基本条例（平成25年12月26日条例第59号）〈資料1-1〉

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則（第一条—第八条）

##### 第二章 災害予防対策

###### 第一節 県民による災害予防対策（第九条—第十二条）

###### 第二節 事業者等による災害予防対策（第十三条—第二十条）

###### 第三節 自主防災組織等による災害予防対策（第二十一条・第二十二条）

###### 第四節 県による災害予防対策（第二十三条—第三十三条）

##### 第三章 災害応急対策

###### 第一節 県民による災害応急対策（第三十四条—第三十七条）

###### 第二節 事業者等による災害応急対策（第三十八条—第四十一条）

###### 第三節 自主防災組織等による災害応急対策（第四十二条）

###### 第四節 県による災害応急対策（第四十三条—第四十五条）

##### 第四章 災害復旧・復興対策（第四十六条）

##### 第五章 雑則（第四十七条・第四十八条）

##### 附則

私たちの房総は、水と緑の彩り豊かな自然に恵まれ、古くから、豊富な海の幸、川の幸や山の幸の恩恵を受けてきた。

しかし、自然は、多くの恵みをもたらす一方で、繰り返し災害を引き起こしてきた。県内全域を襲った強い揺れに加え、大津波、液状化現象により甚大な被害をもたらした平成二十三年の東日本大震災をはじめ、昭和六十二年の千葉県東方沖地震、大正十二年の関東大震災、大正六年に発生し塩田の衰退の引き金となった高潮、江戸時代中期の元禄地震、江戸時代以降度重なる被害をもたらした利根川、印旛沼、手賀沼の洪水など、先人が経験した災害は枚挙にいとまがない。

もとより、地震、津波、豪雨等による災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。しかし、県民一人ひとりの日頃の努力によって被害を減らすことは可能である。公助を担う県、市町村等もこれまで災害対策基本法、地域防災計画等に基づき、積極的に防災対策を推進してきたところであるが、より一層被害の軽減を図るためには、過去の教訓を次代に継承するとともに、県、市町村等が行う「公助」に加え、災害から自らを守る「自助」及び近隣住民が相互に協力しつつ災害から自らの地域を守る「共助」の取組が求められている。そして、自助、共助及び公助が一体となり、相互に連携して、継続的に防災対策に取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、一丸となって防災対策に取り組み、地域防災力の向上を図ることにより災害に強い千葉県づくりを推進することを決意し、千葉県防災基本条例を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、県民（県内において就学し、又は就労する者、旅行者その他の災害が発生し、

又は発生するおそれがある場合において県内に滞在する者を含む。以下同じ。)の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関し、基本理念を定め、並びに県民、事業者、自主防災組織等及び市町村の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、これらのものが取り組むべき基本的な事項を定めることにより、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び災害からの復興を図ることをいう。
- 三 自主防災組織等 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条の二第二号に規定する自主防災組織その他の地域における防災活動を自発的に行う組織をいう。
- 四 帰宅困難者 災害が発生し、かつ、その利用すべき公共交通機関の運行が停止している場合において、自宅以外の場所にいる者のうち徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。
- 五 要配慮者 災害対策基本法第八条第二項第十七号に規定する要配慮者をいい、外国人及び旅行者のうち特に配慮を要する者を含むものとする。
- 六 避難行動要支援者 災害対策基本法第四十九条の十第一項に規定する避難行動要支援者をいう。

(基本理念)

第三条 防災に関する対策(以下「防災対策」という。)は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 災害が発生した場合における被害について、人の生命及び身体を守ることを最も優先しつつ、その最小化を図ること。
- 二 自助、共助及び公助が一体となった取組を継続的に行うこと。
- 三 被災者の基本的人権を尊重するとともに、要配慮者の置かれている状況に配慮し、かつ、男女双方の視点を踏まえること。

(県民の役割)

第四条 県民は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、自らの生命、身体及び財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、地域において消防団及び水防団(以下「消防団等」という。)、自主防災組織等並びにボランティアが行う防災活動に自発的かつ積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、地域において消防団等、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に自発的かつ積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織等の役割)

第六条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第七条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、災害対策基本法に基づく当該市町村の地域防災計画に即して、災害から当該市町村の住民の生命、身体及び財産を守るため、住民、事業者、自主防災組織等、国、県その他の関係者と連携しつつ、防災対策を推進するものとする。

(県の責務)

第八条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県民、事業者、自主防災組織等、国、市町村その他の関係者と連携しつつ、千葉県地域防災計画その他の防災に関連する計画に基づき、防災対策を総合的に推進するものとする。

## 第二章 災害予防対策

### 第一節 県民による災害予防対策

(防災訓練等への参加等)

第九条 県民は、災害の発生原因となる自然現象の特徴、予測される被害、災害から自らの生命、身体及び財産を守るための手段その他の防災に関する知識及び技能（以下「防災知識・技能」という。）を習得するため、防災に関する訓練及び講習（以下「防災訓練等」という。）に参加し、並びに防災に関する情報（以下「防災情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

(指定緊急避難場所等の確認等)

第十条 県民は、災害から自らの生命及び身体を守るための行動を迅速かつ適切にとることができるよう、指定緊急避難場所（災害対策基本法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）、避難経路等及び家族等その安否を確認すべき者との連絡手段を確認するよう努めるものとする。

2 避難行動要支援者は、市町村に対し、当該避難行動要支援者に係る災害対策基本法第四十九条の十第二項各号に掲げる避難行動要支援者名簿の作成に必要な事項を提供するよう努めるものとする。

(建築物の耐震対策等及び防火対策)

第十一条 県民は、地震による建築物の倒壊等から生命及び身体を守るとともに被災者の円滑な避難並びに救出及び救護、緊急物資等の輸送等に必要経路の確保に資するため、建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）、建築物の外壁等の落下を防止するための措置その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

2 県民は、地震が発生した場合における家具、家庭用電気機械器具等の転倒、散乱等から生命及び身体を守るため、家具、家庭用電気機械器具等の固定その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

3 県民は、災害が発生した場合における火災から生命及び身体を守るため、消火器の設置、防災性能を有する製品の利用、地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置の設置その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

(生活必需物資等の備蓄等)

第十二条 県民は、災害が発生した場合に生命及び最低限度の生活が維持できるよう、食料、飲料水、医薬品その他の生活必需物資及びラジオその他の情報収集のための機器を備蓄し、並びに必

要に応じてこれらを点検するよう努めるものとする。

- 2 県民は、前項の規定により備蓄すべき物資のうち特に必要な物資を避難の際に迅速に持ち出せるよう努めるものとする。
- 3 前各項の場合において、要配慮者の家族その他の要配慮者を日常的に援護する者（以下「要配慮者の家族等」という。）は、当該要配慮者に特に必要な物資に留意するよう努めるものとする。

#### 第二節 事業者等による災害予防対策

（防災訓練等の実施等）

第十三条 事業者は、従業員の防災知識・技能の習得を図るため、従業員に対する防災訓練等の実施、地域等における防災訓練等への参加その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

- 2 特定事業者（石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第九号に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）及び危険物取扱事業者（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物を取り扱う事業者をいう。）は、前項の措置を行うに当たっては、災害が発生した場合において人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある物の特性に特に留意するものとする。

（学校等における防災教育の実施）

第十四条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）、保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ）等の設置者は、災害が発生した場合において幼児、児童又は生徒がその発達段階に応じ自らの判断で適切に行動することができ、将来における防災対策の担い手となるようにするため、防災訓練等その他の防災教育を実施するよう努めるものとする。

（施設内待機の周知等）

第十五条 事業者は、帰宅困難者の一斉帰宅（被災者の生命及び身体を守るための救出及び救護が特に必要とされる期間（以下「救出等優先期間」という。）に一斉に帰宅することをいう。以下同じ。）による事故及び混乱の発生を防止するため、従業員に対し、施設内における待機の方針について周知し、及び家族等その安否を確認すべき者との連絡手段の確認を促すよう努めるものとする。

- 2 事業者は、行政機関が行う一時滞在施設（救出等優先期間において帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。以下同じ。）及び帰宅支援ステーション（救出等優先期間の経過後に徒歩により帰宅する帰宅困難者に対して飲料水、便所、情報等の提供を行う施設をいう。以下同じ。）の確保に関し必要な協力をするよう努めるものとする。

（事業の継続等のための措置）

第十六条 事業者は、災害が発生した場合において事業の継続又は早期の再開ができるよう、あらかじめ、必要な措置を行うよう努めるものとする。

（耐震対策等）

第十七条 事業者は、地震による建築物の倒壊等から従業員、施設利用者等の生命及び身体を守るとともに被災者の円滑な避難並びに救出及び救護、緊急物資等の輸送等に必要な経路の確保に資するため、建築物の耐震診断及び耐震改修、建築物の外壁、看板等の落下を防止するための措置その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、地震が発生した場合における備品等の転倒、散乱等から従業員、施設利用者等の生命及び身体を守るため、備品等の固定その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

(生活関連重要施設の安全性の向上)

第十八条 電気、ガス若しくは水道水を供給する施設又は電気通信を行うための施設（以下「生活関連重要施設」という。）の管理者たる事業者は、その事業が県民生活にとって重要な役割を果たすことに鑑み、当該生活関連重要施設の地震及び地盤の液状化に対する安全性の向上を図るものとする。

(石油コンビナートの防災対策)

第十九条 特定事業者は、石油コンビナートに係る災害の特殊性に鑑み、その事業の用に供する施設について、石油コンビナート等災害防止法その他の関係法令に基づく防災対策を行うとともに、更なる防災対策の推進に努めるものとする。

(生活必需物資の備蓄等)

第二十条 事業者は、災害が発生した場合において、帰宅困難者となった従業員の一斉帰宅の抑制を図るとともに、事業の継続又は早期の再開に資するため、食料、飲料水その他の生活必需物資を備蓄し、及び必要に応じてこれらを点検するよう努めるものとする。

#### 第三節 自主防災組織等による災害予防対策

(防災訓練等の実施等)

第二十一条 自主防災組織等は、地域住民の防災知識・技能の習得を図るため、防災訓練等の実施、防災情報の提供、災害の危険性が高い区域の把握その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、避難行動要支援者の生命及び身体を守るため、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等（災害対策基本法第四十九条の十第一項に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）に関する体制の整備に協力するよう努めるものとする。

(防災資機材の備蓄等)

第二十二条 自主防災組織等は、当該自主防災組織等が迅速かつ適切な災害応急対策を行うことができるよう、消火並びに被災者の避難並びに救出及び救護に必要な資機材その他の防災資機材を備蓄し、並びに必要に応じてこれらを点検するよう努めるものとする。

#### 第四節 県による災害予防対策

(防災情報の提供等)

第二十三条 県は、県民の防災知識・技能の習得を図るため、事業者、自主防災組織等及び市町村と連携しつつ、防災情報の提供、防災訓練等の実施、防災教育の支援、過去の災害に関する記録の収集、整理及び保存その他の必要な措置を行うものとする。

(一斉帰宅の抑制についての周知等)

第二十四条 県は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するとともに、救出等優先期間の経過後における帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するため、事業者、市町村その他の関係者と連携しつつ、一斉帰宅の抑制についての周知、一時滞在施設及び帰宅支援ステーションの確保その他の必要な措置を行うものとする。

(要配慮者に係る防災対策への支援等)

第二十五条 県は、要配慮者の特性を踏まえ、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に対する支援、要配慮者又は要配慮者の家族等が主体的に行う防災対策の支援その他の必要な措置を行うものとする。

(避難所に関する市町村への支援)

第二十六条 県は、市町村が行う避難所（災害対策基本法第三十三条の二第一項第一号に規定する避難所をいう。以下同じ。）の確保、迅速な開設及び円滑な運営のために必要な支援を行うものとする。

(耐震対策及び液状化対策に関する情報提供)

第二十七条 県は、地震及び地盤の液状化に対する建築物の安全性の向上に資するため、建築物の耐震診断及び耐震改修、地盤の液状化対策に係る工法等に関する情報を提供するものとする。

(公共土木施設の整備等)

第二十八条 県は、洪水、高潮、津波及び地滑りにより生ずる被害その他の災害の最小化に資するため、堤防、防潮堤、水門、地滑り防止施設その他の公共土木施設の整備及び改修を図るものとする。

(物資等の備蓄等及び供給体制の整備等)

第二十九条 県は、市町村による物資等の備蓄を補完する役割を踏まえつつ、県民の生命及び最低限度の生活の維持を図るために必要な物資等を備蓄し、及び点検するものとする。

2 県は、迅速かつ適切な災害応急対策及び災害復旧対策の実施を図るため、事業者との間の協定の締結その他の物資等の供給及び役務の提供に係る体制を整備するものとする。

(自主防災組織等への支援等)

第三十条 県は、自主防災組織等による防災活動の円滑な実施を図るため、市町村と連携して、自主防災組織等の結成及び活動に対する支援、自主防災組織等、消防団等その他の関係者との連絡調整の中心的な担い手となる人材の育成その他の必要な措置を行うものとする。

(ボランティアによる防災活動への支援)

第三十一条 県は、専門的な知識及び技術を有する者をはじめとするボランティアによる防災活動の円滑な実施を図るため、市町村、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携して、ボランティアの受入れに係る体制の整備、ボランティアの受入れに関し専門的な知識及び経験を有する人材の育成の推進その他のボランティアによる防災活動への必要な支援を行うものとする。

(表彰)

第三十二条 県は、地域における防災活動に関し特に顕著な功績があったと認められるものを表彰するものとする。

(体制の整備)

第三十三条 県は、国、他の都道府県、市町村、報道機関、医療機関その他の関係者と連携して、災害に関する情報の収集及び伝達に係る体制、被災者に対する医療に係る体制その他の防災に関する必要な体制を整備するものとする。

2 県は、災害が発生した場合において優先すべき業務の特定、当該業務を継続するために必要な人員等の確保等に関する計画を作成するものとする。

3 県は、その所有する庁舎その他の災害応急対策の実施上重要な施設について、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

### 第三章 災害応急対策

#### 第一節 県民による災害応急対策

(安全を確保するための行動)

第三十四条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの生命及び身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、災害対策基本法その他の法令等に基づく高齢者等避難の発表、避難の指示又は緊急安全確保措置の指示があったときは、これに応じて速やかに行動するものとする。

2 県民は、津波から自らの生命及び身体を守るため、津波による被害の発生が予想される場合においては、津波警報の発表、避難の指示等の津波に関する情報に留意しつつ、津波による被害の発生が予想される場所から高台、津波避難施設その他の安全な場所へ直ちに避難しなければなら

ない。

3 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難するに当たっては、要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣住民への呼びかけを行う等相互に助け合うよう努めるものとする。

(一斉帰宅による事故等を防止するための行動)

第三十五条 帰宅困難者は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、むやみに帰宅しないよう努めるとともに、一時滞在施設の運営に協力するよう努めるものとする。

(火災の発生等を防止するための行動)

第三十六条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、自らの生命及び身体を守るのに支障を生じない限度で、火気の使用の停止、ガス及び電気の遮断その他の火災の発生及び拡大を防止するために必要な行動をするよう努めるものとする。

(避難所における行動)

第三十七条 避難所に滞在する県民は、相互に協力しつつ、主体的に、避難所の運営に携わるよう努めるとともに、生活必需物資の確保及び配布、要配慮者に対するその特性を踏まえた配慮その他の避難所における円滑な共同生活を営むために必要な行動をするよう努めるものとする。

## 第二節 事業者等による災害応急対策

(従業者等の安全の確保)

第三十八条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、消防団等、自主防災組織等及びボランティアと連携しつつ、災害に関する情報の収集及び伝達、従業者、施設利用者等の安全であると認める場所への誘導並びに救出及び救護その他のこれらの者の生命及び身体を守るために必要な措置を行うよう努めるものとする。

(一斉帰宅による事故等を防止するための措置)

第三十九条 事業者は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、その管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認した上で、従業者、施設利用者等に対する災害に関する情報の提供、施設内における待機の指示、一時滞在施設に関する情報の提供その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

(学校、医療施設等における安全の確保)

第四十条 学校、保育所、幼保連携型認定こども園等の設置者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、乳幼児、児童又は生徒の特性を踏まえ、安全であると認める場所への誘導その他のこれらの者の生命及び身体を守るために必要な措置を行うものとする。

2 医療施設、介護施設、福祉施設等の設置者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、施設利用者の特性を踏まえ、安全であると認める場所への誘導その他の施設利用者の生命及び身体を守るために必要な措置を行うものとする。

(生活関連重要施設の被害の発生及び拡大の防止等)

第四十一条 生活関連重要施設の管理者たる事業者は、その事業が県民生活にとって重要な役割を果たすことに鑑み、災害が発生した場合においては、被害の発生及び拡大を防ぐとともに、その管理する施設及び設備の応急の復旧を迅速に行うよう努めるものとする。

## 第三節 自主防災組織等による災害応急対策

第四十二条 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、地域住民の被害の発生及び拡大を防ぐため、自らの生命及び身体を守るのに支障を生じない限度で、災害に関する情報の収集及び伝達、火災の発生及び拡大を防止するための措置、要配慮者等の地域住民の避難の誘導、安否の確認並びに救出及び救護、給食及び給水その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

#### 第四節 県による災害応急対策

##### (体制の整備)

第四十三条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、国、市町村その他の関係者と連携して、被災者の避難並びに救出及び救護、物資等の供給その他の災害応急対策の円滑な実施のために必要な体制を直ちに整えるものとする。

##### (情報の収集及び伝達)

第四十四条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ適切に、災害に関する情報を収集し、市町村及び防災関係機関に伝達するものとする。

2 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、報道機関と連携しつつ、県民、事業者及び自主防災組織等に対して災害に関する情報が迅速かつ適切に伝達されるよう必要な措置を行うものとする。

##### (一斉帰宅による事故等を防止するための措置)

第四十五条 県は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、事業者、市町村その他の関係者と連携しつつ、帰宅困難者に対し、むやみに帰宅しないよう呼びかけるとともに、災害、公共交通機関並びに一時滞在施設及び帰宅支援ステーションに関する情報の提供その他の必要な措置を行うものとする。

#### 第四章 災害復旧・復興対策

第四十六条 県民は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、相互に助け合い、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

2 事業者は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業の継続又は早期の再開により雇用を確保するよう努めるとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

3 県は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業者、ボランティア、国、市町村その他の関係者と連携して、これらに必要な体制を整備するとともに、復旧及び復興に係る対策を的確に実施するものとする。

#### 第五章 雑則

##### (施行状況の報告及び公表)

第四十七条 県は、毎年一回、この条例の施行の状況を千葉県防災会議に報告するとともに、これを公表するものとする。

##### (財政上の措置)

第四十八条 県は、防災に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を行うものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

##### (検討)

2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、防災に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

##### 附 則 (平成二十八年三月二十五日条例第二十八号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

##### 附 則 (平成三十年三月二十三日条例第八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年十月十九日条例第三十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年十月十日条例第三十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

## [防災会議関係]

### 1 千葉県防災会議条例（昭和37年12月10日条例第37号）〈資料1－2〉

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第15条第8項の規定に基づき、千葉県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第2条 防災会議の委員の定数は、60人以内とする。

2 県内の市町村の長及び消防機関の長のうちから任命される委員、県内において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中うちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）

第3条 防災会議に、幹事50人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所轄事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第4条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（防災会議の庶務）

第5条 防災会議の庶務は、規則で定める機関において処理する。

（議事等）

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年7月18日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月23日条例第78号）

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県防災会議委員名簿

会長：千葉県知事 熊谷 俊人

令和7年9月1日現在

番号	区分	役職名	氏名
1	1号	関東管区警察局長	大橋 一夫
2	※	千葉庁事務執行事務棟センター所長	花井 亮
3	※	関東総合通信局長	内藤 茂雄
4	※	関東財務局千葉財務事務所長	青木 隆信
5	※	関東信越厚生局長	針田 哲
6	※	千葉労働局長	小山 真大
7	※	関東農政局 千葉県拠点地方事務官	阿部 知康
8	※	関東森林管理部長	松村 幸尚
9	※	関東経済産業局総務企画部長	田中 悠和
10	※	関東東北産業保安監督部長	清田 健志
11	※	関東地方整備局長	橋本 雅迪
12	※	関東運輸局長	藤田 礼子
13	※	成田空港事務所長	中村 文俊
14	※	関東地方測量部長	石山 信郎
15	※	鏡子地方気象台長	白石 昇司
16	※	千葉海上保安部長	岡 光 豊
17	※	関東地方環境事務所長	金子 真恵
18	※	北関東防衛局長	池田 良人
19	2号	海上自衛隊第1空母団長	石原 由華
20	3号	千葉県教育委員会教育長	杉野 可慶
21	4号	千葉県警察本部長	青山 彩子
22	5号	千葉県副知事	高梨 みちえ
23	※	千葉県副知事	黒野 憲之
24	※	千葉県防災危機管理部長	青柳 肇
25	6号	千葉県市長会会長	太田 洋
26	※	千葉県町村会会長	倉田 利雄
27	※	公益財団法人 千葉県消防協会会長	石橋 毅

番号	区分	役職名	氏名
28	※	千葉県消防長会会長	市村 啓二
29	7号	東日本旅客鉄道株式会社 執行役員千葉支社長	三島 大輔
30	※	NTT東日本株式会社 千葉事業部千葉支店長	井上 敏彦
31	※	日本赤十字社千葉県支館事務局長	樋 剛 和
32	※	日本放送協会千葉放送局長	白坂 光二
33	※	日本通運株式会社千葉支店長	松原 仁志
34	※	東京電力パワーグリッド株式会社 執行役員千葉経支社長	宮 賀 雅 弘
35	※	印旛沼土地改良区理事長	長谷川 邦彦
36	※	印旛利根川水防事務所組合管理者	橋 本 浩
37	※	京成電鉄株式会社執行役員 鉄道本部安全推進部長	宮 路 慎 一
38	※	東京ガス株式会社千葉支社長	清 田 修
39	※	公益社団法人千葉県医師会副会長	金 江 清
40	※	一般社団法人千葉県歯科医師会理事	大 谷 洋 昭
41	※	一般社団法人千葉県農林部会会長	眞 鍋 知 史
42	※	日本航空株式会社成田空港支店長	大八木 津子
43	※	成田国際空港株式会社空港運用部門 オペレーションセンター部長	曾 井 理 博
44	※	東日本高速道路株式会社関東支社長	松 坂 敏 博
45	※	日本郵便株式会社千葉中央郵便局長	永 石 晴 博
46	※	公益社団法人千葉県看護協会会長	増 田 美 恵 子
47	8号	日本女子大学建築デザイン学部 建築デザイン学科教授	早 田 京 子
48	※	千葉県民生委員児童委員協議会会長	高 橋 孝 枝
49	※	はざま会わりの自主防災部会副部会長 総務&ネットワーク代表	早 田 千 里
50	※	千葉県女性防火クラブ連絡協議会会長	佐々木 香代枝
51	※	千葉大学大学院工学研究科 教授	丸 山 喜 久
52	※	一般社団法人 千葉県公認心理師協会	野 橋 し のぶ
53	※	千葉県社会福祉協議会常務理事	尾 関 範 子

※ 区分は千葉県基本法第15条第5項各号

## 2 千葉県防災会議運営要領<資料1-3>

(目的)

第1条 この要領は、千葉県防災会議条例（昭和37年千葉県条例第37号）第6条の規定に基づき、千葉県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

(委任による処理)

第3条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(部会)

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を招集するときは、予め会長にこれを通知しなければならない。

3 部会長は、部会の経過及び結果を防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第5条 防災会議に幹事会を置く。

2 会長は、必要の都度幹事を招集して事務を処理させることができる。

附 則

この要領は、昭和38年4月1日から施行する。

### 3 千葉県防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について<資料1-4>

千葉県防災会議運営要領第3条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

- 1 市町村防災会議不設置についての意見に関する事。 (法第16条第5項)
- 2 関係行政機関等に対する協力の要求に関する事。 (法第21条)
- 3 市町村防災会議が作成又は修正する市町村地域防災計画についての意見に関する事。 (法第42条第6項)
- 4 市町村防災会議の協議会が作成又は修正する市町村相互間地域防災計画についての意見に関する事。 (法第44条第3項)
- 5 その他軽易な事項

#### 4 千葉県防災会議幹事会運営要領<資料1-5>

(設置)

第1 千葉県防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務を円滑に遂行するため、千葉県防災会議幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(組織)

第2 幹事会は、会長及び千葉県防災会議条例(昭和37年12月10日条例第37号)第3条に規定する幹事をもって組織する。

(会長)

第3 会長は、防災危機管理部次長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会議を総理し、幹事会を代表する。

(幹事)

第4 幹事は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事務)

第5 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 1 防災会議の所掌事務に関し、資料の収集、調査及び研究をすること。
- 2 防災会議に提出する議案に関すること。
- 3 その他防災会議が必要と認める事項に関すること。

(会議)

第6 幹事会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者をもって議長に充てる。

2 会長は、必要と認めるときは、幹事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(特別幹事会)

第7 第5に規定する事項で緊急又は簡易な事項を処理するため、特別幹事会を設置することができる。

2 特別幹事会は、別表第2に掲げる職にある者、その他会長が必要と認めた者をもって構成する。

3 特別幹事会の招集及び会議の議長は、前条の規定に準ずるものとする。

(結果報告)

第8 会議の結果については、特別幹事会は幹事会に、幹事会は防災会議にそれぞれの議長が報告するものとする。

ただし、緊急又は簡易な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。

(庶務)

第9 幹事会及び特別幹事会の庶務は、防災危機管理部危機管理政策課において処理する。

附 則

この要領は、昭和46年7月22日から施行する。

(略)

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

別表第1

## 千葉県防災会議幹事

(35名)

役 職 名	役 職 名
関東管区警察局広域調整部 災害対策官	関東地方環境事務所総務課長
関東管区警察局千葉県情報通信部 機動通信課長	北関東防衛局企画部地方協力確保課長
千葉行政監視行政相談センター 行政監視行政相談課長	陸上自衛隊第1空挺団第3科長
関東総合通信局防災対策推進室長	千葉県教育庁学校危機管理監
関東財務局千葉財務事務所総務課長	千葉県警察本部警備部警備課長
関東信越厚生局総務課長	千葉県防災危機管理部危機管理政策課長
千葉労働局総務部総務課長	千葉県防災危機管理部防災対策課長
関東農政局千葉県拠点副地方参事官	千葉県防災危機管理部消防課長
関東森林管理局千葉森林管理事務所長	千葉県防災危機管理部産業保安課長
関東経済産業局総務企画部総務課 危機管理・災害対策室長	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社 鉄道事業部安全企画ユニットリーダー
関東東北産業保安監督部管理課長	NTT東日本株式会社 千葉事業部災害対策室室長
関東地方整備局千葉国道事務所長	日本赤十字社千葉県支部事業部救護福祉課長
関東地方整備局千葉港湾事務所長	東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社 防災担当部長
関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官	公益社団法人千葉県医師会事務局長
成田空港事務所総務部総務課長	一般社団法人千葉県歯科医師会事務局長
関東地方測量部防災課長	一般社団法人千葉県薬剤師会事務局長
銚子地方气象台防災管理官	成田国際空港株式会社 空港運用部門オペレーションセンター 担当部長
千葉海上保安部警備救難課長	

別表第2

千葉県防災会議特別幹事

役 職 名
陸上自衛隊第1空挺団第3科長
千葉県教育庁学校危機管理監
千葉県警察本部警備部警備課長
千葉県防災危機管理部危機管理政策課長
千葉県防災危機管理部防災対策課長
千葉県防災危機管理部消防課長
千葉県防災危機管理部産業保安課長

## 5 千葉県防災会議対策部会運営要領<資料1-6>

(設置)

第1 千葉県防災会議(以下「防災会議」という。)に対策部会(以下「部会」という。)を設置する。

(部会の種類)

第2 部会の種類は別表1のとおりとする。

(部会の業務)

第3 部会は別表1に掲げる業務を行う。

(委員)

第4 部会は防災会議委員若干名及び必要に応じ臨時委員若干名をもって組織する。

2 部会の委員及び臨時委員は防災会議の会長が指名する。

(部会長)

第5 部会長は、防災危機管理部長の職にある者をもって充てる。

2 部会長は、会務を総理し部会を代表する。

(会議)

第6 部会は、防災会議の会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となる。

ただし、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者をもって議長に充てる。

(幹事会)

第7 第3に規定する事項で緊急または簡易な事項を処理するため部会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置することができる。

2 幹事会は、防災会議の幹事若干名及び会長が必要と認めた臨時幹事をもって構成する。

3 幹事会の招集および会議の議長は第6の規定に準ずるものとする。

(専門委員会)

第8 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員、専門委員又は臨時委員は、部会長が指名する。

3 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。

4 専門委員会は委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者をもって議長に充てる。

(結果報告)

第9 会議の結果については、幹事会は部会に、部会は防災会議にそれぞれの議長が報告するものとする。

ただし、緊急又は簡易な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。

(委任)

第10 この規定に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

(庶務)

第11 部会の庶務は、防災危機管理部危機管理政策課において処理する。

附 則

この要領は昭和46年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年3月1日から施行する。

別表 1

部会の種類	部 会 の 業 務
地震対策部会	(1) 地盤、地質並びに土木建築物に関する基礎調査、火災対策、避難対策、危険物対策等の専門的調査研究 (2) 土木施設、建築物、交通施設、通信施設、水道、下水道、電気ガス施設、消防水利、人的、産業の各被害想定 (3) 地震災害予防措置の推進に関し必要な事項 (4) 地震災害応急対策の推進に関し必要な事項 (5) その他地震に関し必要な事項

## 6 地区防災会議設置要綱<資料1-7>

(目的)

第1条 この要綱は、地区防災会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 各地域振興事務所ごとに地区防災会議を置く。

2 千葉市及び市原市を所管区域とする千葉地区防災会議（以下「千葉地区」という。）を置く。

(名称、位置及び所管区域)

第3条 地区防災会議の名称、位置及び所管区域は別表1のとおりとする。

(組織)

第4条 地区防災会議は、会長、委員及び幹事をもって組織する。

(会長)

第5条 会長は、地域振興事務所長の職にある者を、千葉地区にあっては、防災危機管理部次長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、地区防災会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するものとする。

(委員及び幹事)

第6条 委員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

ただし、同表に掲げていない機関で、地域振興事務所長が、千葉地区にあっては、防災危機管理部次長が必要と認めるときは、その機関の長を委員とすることができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから会長が任命する。

(所掌事務)

第7条 地区防災会議は、次の事務を行う。

1. 地区内の実情に応じた災害対策に関する総合的な施策について協議し、その施策の実施を推進すること。

2. 地区内における災害対策に関する総合的な施策の実施に関して、県並びに市町村及び防災関係機関相互間の連絡調整を図ること。

3. 市町村防災会議の促進及び市町村地域防災計画の指導に関すること。

(会議)

第8条 地区防災会議は、委員会及び幹事会とする。

2 地区防災会議は、会長が招集する。

(報告)

第9条 会長は、地区防災会議を開催する1週間前までに、その地区防災会議の開催日時、場所および議題等を県防災会議の会長に報告するものとする。

2 会長は、地区防災会議の終了後すみやかにその内容を県防災会議の会長に報告するものとする。

(事務局)

第10条 地区防災会議の事務局は、地域振興事務所地域防災課に、千葉地区にあっては、防災危機管理部危機管理政策課に置く。

(委 任)

第 1 1 条 前各条に規定するもののほか、地区防災会議の運営に関し必要な事項はそれぞれの地区防災会議において定める。

附 則

この要綱は、昭和 4 7 年 5 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

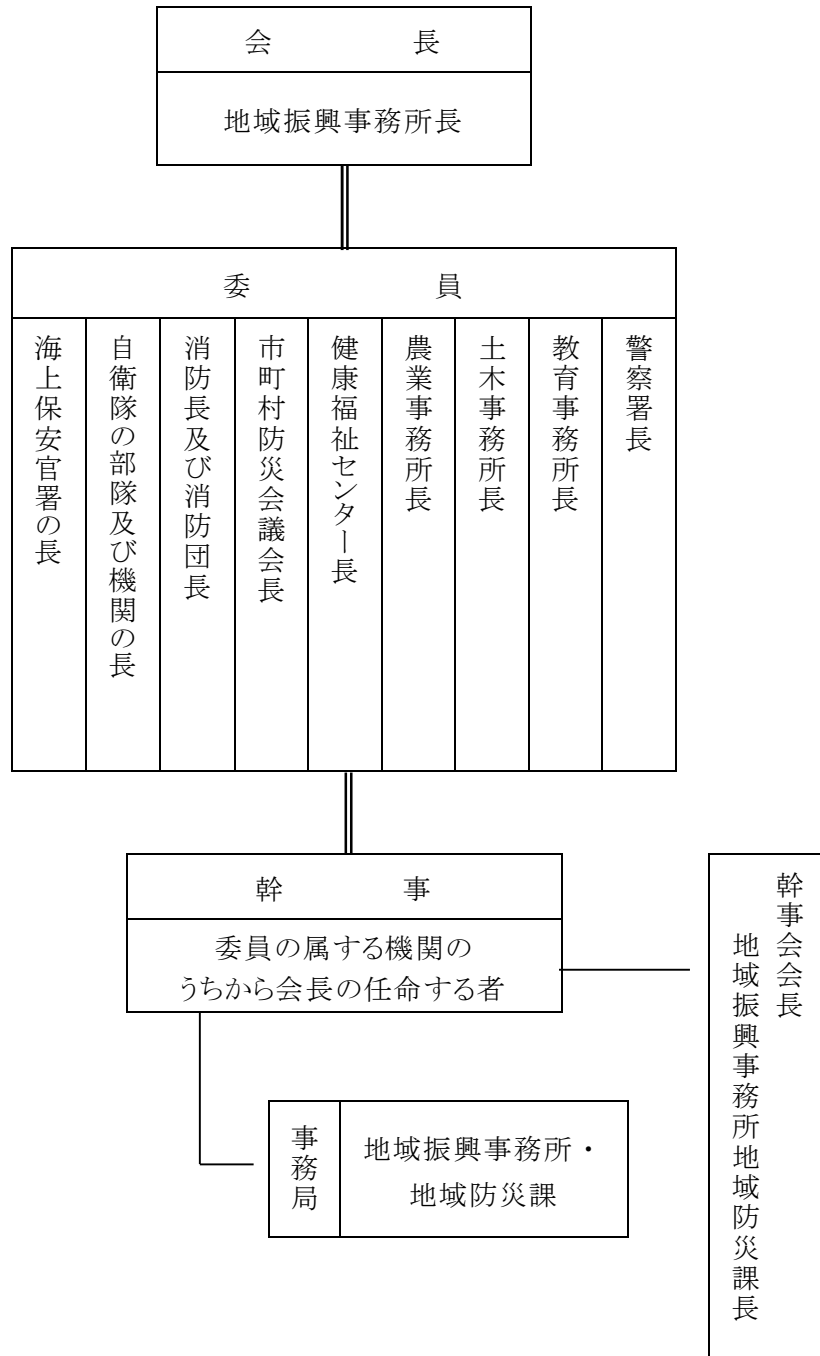
別表 1

地区防災会議の名称、位置及び所管区域

名 称	位 置	所 管 区 域
千葉地区防災会議	千葉市	千葉市及び市原市
葛南地区防災会議	船橋市	市川市、船橋市、習志野市、八千代市及び浦安市
東葛飾地区防災会議	松戸市	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市及び鎌ヶ谷市
印旛地区防災会議	佐倉市	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町及び栄町
香取地区防災会議	香取市	香取市、神崎町、多古町及び東庄町
海匝地区防災会議	旭市	銚子市、旭市及び匝瑳市
山武地区防災会議	東金市	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町及び横芝光町
長生地区防災会議	茂原市	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町
夷隅地区防災会議	大多喜町	勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町
安房地区防災会議	館山市	館山市、鴨川市、南房総市及び鋸南町
君津地区防災会議	木更津市	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市

別表2

地区防災会議組織



\* 千葉地区にあつては、「地域振興事務所長」を「防災危機管理部次長」に、「地域振興事務所地域防災課長」を「防災危機管理部危機管理政策課副課長」に読み替えるものとする。

## [災害対策本部関係]

### 1 千葉県災害対策本部条例（昭和37年12月10日条例第38号）＜資料1－8＞

（趣 旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定により、千葉県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（職 務）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員を充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委 任）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年7月16日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月23日条例第77号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 千葉県災害対策本部要綱<資料1-9>

### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 千葉県災害対策本部の設置等（第三条―第六条）
第三章 災害対策本部の組織
第一節 組織（第七条・第八条）
第二節 本部
第一款 本部の組織（第九条―第十四条）
第二款 本部事務局（第十五条―第十七条）
第三款 現地災害対策本部（第十八条―第二十二条）
第三節 支部（第二十三条―第二十九条）
第四章 職員の配備（第三十条）
第五章 雑則（第三十一条）
附則
別表

### 第一章 総則

（趣旨）

**第一条** この要綱は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二十三条に規定する災害対策本部の設置に関し必要な事項を定めるとともに千葉県災害対策本部条例（昭和三十七年千葉県条例第三十八号。以下「条例」という。）第五条の規定による千葉県災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第二条** この要綱において「災害」とは、法第二条第一号に定める災害で、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条に定める程度のものをいう。

### 第二章 千葉県災害対策本部の設置等

（災害対策本部の設置）

**第三条** 知事は、法第二十三条第一項の規定により、県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、千葉県地域防災計画の定めるところにより、千葉県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

（災害対策本部の設置の要請）

**第四条** 別表第一に掲げる者は、災害対策本部を設置する必要があると認めるときは、防災危機管理部長（防災危機管理部長に事故があるときは、副知事。次項において同じ。）に災害対策本部の設置を要請するものとする。

2 防災危機管理部長は、前項の要請があったとき又は災害対策本部を設置する必要があると認めるときは、災害対策本部の設置を知事に要請するものとする。

3 別表第一に掲げる者は、災害対策本部を設置する必要があると認められた場合で、第一項の要請をするいとまがないとき又は防災危機管理部長及び副知事にともに事故があるときは、知事に災害対策本部の設置を要請するものとする。

（現地災害対策本部の設置）

**第五条** 知事は、法第二十三条第五項の規定により、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う必要があると認めるときは、千葉県地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、現地災害対策本部を置く。

(災害対策本部の廃止)

**第六条** 知事は、災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害又は災害の発生するおそれが解消したため災害対策本部を設置しておく必要がなくなったと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

### 第三章 災害対策本部の組織

#### 第一節 組織

(組織)

**第七条** 災害対策本部に、本部及び支部を置く。

2 第五条の規定により置かれる現地災害対策本部は、本部の一組織として本部の事務の一部を行う。

(副本部長及び本部員の任命、統括本部員)

**第八条** 知事は、法第二十三条第三項の規定により、副知事（副知事に事故があるときは、防災危機管理部長）を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）に、別表第二に掲げる者を災害対策本部員（以下「本部員」という。）に、それぞれ任命する。

2 防災危機管理部長は、統括本部員として本部員を統括する。

#### 第二節 本部

##### 第一款 本部の組織

(本部の所掌事務)

**第九条** 本部は、県全体の災害予防対策、災害応急対策等を実施するため、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 災害予防対策及び災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- 二 災害救助法の適用に関すること。
- 三 国、他都県及び市町村の応援に関すること。
- 四 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- 五 その他重要事項に関すること。

(本部会議)

**第十条** 本部長は、災害予防対策、災害応急対策等を検討し、又は実施するため、必要に応じて、本部長、副本部長、本部員その他本部長が指名する者で構成する本部会議を招集するものとする。

2 本部長に事故があるときは、次に定めた順位に従いその職務を代理する。副知事の順位は千葉県知事の職務を代理する順序を定める規則による。

- 第1順位 副知事
- 第2順位 防災危機管理部長
- 第3順位 総務部長
- 第4順位 総合企画部長
- 第5順位 健康福祉部長
- 第6順位 環境生活部長
- 第7順位 商工労働部長
- 第8順位 農林水産部長
- 第9順位 県土整備部長
- 第10順位 地域振興事務所長

(関係機関に対する要請等)

**第十一条** 本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は災害対策本部との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

(部及び班)

**第十二条** 本部に別表第三に掲げる部を置き、当該部に同表に掲げる班を置く。

2 本部の部及び班の分掌事務は、別表第三に掲げるとおりとする。

(部及び班の職制)

**第十三条** 条例第三条第三項の規定により部に置かれる部長のほか、本部の部に副部長及び本部連絡員を、班に班長及び班員を置く。

2 本部の部の部長、副部長及び班長は別表第三に掲げる者を、本部連絡員は部長となる者があらかじめ指名した職員を、班員は同表に掲げる部及び班に対応する県の組織の職員をもって充てる。

(部長等の職務)

**第十四条** 部長は、条例第三条第四項の規定により部の事務を掌理し、部に属する職員を指揮監督する。

2 副部長は、部長を助け、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部連絡員は、所定の場所に勤務し、上司の命を受け、部相互間及び部内各班の連絡調整並びに情報収集の事務に従事する。

4 班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

第二款 本部事務局

(本部事務局)

**第十五条** 本部に本部事務局を置き、本部事務局に別表第四に掲げる班を置く。

2 本部事務局及び本部事務局の班の分掌事務は、別表第四に掲げるとおりとする。

(本部事務局の職制)

**第十六条** 本部事務局に事務局長、事務局次長及び情報連絡員(本庁リエゾン)を、本部事務局の班に班長及び班員を置く。

2 本部事務局の事務局長は防災危機管理部次長の職にある者を、事務局次長は防災危機管理部危機管理政策課長、防災対策課長、危機管理政策課危機管理室長及び災害・危機対策監並びに総務部総務課長、人事課長、財政課長及び市町村課長の職にある者を、情報連絡員(本庁リエゾン)は所属する組織の長があらかじめ選定した職員を、班長は防災危機管理部危機管理政策課、防災対策課、消防課及び産業保安課の職員のうちから防災危機管理部長があらかじめ指名した職員を、班員は防災危機管理部危機管理政策課、防災対策課、消防課及び産業保安課の職員並びに本部の部に属する職員のうちから部長となる者があらかじめ指名した職員をもって充てるものとし、各部長等は災害対策が円滑に行われるよう本部事務局の班員の代替について考慮するものとする。

(事務局長等の職務)

**第十七条** 事務局長は、本部事務局の事務を掌理し、本部事務局に属する職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を助け、事務局長に事故があるときは、次に定めた順位に従いその職務を代理する。

第1順位 防災危機管理部危機管理政策課長

第2順位 防災危機管理部防災対策課長

第3順位 防災危機管理部危機管理政策課危機管理室長

第4順位 防災危機管理部災害・危機対策監

第5順位 総務部総務課長

第6順位 総務部人事課長

第7順位 総務部財政課長

第8順位 総務部市町村課長

- 3 次に掲げる事務局次長は、それぞれ各号に掲げる事務を掌理する。
  - 一 防災危機管理部危機管理政策課長 事務局運営
  - 二 防災危機管理部防災対策課長 国等との調整
  - 三 防災危機管理部危機管理政策課危機管理室長 事務局運営の補佐
  - 四 防災危機管理部災害・危機対策監 自衛隊との調整
- 4 情報連絡員（本庁リエゾン）は、本部長の命を受け、担当市町村庁舎に常駐し、災害の情報を本部長に通報する。
- 5 班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

### 第三款 現地災害対策本部

（現地災害対策本部の所掌事務及び設置場所）

**第十八条** 現地災害対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 被害状況及び応急対策実施状況の情報の収集及び分析
  - 二 市町村及び関係機関との連絡調整
  - 三 自衛隊の災害派遣についての本部長への意見具申
  - 四 本部長の指示による応急対策の実施
  - 五 その他緊急を要する応急対策の実施
- 2 現地災害対策本部の設置場所は、災害の現地若しくはその付近又は災害の現地の市町村庁舎等とする。

（現地災害対策本部に属する者）

**第十九条** 次に掲げる者は、条例第四条の規定により、現地災害対策本部に属し、現地災害対策本部において、事務に従事する。

- 一 現地災害対策本部長
- 二 現地災害対策本部員
- 三 その他の職員

（現地災害対策本部長）

**第二十条** 現地災害対策本部長は、条例第四条第一項の規定により副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充て、同条第二項の規定により現地災害対策本部の事務を掌理し、現地災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

（現地災害対策本部員等）

**第二十一条** 現地災害対策本部員は、条例第四条第一項の規定により本部員のうちから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

- 2 現地災害対策本部のその他の職員は、本部及び支部に属する職員のうちから事務局長が指名する者をもって充てる。

（現地災害対策本部長の関係機関に対する要請等）

**第二十二条** 現地災害対策本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は災害対策本部との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

### 第三節 支部

（名称、位置及び所管区域）

**第二十三条** 支部の名称、位置及び所管区域は、別表第五のとおりとする。

（支部の所掌事務）

**第二十四条** 支部は、支部の管轄区域における災害予防対策、災害応急対策等を実施するため、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 支部の管轄区域における災害関係職員の動員及び派遣に関すること。

- 二 支部の管轄区域における被害状況、応急対策実施状況等の報告の扶助に関すること。
- 三 その他支部の管轄区域における災害予防対策、災害応急対策等の実施に関すること。

(支部の班)

**第二十五条** 支部に別表第六に掲げる班を置く。

- 2 支部の班の分掌事務は、別表第六に掲げるとおりとする。

(支部の職制)

**第二十六条** 支部に支部長、副支部長及び情報連絡員(地域リエゾン)を、支部の班(その他の班は除く。)に班長及び班員を置く。

また、支部総務班に支部連絡員を、総務班以外の班(その他の班は除く。)に各班連絡員を置く。

- 2 支部長は地域振興事務所長を、副支部長は地域振興事務所の次長、情報連絡員(地域リエゾン)は地域振興事務所長があらかじめ選定した職員をもって充てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、千葉支部にあっては支部長は防災危機管理部危機管理政策課危機管理室長の職にある者を、副支部長は防災危機管理部危機管理政策課副課長の職にある者を、情報連絡員(地域リエゾン)は防災危機管理部危機管理政策課長があらかじめ選定した職員をもって充てる。
- 4 第二項の規定にかかわらず、東京支部にあっては支部長は東京事務所長の職にある者を、副支部長は東京事務所次長の職にある者をもって充てる。
- 5 班長は別表第六に掲げる者を、支部連絡員は支部長となる者があらかじめ指名した職員を、各班連絡員は班長となる者があらかじめ指名した職員を、班員は同表に掲げる班に対応する県の組織の職員をもって充てる。

(支部長等の職務)

**第二十七条** 支部長は、本部長の命を受け、支部の事務を掌理し、支部に属する職員を指揮監督する。

- 2 副支部長は、支部長を助け、支部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 情報連絡員(地域リエゾン)は、支部長の命を受け、管轄区域内の市町村庁舎に常駐し、災害の情報を本部長及び支部長に通報する。
- 4 班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 支部連絡員は、所定の場所に勤務し、上司の命を受け、支部内の連絡調整及び情報収集の事務に従事する。
- 6 各班連絡員は、所定の場所に勤務し、上司の命を受け、支部内各班の連絡調整及び情報収集の事務に従事する。
- 7 班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

(支部長が置く班)

**第二十八条** 支部長は、支部の実情に応じて、別表第六に掲げる班のほかに必要な班を置くことができる。

- 2 前項の班の分掌事務は、支部長が定め、その班の班長及び班員は、支部長が指名する職員をもって充てる。

(支部長の関係機関に対する要請等)

**第二十九条** 支部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は災害対策本部との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

#### 第四章 職員の配備

(職員の配備)

**第三十条** 防災危機管理部長は、県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、千葉県災害対策本部の設置前においても千葉県地域防災計画の定めるところにより、職員を配備するものとする。

- 2 職員の配備は、情報収集体制、災害即応体制、災害対策本部第1配備から災害対策本部第3配備までとし、それぞれの配備の要領は、別に定める。
- 3 災害対策本部が設置された場合の職員の配備は、前項の規定による配備のうち災害対策本部第1配備から災害対策本部第3配備までとする。

ただし、局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合で知事が必要と認めたときはこの限りでない。

## 第五章 雑則

### (委任)

**第三十一条** この要綱に定めるもののほか、本部の部及び班の組織に関し必要な事項は部長が、本部事務局の組織に関し必要な事項は事務局長が、現地災害対策本部の組織に関し必要な事項は現地災害対策本部長が、支部の組織に関し必要な事項は支部長がそれぞれ定める。

#### 附 則

この要綱は、平成九年四月一日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成十年四月一日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成十一年四月一日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成十一年五月一日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成十二年四月一日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成十二年五月一日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成十三年四月一日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成十四年四月一日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成十五年四月一日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成十六年四月一日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成十七年四月一日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成十七年四月二十日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成十八年四月一日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成十九年一月一日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成二十五年一月四日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成二十八年九月七日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成二十九年七月三十一日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成三十年一月十一日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和二年四月一日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和三年十二月七日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和四年四月一日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和六年三月一日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和六年四月一日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和七年四月一日から施行する。

別表第一 災害対策本部の設置を要請する者

災害対策本部の設置を要請する者	総務部長
	総合企画部長
	健康福祉部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
	警察本部長
	地域振興事務所長
東京事務所長	

別表第二 災害対策本部員

災害対策本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	地域防災担当部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長の指定する者	

別表第三 災害対策本部各部各班

各部	部長・ 副部長	班名	班長	分掌事務
総務部	部長 総務部長	秘書班	秘書課長	1 本部長の秘書に関する事。 2 災害見舞及び視察者に関する事。
	副部長 総務部次長	総務班	総務課長	1 部内の連絡調整に関する事。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関する事。
		人事班	人事課長	1 災害関係職員の動員及び派遣に係る応援受援に関する事。
	財政班	財政課長	1 災害関係の予算に関する事。	
	資産経営班	資産経営課長	1 県有財産の被害の取りまとめに関する事。	
	管財班	管財課長	1 県本部の施設、物品の確保及び自動車の配車に関する事。 2 応急対策物品の出納に関する事。 3 所管する県庁舎の被害の取りまとめに関する事。 4 統括管理施設の電気設備の保安の確保に関する事。 5 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関する事。（県庁本庁舎、中庁舎、南庁舎）	
	税務班	税務課長	1 県税の減免等に関する事。	
	市町村班	市町村課長	1 被災市町村の行政運営に関する事。 2 被災市町村の応急復旧資金等に関する事。 3 地方交付税及び市町村債に関する事。 4 市町村応援職員の派遣調整に関する事。	
	学事班	学事課長	1 私立学校の被害の取りまとめ及び連絡調整に関する事。	
	総務ワークステーション班	総務ワークステーション所長	1 関係職員の災害補償等に関する事。 2 関係職員の健康管理等に関する事。	
	協力班	政策法務課長 審査情報課長 情報システム課長 デジタル戦略課長 デジタル推進課長 監査委員事務局長	1 他班の応援に関する事。	
議会班	議会事務局長	1 議会に関する事。		

各部	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
総合企画部	部長 総合企画部長	政策企画班	政策企画課長	1 部内の連絡調整に関する事。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関する事。
	副部長 地域づくり担当部長	国際班	国際課長	1 通訳ボランティアの活動調整に関する事。
		報道広報班	報道広報課長	1 報道機関との連携に関する事。 2 災害広報に関する事。
	副部長 交通担当部長	水政班	水政課長	1 飲料水（水道事業体の水道水）供給の指導に関する事。 2 県及び市町村等水道施設の被害及び復旧状況調査、千葉県水道災害相互応援協定に基づく調整に関する事。
	副部長 総合企画部次長			3 放射線モニタリング等（水質調査（企業局を除く水道事業体の水道水）、廃棄物（企業局を除く水道事業体から発生する汚泥）に係る情報収集及び広報に関する事。 4 飲料水（企業局を除く水道事業体の水道水）の摂取制限に係る助言及び広報に関する事。
	副部長 次長（空港）	成田空港班	成田空港政策課長 空港地域共生課長	1 成田国際空港に関する航空機事故に係る部内等の連絡調整に関する事。
		交通計画班	交通計画課長	1 交通機関の被害調査に関する事。
	協力班	統計課長 多様性社会推進課長 地域づくり課長 人事委員会事務局長	1 他班の応援に関する事。	

各部	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
健康福祉部（千葉県保健医療福祉調整本部）	部長（本部長） 健康福祉部長  副部長（副本部長） 保健医療担当部長	総合調整班  【構成課】 ○健康福祉政策課 保険指導課	健康福祉政策課長	1 総合調整班の連絡調整及び運営に関すること。 2 被害及び救援活動に係る情報処理に関すること。 3 災害対策に伴う部職員の配置と勤務管理に関すること。 4 部が行う災害対策活動の総合調整に関すること。 5 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。 6 その他対策に必要な業務に関すること。
		災害医療班  【構成課】 ○医療整備課 健康福祉政策課 疾病対策課 障害者福祉推進課 薬務課	健康危機対策監	1 災害医療班の連絡調整及び運営に関すること。 2 医療ニーズ把握のための情報収集に関すること。 3 医療救護活動に係る調整に関すること。 4 医療救護活動（緊急時被ばく医療を含む。）の実施に関すること。 5 医薬品等の確保に関すること。 6 地域医療の復旧に関すること。
		災害保健班  【構成課】 ○健康づくり支援課 疾病対策課 障害者福祉推進課 薬務課 衛生指導課	健康福祉部次長（技術）	1 災害保健班の活動管理に関すること。 2 保健活動の実施に関すること。 3 被災者の健康維持に関すること。 4 被災地域の生活衛生状態の確保に関すること。 5 保健医療ボランティアの確保に関すること。
		災害福祉班  【構成課】 ○健康福祉指導課 児童家庭課 子育て支援課 高齢者福祉課 障害者福祉推進課 障害福祉事業課	健康福祉部次長（事務）	1 災害福祉班の連絡調整及び運営に関すること。 2 社会福祉施設等の被害状況等の調査に関すること。 3 社会福祉施設等の入所者への対策に関すること。 4 在宅要配慮者の福祉サービスの実施に関すること。 5 福祉関係ボランティアの確保と活動調整に関すること。

各部	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
環境生活部	部長 環境生活部長	環境政策班	環境政策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の連絡調整に関すること。</li> <li>2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。</li> <li>3 環境保全協定締結工場の被害調査及び応急対策に関すること。</li> </ol>
	副部長 生活安全・有害鳥獣担当部長	大気保全班	大気保全課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有害物（危険物高圧ガス等の部課の所掌に係るものを除く。）を有する工場、事業場等の操業管理に関すること。</li> <li>2 倒壊建築物の解体・撤去に伴う大気汚染の防止に関すること。</li> <li>3 大気監視に関すること。</li> <li>4 放射線モニタリング等（大気汚染調査）の実施に関すること。</li> </ol>
	副部長 環境生活部次長	水質保全班	水質保全課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 油、有害物質等の公共用水域（海域を除く。）への流出に対する監視及び応急対策に関すること。</li> <li>2 地質災害の調査に関すること。</li> <li>3 水質監視に関すること。</li> <li>4 放射線モニタリング等（水質調査、土壌調査）の実施に関すること。</li> </ol>
		自然保護班	自然保護課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然公園内等の被害状況及び応急対策実施状況の把握に関すること。</li> <li>2 油流出災害時の傷病鳥獣の保護及び自然環境重要地域の被害状況の把握に関すること。</li> <li>3 他班の応援に関すること。</li> </ol>
		循環型社会推進班	循環型社会推進課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）の発生及び処理状況の把握に関すること。</li> <li>2 災害廃棄物の処理に係る各自治体、関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>3 災害廃棄物の処理方法の指導に関すること。</li> <li>4 一般廃棄物処理施設（市町村が設置したもの）の被害調査に関すること。</li> </ol>
		廃棄物指導班	廃棄物指導課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般廃棄物処理施設（循環型社会推進班において所掌するものを除く。）の被害調査に関すること。</li> <li>2 産業廃棄物処理施設の被害調査に関すること。</li> <li>3 産業廃棄物処理施設における受入可能調査に関すること。</li> <li>4 産業廃棄物関係団体との連絡・調整に関すること。</li> <li>5 放射線モニタリング等（廃棄物（廃棄物処理施設）の実施に関すること。</li> </ol>

各部	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
環境生活部	部長 環境生活部長	県民生活班	県民生活課長	1 一般ボランティアの活動調整に関すること。
	副部長 生活安全・有害鳥獣担当部長	競技スポーツ振興班	競技スポーツ振興課長	1 管下スポーツ施設の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。
	副部長 環境生活部次長	文化振興班	文化振興課長	1 文化会館等の被害状況の取りまとめに関すること。 2 博物館等の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 3 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関すること。(文化会館、現代産業科学館)
		協力班	くらし安全推進課長 温暖化対策推進課長 生涯スポーツ振興課長	1 他班の応援に関すること。

各部	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
商工労働部	部長 商工労働部長	経済政策班	経済政策課長	1 部内の連絡調整に関する事。
	副部長 地域産業推進・観光担当部長			2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関する事。
	副部長 商工労働部次長			3 一般社団法人千葉県トラック協会との連絡調整に関する事。
				4 企業（産業振興班において所掌するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関する事。
				5 必要物資のあっせんに関する事。
				6 関係商工団体の連絡調整に関する事。
			7 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関する事。 （幕張メッセ）	
		経営支援班	経営支援課長	1 中小企業に対する災害融資及び利子補給に関する事。 2 県内金融機関の被害状況調査に関する事。 3 大規模商業施設との連絡調整に関する事。
		産業振興班	産業振興課長 カーボンニュートラル推進課長	1 臨海及び内陸工業（経済政策班及び経営支援班において所掌するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関する事。 2 土石、砂利採取に伴う災害対策及び連絡調整に関する事。
		観光政策班	観光政策課長	1 県内観光施設等の被害状況の取りまとめに関する事。 2 災害に伴う観光業への影響に関する事。
		産業人材班	産業人材課長	1 高等技術専門校等の災害対策、被害調査及び連絡調整に関する事。
		協力班	企業立地課長 雇用労働課長 労働委員会事務局長	1 他班の応援に関する事。

各部	部長・副部長	班名	班長	分掌事務	
農林水産部	部長 農林水産部長	農林水産政策班	農林水産政策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の連絡調整に関すること。</li> <li>2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。</li> <li>3 応急食料の確保に関すること。</li> <li>4 応急食料供給対策について農林水産省農産局長との連絡に関すること。</li> <li>5 応急食料の供給について、農林水産省農産局長を通じた売却指示に関すること。</li> <li>6 放射線モニタリング等（農林水産物への影響調査）の実施総括に関すること。</li> </ol>	
	副部長 生産流通戦略担当部長		団体指導班	団体指導課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業金融に関すること。</li> <li>2 水産金融に関すること。</li> </ol>
	副部長 農林水産部次長		園芸農産班	生産振興課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 園芸作物、主要農作物及び特産作物等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 出荷制限に係る農産物の廃棄処分に関すること。</li> </ol>
			販売輸出戦略班	販売輸出戦略課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 放射線モニタリング等（食物（農産物）の流通状況調査）の実施に関すること。</li> <li>2 卸売市場の被害状況及び生鮮食品等の流通状況の把握・情報提供に関すること。</li> </ol>
			技術指導班	担い手支援課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策技術の普及に関すること。</li> </ol>
			農地等整備班	農地・農村振興課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地及び農業用施設（耕地課において所掌するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 開拓財産の被害調査及び応急対策に関すること。</li> </ol>
				耕地課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 農地等保全事業の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。</li> <li>3 県管理土地改良施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>4 農業用水の取水制限に関すること。</li> </ol>
			環境農業推進班	環境農業推進課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 放射線モニタリング等（農産物への影響調査、肥料・土壌改良資材・培土調査）の実施に関すること。</li> <li>2 農産物の出荷制限に関すること。</li> </ol>
			畜産班	畜産課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 畜産に関する被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 放射線モニタリング等（畜産物への影響調査、肥料・土壌改良資材・飼料調査）の実施に関すること。</li> <li>3 畜産物の出荷制限並びに廃棄処分に関すること。</li> </ol>

各部	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
農林水産部	部長 農林水産部長  副部長 生産流通戦略担当部長  副部長 農林水産部次長	森林班	森林課長	1 木材及び薪炭の調達に関すること。 2 林地、治山施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 造林被害報告に関すること。 4 県民の森等施設利用者への対応に関すること。 5 林野火災発生箇所の被災調査及び復旧対策に関すること。 6 放射線モニタリング等（林産物への影響調査、土壌改良資材調査）の実施に関すること。 7 林産物の出荷制限並びに廃棄処分に関すること。
		水産班	水産課長	1 部内水産関係班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 2 漁船漁具の被害調査及び応急対策に関すること。 3 水産業共同利用施設の被害調査及び応急対策に関すること。
		漁業資源班	漁業資源課長	1 増養殖施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害に伴う漁場環境への影響に関すること。 3 放射線モニタリング等（水産物への影響調査）の実施に関すること。 4 水産物の出荷制限並びに廃棄処分に関すること。
		漁港班	漁港課長	1 漁港施設、漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 2 油流出災害時の県管理漁港区域における防除作業に関すること。
		協力班	海区漁業委員会事務局長	1 他班の協力に関すること。

各部	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
県土整備部	部長 県土整備部長	県土整備部 災害対策本部事務局	県土整備政策課災害 対策担当課長	1 災害対策本部との連携に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取り まとめ（活動記録を含む。）に関すること。 3 土木資材の確保に関すること。
	副部長 災害・建設業担当 部長	県土整備政 策班	県土整備政策課長	1 部内の職員の公務災害に関すること。 2 部内の庁舎等の被害状況に関すること。 3 部内の配備職員や家族の安否状況の確認に関 すること。 4 部内の人事・予算・経理に関すること。
	副部長 都市整備局長	道路班	道路環境課長	1 県管理道路、橋梁等の被害調査及び災害対策に関 すること。 2 県内道路の通行状況の把握に関すること。 3 県管理道路、橋梁等の応急建設に関すること。
	副部長 県土整備部次長	土砂・海岸 班	河川整備課長	1 国土交通省所管の砂防、地すべり、急傾斜地の被 害調査及び災害対策に関すること。 2 国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域 等の被害調査及び災害対策に関すること。 3 油流出災害時の国土交通省水管理・国土保全局所 管海岸保全区域における防除作業に関すること。
		河川・ダム 班	河川環境課長	1 県管理河川、県管理のダムの被害調査及び災害対 策に関すること。 2 油流出災害時の県管理河川における防除作業に関 すること。 3 その他ダムの被害調査に関すること。
		港湾班	港湾課長	1 港湾の被害調査及び災害対策に関すること。 2 油流出災害時の港湾区域における防除作業に関す ること。 3 港湾区域内の海上災害の情報収集に関すること。 4 国土交通省港湾局所管海岸保全施設の被害調査及 び災害対策に関すること。
		市街地整備 班	市街地整備課長	1 県が施行する土地区画整理事業施行中の地区の被 害調査及び災害対策に関すること。 2 その他土地区画整理事業等施行中の地区の被害調 査に関すること。
		公園緑地班	公園緑地課長	1 県立都市公園の被害調査及び災害対策に関するこ と。 2 その他都市公園の被害調査に関すること。
		下水道班	下水道課長	1 流域下水道の被害調査及び災害対策に関するこ と。 2 公共下水道の被害調査に関すること。 3 放射線モニタリング等（廃棄物（下水発生汚泥・ 焼却灰））の実施に関すること。

		下水道班	下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 下水道の被害調査に関する事。</li> <li>2 流域下水道の災害対策に関する事。</li> <li>3 放射線モニタリング等（廃棄物（下水発生活泥・焼却灰））の実施に関する事。</li> </ul>
		建築指導班	建築指導課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災建築物応急危険度判定活動の調整・支援・調査に関する事。</li> </ul>

各部	部長・ 副部長	班名	班長	分掌事務
県土整備部	部長 県土整備部長	建築指導班	建築指導課長	1 被災建築物応急危険度判定活動の調整・支援・調査に関すること。
	副部長 災害・建設業担当	住宅班	住宅課長	1 住宅の応急対策に関すること。 2 公営住宅の被害調査に関すること。 3 県営住宅の災害対策に関すること。
	部長	宅地班	宅地安全課長	1 被災宅地危険度判定活動の調整・支援に関すること。
	副部長 都市整備局長	営繕班	営繕課長	1 野外仮設避難所の設置に関すること。
	副部長 県土整備部次長			
		協力班	県土整備政策課副課長	1 他班の応援に関すること。

各部	部長・ 副部長	班名	班長	分掌事務
出納部	部長 会計管理者	出納班	出納局長	1 災害時に係る会計事務に関すること。 2 義援金の受入れ保管に関すること。

各部	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
企業部	部長 企業局長	企業部本部事務局	総務企画課長	1 県本部及び各対策本部との各種調整に関する事 2 局所有施設の被害情報の集約・整理・報告・提供に関する事 3 企業部災害対策本部会議の運営に関する事 4 各対策本部間の総合調整に関する事 5 応援職員の動員及び派遣（相互応援協定によるものは除く）の総合調整に関する事 6 災害広報に係る総合調整に関する事 7 企業部本部の活動記録の取りまとめに関する事 8 報道機関への情報発信及び対応に関する事
	副部長 管理部長			
	副部長 水道部長	総務班	総務企画課長	1 共通物品（食料・医薬品等）の調達に関する事 2 関係職員の健康管理等に関する事 3 応援職員の動員及び派遣に関する事 4 県災害対策本部への自衛隊の災害派遣要請に関する事 5 日本水道協会との連絡調整に関する事
	副部長 工業用水部長			
	副部長 土地管理部長	お客様対応・情報システム班	業務振興課長	1 県営水道に係る住民からの問い合わせに関する事 2 企業局内の情報システムの復旧に関する事 3 県営水道に係る災害広報資料の作成及びホームページへの掲載に関する事 4 県営水道に係る災害広報の総合調整に関する事 5 飲料水（県営水道水）の摂取制限に係る広報に関する事
	副部長 水道部次長 （危機管理対策・水運用担当）			
		管財調整班	財務課長	1 予算の調整に関する事 2 幕張庁舎の管理に関する事 3 緊急通行車両の手続きに関する事
		渉外班	経理課長	1 応援職員の宿泊施設の手配に関する事。（企業部において所掌する応援職員に限る。） 2 経理・契約の調整に関する事
	情報・調整班（応急給水管理班）	計画課長	1 県営水道事業に係る部内の連絡調整に関する事 2 県営水道区域内の被害情報等の取りまとめに関する事 3 県営水道区域内の応急給水活動の調整に関する事（応急復旧活動がある場合） 4 県営水道事業に係る部内の活動記録のとりまとめに関する事 5 県営水道に係る県（水政課）への被害情報の報告及び県相互応援協定の調整に関する事	
	浄水班	浄水課長	1 県営水道の取・浄・給水場等施設及び導水管の復旧調整に関する事 2 県営水道の浄・給水場等における応急給水用水源の確保・調整に関する事	

企業部	部長 企業局長			3 県営水道の浄・給水場等の薬品・自家発燃料の貯留状況の収集・把握・調整・手当に関する事。
	副部長 管理部長			4 水運用の検討及び計画に関する事。
	副部長 水道部長			5 水源パトロール・情報収集に関する事。
				6 県営水道に係る送・配水管等の洗浄時の水質確認に関する事。
				7 放射線モニタリング等（水質調査（県営水道水）、廃棄物（県営水道から発生する汚泥））の実施に関する事。
	副部長 工業用水部長	応急復旧管理班（応急給水管理班）	給水課長	1 県営水道に係る送配水施設・給水管等施設の応急復旧活動・復旧用資機材の調整・手当に関する事。
	副部長 土地管理部長			2 県営水道の被害調査の実施に関する事。
				3 県営水道の復旧工事の計画・監督・実施に関する事。
			4 県営水道区域内の応急給水活動の調整に関する事（応急復旧活動がない場合）。	
副部長 水道部次長 （危機管理対策・水運用担当）	工業用水班	工業用水管理課長	1 工業用水道事業に係る部内の連絡調整に関する事。	
	施設設備班	施設設備課長	2 工業用水道事業に係る事業区域内の被害調査及び応急対策に関する事。	
	土地事業調整班	土地事業調整課長	1 工業用水の取水制限に関する事。	
	資産管理班	資産管理課長	2 放射線モニタリング等（廃棄物（工業用水道浄水場から発生する汚泥））の実施に関する事。	
	土地分譲班	土地分譲課長	1 土地管理事業に係る部内の連絡調整に関する事。	
			2 土地管理事業区域内の被害状況のとりまとめ・報告に関する事。	
			3 土地管理事業区域内（ニュータウン整備事業区域内に限る。）の被害調査及び応急対策に関する事。	
			1 土地管理事業区域内（土地事業調整班において所掌するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関する事。	
			1 貸付先企業等との連絡調整に関する事。	
			2 造成土地管理事業の他班の応援に関する事。	

各部	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
病院部	部長 病院局長  副部長 副病院局長	経営管理班	経営管理課長	1 部内の連絡調整に関する事。 2 部内の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関する事。

各部	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
教育部	部長 教育長	学校危機管理班	教育総務課 危機管理班 主幹	1 部内職員の動員及び配置に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ(活動記録を含む。)に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 学校支援ボランティアの活動調整に関すること。
	副部長 教育次長			
	副部長 企画管理部長	教育総務班	教育総務課長	1 教育事務所との連絡調整に関すること。 2 公立学校の給与の非常時払いに関すること。 3 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関すること。(葛南教育事務所)
	副部長 教育振興部長	教育広報班	教育政策課長	1 報道機関への対応に関すること。(教育部において所掌するものに限る。次項について同じ。) 2 災害広報に関すること。
	副部長 学校危機管理監	財務班	財務課長	1 災害関係の予算措置に関すること。(教育部において所掌するものに限る。) 2 市町村立学校の施設の被害状況の把握及び災害復旧に関すること。
	教育施設班	教育施設課長	1 県立学校の施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 県立学校運営上の応急対策に関すること。	
	福利班	福利課長	1 教職員の災害給付に関すること。	
	生涯学習班	生涯学習課長	1 公民館、図書館、青少年自然の家等社会教育施設の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。	
	学習指導班	学習指導課長	1 教科書等の供給に関すること。 2 千葉県総合教育センターの被害調査及び応急対策に関すること。 3 県立中学校及び県立高等学校生徒の就学措置に関すること。 4 被害地における教育についての指導助言に関すること。 5 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関すること。(千葉県総合教育センター)	
	児童生徒安全班	児童生徒安全課長	1 千葉県子どもと親のサポートセンターの被害調査及び応急対策に関すること。 2 住民の避難場所としての県立教育機関の利用に関すること。	
	特別支援教育班	特別支援教育課長	1 県立特別支援学校の児童及び生徒の就学措置に関すること。 2 県立特別支援学校の児童・生徒及び職員の被害状況の取りまとめに関すること。	
教職員班	教職員課長	1 市町村教育委員会に対する児童及び生徒の就学措置に関すること。 2 公立学校(県立特別支援学校を除く。)の児童・生徒及び職員の被害状況の取りまとめに関すること。		

各部	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
教育部	部長 教育長  副部長 教育次長	保健体育班	保健体育課長	1 学校給食物資のあっせんに関する事 2 公立学校の児童、生徒及び職員の健康状態の把握に関する事
	副部長 企画管理部長  副部長 教育振興部長  副部長 学校危機管理監	文化財班	文化財課長	1 文化財の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事

放射線等災害に係る県民等からの問合せに関する事については、各課において所掌する内容について対応するものとする。

各部	部長・副部長	班名	班長	分掌事務
警察部	警察本部長の指定する者			1 災害時の警備に関する事 2 放射線モニタリング等に係る支援に関する事 3 規制区域等における交通規制、巡回及び監視警戒等に関する事 4 住民等の退避誘導に関する事

別表第四 災害対策本部事務局各班

班名	分掌事務
統制班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部事務局の業務の総括に関する事。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部事務局及び各部・支部の進捗管理に関する事。</li> <li>(2) 総括予定表（日々・週次）の作成に関する事。</li> <li>(3) 事務局長指示の各班への伝達、完行状況の監督に関する事。</li> </ol> </li> <li>2 災害対策本部会議等に関する事。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部会議運営に関わる連絡調整に関する事。</li> <li>(2) 災害対策本部資料作成に関する事。</li> <li>(3) 災害対策本部会議の記録に関する事。</li> <li>(4) 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関する事。</li> </ol> </li> </ol>
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関する事。</li> <li>2 事務局各班の業務の分担に関する事。</li> <li>3 文書の供覧、文書管理の指示に関する事。</li> <li>4 配備職員の参集状況の確認に関する事。</li> <li>5 配備職員及びその家族の安否の確認に関する事。</li> <li>6 本部事務局職員の執務環境・健康管理等に関する事。</li> <li>7 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関する事。</li> <li>8 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関する事。</li> </ol>
情報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害情報の収集に関する事。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町村、消防（局）本部から県内被害状況</li> <li>(2) ライフライン関係機関から被害及び復旧状況</li> <li>(3) 自衛隊、海上保安庁、千葉県警察等関係機関が入手した被害情報</li> <li>(4) 千葉県に影響を及ぼす他都県の被害状況</li> <li>(5) マスコミが報道した被害状況</li> <li>(6) ヘリコプター映像、高所カメラ等による被害状況</li> </ol> </li> <li>2 市町村の避難指示等及び住民の避難状況に関する事。</li> <li>3 被害の発生・拡大及び救援活動に影響を及ぼす気象・海象情報の収集に関する事。</li> <li>4 帰宅困難者、滞留者に係る情報の収集に関する事。</li> <li>5 その他、事務局長から命ぜられた情報の収集に関する事。</li> <li>6 被害情報の集約・整理に関する事。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各部が担任する被害情報集約</li> <li>(2) 分野別に被害情報を集約・整理</li> <li>(3) 定時に被害報告（被害の取りまとめ）作成</li> </ol> </li> <li>7 被害情報の報告・提供に関する事。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国（消防庁等）への災害緊急報告、被害報告</li> <li>(2) 事務局各班の情報要求に係る情報の提供</li> <li>(3) 重要情報、被害報告を事務局各班、各部、市町村、関係機関等に提供</li> </ol> </li> <li>8 防災ポータルサイトへの情報の掲載及び更新に関する事。</li> <li>9 本部長等の状況判断に係る情報の分析に関する事。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 震度情報ネットワークシステム、地震被害想定システムの結果から被害を想定</li> <li>(2) 主要な情報収集項目を決定</li> <li>(3) 入手した情報を評価（信頼性と緊急性）し、本部長等に報告するとともに各班に提供</li> <li>(4) 集約・整理された情報を分析（被害の概括と応急対策に及ぼす影響）し、本部長等に報告するとともに事務局各班に提供</li> </ol> </li> </ol>

<p>応急対策班</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急対策立案に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部が実施する災害応急対策の方針等の策定に関すること。</li> <li>(2) 災害応急対策の総合調整に関すること。</li> <li>(3) 被災市町村の災害応急対策（避難指示等）の助言に関すること。</li> </ol> </li> <li>2 部隊運用の調整に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自衛隊の災害派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、災害医療本部の調整支援に関すること。</li> <li>(2) 自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ol> </li> <li>3 航空運用調整に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 支援航空機の運航調整に関すること。</li> <li>(2) ヘリコプター映像の要請に関すること。</li> </ol> </li> </ol>
<p>応援受援班</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人的応援・受援（他部において調整するものを除く。）の総合調整に関すること。</li> <li>2 被災市町村からの応援要請の受付及び助言に関すること。</li> <li>3 被災市町村における支援ニーズの把握に関すること。</li> <li>4 国、全国知事会、関東地方知事会、九都県市等との連絡・調整に関すること。</li> <li>5 人的応援・受援状況の取りまとめに関すること。</li> </ol>
<p>被災者支援班</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者支援の総合調整に関すること。</li> <li>2 災害救助法の適用に関すること。</li> <li>3 帰宅困難者・滞留者対策に関すること。</li> <li>4 被災者生活再建支援法に関すること。</li> <li>5 義援金の募集、配分に関すること。</li> <li>6 ボランティアセンターの開設に関すること。</li> <li>7 住家被害対策の総合調整に関すること。</li> <li>8 罹災証明書発行の市町村支援に関すること。</li> </ol>
<p>避難者対応班</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者（在宅避難者を含む）対応の総合調整に関すること。</li> <li>2 避難所の環境改善に係る市町村支援に関すること。</li> <li>3 広域避難者対策に関すること。</li> </ol>
<p>物資支援班</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関すること。</li> <li>2 物資調達・輸送調整等支援システムの運用に関すること。</li> <li>3 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関すること。</li> <li>4 支援計画の作成に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 救援物資集積拠点の選定</li> <li>(2) 救援物資輸送ルート及び緊急輸送道路の選定</li> <li>(3) 救援物資集積拠点の体制（集荷、荷分け、発送業務）構築及び運営要領の策定</li> </ol> </li> <li>5 物資集積拠点の運営（荷受、倉庫管理、出荷）に関すること。</li> <li>6 輸送手段（車両、航空機、船舶）の確保及び輸送に関すること。</li> <li>7 自衛隊への輸送要請に関すること。</li> <li>8 救援物資輸送車両の運行指示に関すること。</li> <li>9 災害従事車両通行手続き等に関すること。</li> <li>10 優先対象施設・車両に対する石油類燃料の確保に関すること。</li> </ol>

通信・システム班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災行政無線の運用に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 通信施設・装置・回線の点検と異常時の対処</li> <li>(2) 現地派遣班、現地応急対策本部の通信設備の準備</li> <li>(3) 気象台からの気象予警報、地震・津波情報等を情報班に通報するとともに、関係市町村、関係機関に一斉通報</li> </ol> </li> <li>2 防災情報システムの維持・管理に関すること。</li> <li>3 大型表示装置等の運用に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務局各班から示された緊急重要情報</li> <li>(2) 適宜、重要度を考慮し、情報（映像を含む。）</li> <li>(3) 高所カメラによる被災状況の撮影と映像の表示</li> <li>(4) ヘリコプターから伝送された映像の表示</li> </ol> </li> <li>4 TV会議システムの運用に関すること。</li> <li>5 特別会議室の器材操作に関すること。</li> <li>6 ちば衛星号の運用に関すること。</li> </ol>
広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道広報班との連携に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報に関する体制、要領等全般について</li> <li>(2) 広聴室（県民からの問い合わせ）に係る連絡・調整</li> </ol> </li> <li>2 知事コメントの内容に関すること。</li> <li>3 知事記者会見に関すること。</li> <li>4 記者発表に関すること。</li> <li>5 報道機関からの取材に関すること。</li> <li>6 県民への情報発信に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 報道広報課を通じ、（災害時における放送要請に関する協定）放送局へ緊急放送を要請</li> <li>(2) ホーム・ページへの掲載及び更新</li> <li>(3) その他の広報媒体を通じた情報発信</li> </ol> </li> <li>7 県議会及び視察者の対応に関すること。</li> </ol>
現地派遣班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地被害状況の収集、報告に関すること。</li> <li>2 情報連絡員（地域及び本庁リエゾン）の派遣調整に関すること。</li> <li>3 災害対策本部支部及び市町村災害対策本部との連絡調整に関すること。</li> <li>4 現地災害対策本部の設置に関すること。</li> <li>5 被災市町村における支援ニーズの把握に関すること。</li> </ol>
放射能事故対応班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合窓口に関すること。</li> <li>2 放射線モニタリング等連絡会議に関すること。</li> <li>3 放射線モニタリング等における総合調整に関すること。</li> <li>4 放射線モニタリング等の情報の収集に関すること。</li> </ol>
本部連絡員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部で収集した被害情報の報告に関すること。</li> <li>2 各部の災害応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関すること。</li> <li>3 各部との連絡に関すること。</li> </ol>

別表第五 災害対策本部各支部

名称	位置	所管区域
千葉支部	危機管理政策課内	千葉市、市原市
葛南支部	葛南地域振興事務所内	習志野市、八千代市、船橋市、市川市、浦安市
東葛飾支部	東葛飾地域振興事務所内	松戸市、柏市、流山市、野田市、我孫子市、鎌ヶ谷市
印旛支部	印旛地域振興事務所内	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取支部	香取地域振興事務所内	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝支部	海匝地域振興事務所内	銚子市、旭市、匝瑳市
山武支部	山武地域振興事務所内	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
長生支部	長生地域振興事務所内	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
夷隅支部	夷隅地域振興事務所内	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房支部	安房地域振興事務所内	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津支部	君津地域振興事務所内	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

名称	位置
東京支部	東京事務所内

別表第六 災害対策本部各支部各班

班名	班長	分掌事務
総務班	班長 地域防災課長	1 支部内の連絡調整に関する事。 2 災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関する事。 3 情報連絡員との連絡調整に関する事。 4 市町村への助言及び連絡調整に関する事。 5 災害救助についての応援に関する事。 6 防災備蓄倉庫の物資の搬出に関する事。
	副班長 企画課長 地域環境保全課長 出納課長	
	東京事務所長の指名する者	1 災害対策基本法及び千葉県地域防災計画に係る国・東京都等からの情報収集及び部内における連絡調整に関する事。 2 復旧・復興に係る県から国への支援要請に関する事。
協力班	県税事務所長	1 他班の応援に関する事。
健康福祉班 (地域保健医療福祉調整本部)	保健所(健康福祉センター)長	1 地域保健医療福祉調整本部の活動の調整に関する事。 2 被災者の医療の確保に関する事。 3 被災者の健康の維持に関する事。 4 被災者の生活衛生の確保に関する事。 5 被災者の福祉の確保に関する事。 6 その他分掌事務の実施に必要な事。
農業班	農業事務所長	1 農業関係(土地改良事業を含む。)の災害対策に関する事。 2 災害救助についての応援に関する事。
土木班	土木事務所長、 区画整理事務所長、 港湾事務所長	1 水防の全般に関する事。 2 交通不能箇所の調査及びその対策に関する事。 3 その他土木関係の災害対策に関する事。 4 災害救助についての応援に関する事。

※千葉支部の取り扱いについては本表によらず、別途「千葉県災害対策本部千葉支部運営要綱」で定める。

### 3 千葉県応急対策本部設置要綱<資料1-10>

#### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この要綱は、千葉県災害対策本部設置前における迅速な災害応急対策を実施するために、必要に応じ設置する千葉県応急対策本部について定めるものとする。

#### 第2章 千葉県応急対策本部の設置等

(応急対策本部の設置)

**第2条** 防災危機管理部長は、県の地域について災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、防災の推進を図るために必要があると認めたときは、別表第1に掲げる災害ごとに同表に掲げる応急対策本部を設置する。

(応急対策本部の設置の要請)

**第3条** 別表第2に掲げる者は、応急対策本部を設置する必要があると認めたときは、防災危機管理部防災対策課長に応急対策本部の設置を要請するものとする。

2 防災危機管理部防災対策課長は、前項の要請があったとき又は応急対策本部を設置する必要があると認めたときは、応急対策本部の設置を防災危機管理部長に要請するものとする。

(現地応急対策本部の設置)

**第4条** 防災危機管理部長は、必要に応じ、災害地に現地応急対策本部を置く。

(応急対策本部の廃止)

**第5条** 防災危機管理部長は、応急対策本部を設置した後において、当該災害又は災害の発生するおそれが解消したため、応急対策本部を設置しておく必要がなくなったと認めたときは、応急対策本部を廃止する。

#### 第3章 応急対策本部の組織

(応急対策本部長及び応急対策本部員)

**第6条** 応急対策本部長（以下「本部長」という。）は防災危機管理部長をもって充てることとし、別表第2に掲げる者を応急対策本部員（以下「本部員」という。）に充てる。

(応急対策本部の所掌事務)

**第7条** 応急対策本部は、次の事務を所掌する。

- 一 関係機関との連絡調整に関すること。
- 二 応急対策の実施に関すること。
- 三 その他応急対策に必要な業務に関すること。

(応急対策本部会議)

**第8条** 本部長は、災害に係る災害応急対策等を検討し、又は実施するため、必要に応じて、本部長、本部員及びその他本部長が指名する者で構成する応急対策本部会議を主宰するものとする。

(関係機関に対する要請等)

**第9条** 本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は応急対策本部との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

(応急対策本部各班の分掌事務等)

**第10条** 応急対策本部に、配備体制に応じ別表第3に掲げる班を置く。

- 2 応急対策本部の班の分掌事務は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 3 班に班長及び班員を置く。
- 4 班長は、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、必要な応急対策を実施する。
- 5 班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

(応急対策本部事務局)

**第11条** 応急対策本部に応急対策本部事務局（以下「事務局」という。）を置き、事務局に別表第4に掲げる班を置く。

2 事務局の班の分掌事務は、別表第4に掲げるとおりとする。

(事務局の職制)

**第12条** 事務局に事務局長、事務局次長及び情報連絡員（地域リエゾン及び本庁リエゾン）を、事務局の班に班長及び班員を置く。

2 事務局の事務局長は、防災危機管理部次長の職にある者を、事務局次長は防災危機管理部危機管理政策課長、防災対策課長、危機管理政策課危機管理室長及び災害・危機対策監の職にある者を、情報連絡員（地域リエゾン）は地域振興事務所長（千葉市及び市原市に派遣される者にあつては防災危機管理部防災対策課長。以下同じ。）があらかじめ選定した職員を、情報連絡員（本庁リエゾン）は所属する組織の長があらかじめ選定した職員を、班長は、消防課長及び産業保安課長の職にある者並びに危機管理政策課の職員のうちから危機管理政策課長があらかじめ指名した職員、防災対策課の職員のうちから防災対策課長があらかじめ指名した職員、消防課の職員のうちから消防課長があらかじめ指名した職員及び産業保安課の職員のうちから産業保安課長があらかじめ指名した職員を、班員は、防災危機管理部危機管理政策課、防災対策課、消防課及び産業保安課のその他の職員並びに各本部員があらかじめ指名した職員をもって充てる。

(事務局長等の職務)

**第13条** 事務局長は、事務局の事務を掌理し、事務局に属する職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を助け、事務局長に事故があるときは、次に定めた順位に従いその職務を代理する。

第1順位 防災危機管理部危機管理政策課長

第2順位 防災危機管理部防災対策課長

第3順位 防災危機管理部防災対策課危機管理室長

第4順位 防災危機管理部災害・危機対策監

3 事務局次長は、それぞれ次の各号に掲げる事務を掌理する。

- |   |                    |          |
|---|--------------------|----------|
| 一 | 防災危機管理部危機管理政策課長    | 事務局運営    |
| 二 | 防災危機管理部防災対策課長      | 国等との調整   |
| 三 | 防災危機管理部防災対策課危機管理室長 | 事務局運営の補佐 |
| 四 | 防災危機管理部災害・危機対策監    | 自衛隊との調整  |

4 情報連絡員（地域リエゾン）は、地域振興事務所長の命を受け、管轄区域内の市町村庁舎に常駐し、災害の情報を本部長及び地域振興事務所長に通報する。

5 情報連絡員（本庁リエゾン）は、本部長の命を受け、担当市町村庁舎に常駐し、災害の情報を本部長に通報する。

6 班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

7 班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

#### 第4章 現地応急対策本部

(現地応急対策本部に属する者)

**第14条** 現地応急対策本部には、本部長が指名する現地応急対策本部長、本部員及びその他の職員を置く。

(現地応急対策本部の所掌事務及び設置場所)

**第15条** 現地応急対策本部は、次の事務を所掌する。

- 一 被害状況及び応急対策実施状況等の情報収集及び分析に関すること。
- 二 市町村及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- 三 その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。

2 現地応急対策本部の設置場所は、災害の現地若しくはその付近又は災害の現地の市町村庁舎等とする。

## 第5章 千葉県災害対策本部への移行

(千葉県災害対策本部への移行)

**第16条** 災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれのあるときは、千葉県災害対策本部に移行するものとする。

## 第6章 雑 則

(委任)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、千葉県応急対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この規定は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成28年9月7日から施行する。

附 則  
この規則は、平成29年7月31日から施行する。

附 則  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、令和3年12月7日から施行する。

附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 災害種別及び対応する応急対策本部

1 地震・津波災害	千葉県地震・津波災害応急対策本部
2 風水害等	千葉県風水害等応急対策本部
3 放射性物質事故	千葉県放射性物質事故応急対策本部
4 大規模火災	千葉県大規模火災応急対策本部
5 林野火災	千葉県林野火災応急対策本部
6 危険物等災害	千葉県危険物等事故応急対策本部
7 油等海上流出災害	千葉県油等海上流出事故応急対策本部
8 海上事故	千葉県海上事故応急対策本部
9 航空機事故	千葉県航空機事故応急対策本部
10 鉄道事故	千葉県鉄道事故応急対策本部
11 道路事故	千葉県道路事故応急対策本部

別表第2 応急対策本部の設置を要請する者及び本部長

	地震・津波	風水害等	放射性物質事故	大規模火災	林野火災	危険物等	油等海上流出	海上事故	航空機事故	鉄道事故	道路事故
総務部											
学事課長			○								
総合企画部											
水政課長	○		○								
空港地域共生課長									○		
交通計画課長	○	○								○	
健康福祉部											
健康福祉政策課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療整備課長			○	○	○	○		○	○	○	○
薬務課長			○	○	○	○		○	○	○	○
環境生活部											
環境政策課長			○								
大気保全課長			○				○				
水質保全課長			○				○				
自然保護課長							○				
循環型社会推進課長							○				
廃棄物指導課長							○				
商工労働部											
経済政策課長							○				
農林水産部											
農林水産政策課長	○	○	○								
生産振興課長			○								
販売輸出戦略課長			○								
環境農業推進課長			○								
耕地課長	○										
畜産課長			○								
森林課長	○	○	○		○						
水産課長								○			
漁業資源課長			○				○				
漁港課長	○	○					○	○			
県土整備部											
県土整備政策課長	○	○									
道路計画課長		○									
道路整備課長	○	○									
道路環境課長	○	○									○
河川整備課長	○	○					○				
河川環境課長	○	○					○				
港湾課長	○	○					○	○			
市街地整備課長	○	○									
公園緑地課長	○	○									
下水道課長	○	○									
住宅課長	○	○									

	地震・津波	風水害等	放射性 物質事故	大規模 火災	林野 火災	危険物等	油等海上 流出	海上 事故	航空機 事故	鉄道 事故	道路 事故
企業局											
総務企画課長			○								
浄水課長			○								
施設設備課長			○								
局長が指定する課長	○										
病院局											
経営管理課長			○	○	○	○		○	○	○	○
教育庁											
教育総務課長			○								
警察本部											
警察本部長の指定する者			○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 本部員は、災害即応体制のうち、各部(局・庁)が指定する関係課長とする。ただし、災害の状況によっては、「配備を要する課」以外の課長の出席を求める場合や、「配備を要する課等」の課長であっても出席を要しない場合がある。

別表第3 応急対策本部各班

部(局・庁)名	班名	班長	分掌事務
総務部	秘書班	秘書課長	1 知事の秘書に関すること。 2 災害見舞及び視察者に関すること。
	総務班	総務課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ(活動記録を含む。)に関すること。
	管財班	管財課長	1 県本部の施設、物品の確保及び自動車の配車に関すること。 2 応急対策物品の出納に関すること。 3 所管する県庁舎の被害の取りまとめに関すること。 4 統括管理施設の電気設備の保安の確保に関すること。 5 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関すること。(県庁本庁舎、中庁舎、南庁舎)
	学事班	学事課長	1 私立学校の被害の取りまとめ及び連絡調整に関すること。
	人事班	人事課長	1 災害関係職員の動員及び派遣に係る応援受援に関すること。
総合企画部	政策企画班	政策企画課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ(活動記録を含む。)に関すること。
	報道広報班	報道広報課長	1 報道機関との連携に関すること。 2 災害広報に関すること。
	水政班	水政課長	1 飲料水(水道事業体の水道水)供給の指導に関すること。 2 県及び市町村営等水道施設の被害及び復旧状況調査、千葉県水道災害相互応援協定に基づく調整に関すること。 3 放射線モニタリング等(水質調査(企業局を除く水道事業体の水道水)、廃棄物(企業局を除く水道事業体から発生する汚泥))に係る情報収集及び広報に関すること。 4 飲料水(企業局を除く水道事業体の水道水)の摂取制限に係る助言及び広報に関すること。
	成田空港班	空港地域共生課長	1 成田国際空港に関する航空機事故に係る部内等の連絡調整に関すること。
	交通計画班	交通計画課長	1 交通機関の被害調査に関すること。
健康福祉部	健康福祉政策班	健康福祉政策課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 部内各班の被害状況及び応急対策実施状況の取りまとめ(活動記録を含む。)に関すること。 4 その他応急対策に必要な業務に関すること。
	疾病対策班	疾病対策課長	1 防疫に関すること。
	医療整備班	医療整備課長	1 医療救護班の派遣等に関すること。 2 医療機関の被害状況と応急対策活動の調査に関すること。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>3 医療ボランティアの受付・登録及び活動調整に関すること。</li> <li>4 緊急時被ばく医療体制に関すること。</li> </ul>
	薬務班	薬務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医薬品（備蓄を含む。）、衛生材料の供給に関すること。</li> <li>2 飲料水の安全衛生（摂取制限を含む。）に関すること。</li> <li>3 毒劇物の物性の調査、情報提供に関すること。</li> <li>4 毒劇物製造業等の被害状況の調査に関すること。</li> <li>5 医薬品等の需給に関すること。</li> <li>6 血液製剤の需給に関すること。</li> <li>7 薬事関係団体への派遣要請に関すること。</li> <li>8 医療ボランティア（薬剤師）の受付等に関すること。</li> <li>9 放射線モニタリング（水質）調査に関すること。</li> </ul>
環境生活部	環境政策班	環境政策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内の連絡調整に関すること。</li> <li>2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。</li> <li>3 環境保全協定締結工場の被害調査及び応急対策に関すること。</li> </ul>
	大気保全班	大気保全課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 有害物（危険物高圧ガス等の部課の所掌に係るものを除く。）を有する工場、事業場等の操業管理に関すること。</li> <li>2 倒壊建築物の解体・撤去に伴う大気汚染の防止に関すること。</li> <li>3 大気監視に関すること。</li> <li>4 放射線モニタリング等（大気汚染調査）の実施に関すること。</li> </ul>
	水質保全班	水質保全課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 油、有害物質等の公共用水域（海域を除く。）への流出に対する監視及び応急対策に関すること。</li> <li>2 地質災害の調査に関すること。</li> <li>3 水質監視に関すること。</li> <li>4 放射線モニタリング等（水質調査、土壌調査）の実施に関すること。</li> </ul>
	自然保護班	自然保護課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自然公園内等の被害状況及び応急対策実施状況の把握に関すること。</li> <li>2 油流出災害時の傷病鳥獣の保護及び自然環境重要地域の被害状況の把握に関すること。</li> </ul>
	循環型社会推進班	循環型社会推進課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）の発生及び処理状況の把握に関すること。</li> <li>2 災害廃棄物の処理に係る各自治体、関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>3 災害廃棄物の処理方法の指導に関すること。</li> <li>4 一般廃棄物処理施設（市町村が設置したもの）の被害調査に関すること。</li> </ul>

	廃棄物指導班	廃棄物指導課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般廃棄物処理施設（循環型社会推進班において所掌するものを除く。）の被害調査に関する事。</li> <li>2 産業廃棄物処理施設の被害調査に関する事。</li> <li>3 産業廃棄物処理施設における受入可能調査に関する事。</li> <li>4 産業廃棄物関係団体との連絡・調整に関する事。</li> <li>5 放射線モニタリング等（廃棄物（廃棄物処理施設））の実施に関する事。</li> </ol>
	文化振興班	文化振興課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 博物館等の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。</li> <li>2 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関する事。（現代産業科学館）</li> </ol>
商工労働部	経済政策班	経済政策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の連絡調整に関する事。</li> <li>2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関する事。</li> <li>3 一般社団法人千葉県トラック協会との連絡調整に関する事。</li> <li>4 企業の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>5 必要物資のあっせんに関する事。</li> <li>6 関係商工団体の連絡調整に関する事。</li> <li>7 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関する事。（幕張メッセ）</li> </ol>
	観光班	観光政策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内観光施設等の被害状況の取りまとめに関する事。</li> <li>2 災害に伴う観光業への影響に関する事。</li> </ol>
農林水産部	農林水産政策班	農林水産政策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の連絡調整に関する事。</li> <li>2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関する事。</li> <li>3 応急食料の確保に関する事。</li> <li>4 応急食料供給対策について、農林水産省農産局長との連絡に関する事。</li> <li>5 応急食料の供給について、農林水産省農産局長を通じた売却指示に関する事。</li> <li>6 放射線モニタリング等（農林水産物への影響調査）の実施総括に関する事。</li> </ol>
	団体指導班	団体指導課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業金融に関する事。</li> <li>2 水産金融に関する事。</li> </ol>
	園芸農産班	生産振興課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 園芸作物、主要農作物及び特産作物等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2 出荷制限に係る農作物の廃棄処分に関する事。</li> </ol>
	販売輸出戦略班	販売輸出戦略課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 放射線モニタリング等（食物（農産物）の流通状況調査）の実施に関する事。</li> <li>2 卸売市場の被害状況及び生鮮食品等の流通状況の把握・情報提供に関する事。</li> </ol>
	技術指導班	担い手支援課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策技術の普及に関する事。</li> </ol>

環境農業推進班	環境農業推進課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 放射線モニタリング等（農産物への影響調査、肥料・土壌改良資材・培土調査）の実施に関する事。</li> <li>2 農産物の出荷制限に関する事。</li> </ol>
農地等整備班	耕地課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2 農地等保全事業の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。</li> <li>3 県管理土地改良施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>4 農業用水の取水制限に関する事。</li> </ol>
畜産班	畜産課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 畜産に関する被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2 放射線モニタリング等（畜産物への影響調査、肥料・土壌改良資材・飼料調査）の実施に関する事。</li> <li>3 畜産物の出荷制限並びに廃棄処分に関する事。</li> </ol>
森林班	森林課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 木材及び薪炭の調達に関する事。</li> <li>2 林地、治山施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>3 造林被害報告に関する事。</li> <li>4 県民の森等施設利用者への対応に関する事。</li> <li>5 林野火災発生箇所の被災調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>6 放射線モニタリング等（林産物への影響調査、土壌改良資材調査）の実施に関する事。</li> <li>7 林産物の出荷制限並びに廃棄処分に関する事。</li> </ol>
水産班	水産課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内水産関係班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。</li> <li>2 漁船漁具の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>3 水産業共同利用施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> </ol>
漁業資源班	漁業資源課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 増養殖施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2 災害に伴う漁場環境への影響に関する事。</li> <li>3 放射線モニタリング等（水産物への影響調査）の実施に関する事。</li> <li>4 水産物の出荷制限並びに廃棄処分に関する事。</li> </ol>
漁港班	漁港課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁港施設、漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。</li> <li>2 油流出災害時の県管理漁港区域における防除作業に関する事。</li> </ol>

県土整備部	県土整備政策班	県土整備政策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の職員の公務災害に関すること。</li> <li>2 部内の庁舎等の被害状況に関すること。</li> <li>3 部内の配備職員や家族の安否状況の確認に関すること。</li> <li>4 部内の人事・予算・経理に関すること。</li> </ol>
	道路班	道路環境課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県管理道路、橋梁等の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>2 県内道路の通行状況の把握に関すること。</li> <li>3 県管理道路、橋梁等の応急建設に関すること。</li> </ol>
	土砂・海岸班	河川整備課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国土交通省所管の砂防、地すべり、急傾斜地の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>2 国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域等の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>3 油流出災害時の国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域における防除作業に関すること。</li> </ol>
	河川・ダム班	河川環境課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県管理河川、県管理のダムの被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>2 油流出災害時の県管理河川における防除作業に関すること。</li> <li>3 その他ダムの被害調査に関すること。</li> </ol>
	河川環境班	河川環境課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防活動の全般に関すること。</li> <li>2 県管理河川、国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>3 国土交通省所管の砂防、地すべり、急傾斜地の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>4 油流出災害時の県管理河川、国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域における防除作業に関すること。</li> </ol>
	港湾班	港湾課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>2 油流出災害時の港湾区域における防除作業に関すること。</li> <li>3 港湾区域内の海上災害の情報収集に関すること。</li> <li>4 国土交通省港湾局所管海岸保全施設の被害調査及び災害対策に関すること。</li> </ol>
	宅地班	宅地安全課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災宅地危険度判定活動の調整・支援に関すること。</li> </ol>
	市街地整備班	市街地整備課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県が施行する土地区画整理事業施行中の地区の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 その他土地区画整理事業等施行中の地区の被害調査に関すること。</li> </ol>
	公園緑地班	公園緑地課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県立都市公園の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>2 その他都市公園の被害調査に関すること。</li> </ol>
	下水道班	下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 流域下水道の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>2 公共下水道の被害調査に関すること。</li> <li>3 放射線モニタリング等（廃棄物（下水発生汚泥・焼却灰））の実施に関すること。</li> </ol>
	建築指導班	建築指導課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災建築物応急危険度判定活動の調整・支援・調査に関すること。</li> </ol>

	住宅班	住宅課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅の応急対策に関する事。</li> <li>2 公営住宅の被害調査に関する事。</li> <li>3 県営住宅の災害対策に関する事。</li> </ol>
	協力班	県土整備政策課副課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 他班の応援に関する事。</li> </ol>

企業局	総務・広報班	総務企画課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 局内の連絡調整に関すること。</li> <li>2 県その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>3 水道事業、工業用水道事業、造成土地管理事業の被害状況及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。</li> <li>4 飲料水（県営水道水）の摂取制限に係る広報に関すること。</li> <li>5 その他応急対策に必要な業務に関すること。</li> </ul>
	県水危機管理班	計画課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 県営水道事業に係る連絡調整に関すること。</li> <li>2 県営水道施設の被害情報及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。</li> <li>3 県営水道事業に係る職員の動員及び配置に関すること。</li> </ul>
	県水浄水班	浄水課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 放射線モニタリング等（水質調査（県営水道水）、廃棄物（県営水道浄水場から発生する汚泥））の実施に関すること。</li> </ul>
	工業用水班	工業用水管理課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 工業用水道事業に係る部内の連絡調整に関すること。</li> <li>2 工業用水道事業に係る事業区域内の被害調査及び応急対策に関すること。</li> </ul>
	施設設備班	施設設備課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 工業用水の取水制限に関すること。</li> <li>2 放射線モニタリング等（廃棄物（工業用水道浄水場から発生する汚泥））の実施に関すること。</li> </ul>
	土地事業調整班	土地事業調整課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 土地管理事業に係る部内の連絡調整に関すること。</li> <li>2 土地管理事業区域内の被害状況のとりまとめ・報告に関すること。</li> <li>3 土地管理事業区域内（ニュータウン整備事業区域内に限る。）の被害調査及び応急対策に関すること。</li> </ul>
	資産管理班	資産管理課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 土地管理事業区域内（土地事業調整班において所掌するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関すること。</li> </ul>
	土地分譲班	土地分譲課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 貸付先企業等との連絡調整に関すること。</li> <li>2 造成土地管理事業の他班の応援に関すること。</li> </ul>
	協力班	業務振興課長 財務課長 経理課長 給水課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 局内他班の応援に関すること。</li> </ul>

病院局	経営管理班	経営管理課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 局内の連絡調整に関すること。</li> <li>2 局内の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。</li> </ul>
-----	-------	--------	--

教育庁	学校危機管理班	教育総務課危機管理班主幹	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 庁内職員の動員及び配置に関すること。</li> <li>2 庁内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。</li> <li>3 庁内の連絡調整に関すること。</li> <li>4 学校支援ボランティアの活動調整に関すること。</li> </ul>
	教育総務班	教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 教育事務所との連絡調整に関すること。</li> <li>2 公立学校の給与の非常時払いに関すること。</li> <li>3 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関すること。（葛南教育事務所）</li> </ul>
	教育広報班	教育政策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関への対応に関すること。（教育庁において所掌するものに限る。次項について同じ。）</li> <li>2 災害広報に関すること。</li> </ul>
	財務班	財務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係の予算措置に関すること。（教育庁において所掌するものに限る。）</li> <li>2 市町村立学校の施設の被害状況の把握及び災害復旧に関すること。</li> </ul>
	教育施設班	教育施設課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 県立学校の施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 県立学校運営上の応急対策に関すること。</li> </ul>
	生涯学習班	生涯学習課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公民館、図書館、青少年自然の家等社会教育施設の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。</li> </ul>
	学習指導班	学習指導課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 教科書等の供給に関すること。</li> <li>2 千葉県総合教育センターの被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>3 県立中学校及び県立高等学校生徒の就学措置に関すること。</li> <li>4 被害地における教育についての指導助言に関すること。</li> <li>5 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関すること。（千葉県総合教育センター）</li> </ul>
	児童生徒班	児童生徒課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 千葉県子どもと親のサポートセンターの被害調査及び応急対策に関すること。</li> </ul>
	特別支援教育班	特別支援教育課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 県立特別支援学校の児童及び生徒の就学措置に関すること。</li> <li>2 県立特別支援学校の児童・生徒及び職員の被害状況のとりまとめに関すること。</li> </ul>
	教職員班	教職員課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市町村教育委員会に対する児童及び生徒の就学措置に関すること。</li> <li>2 公立学校（県立特別支援学校を除く。）の児童・生徒及び職員の被害状況の取りまとめに関すること。</li> </ul>
	保健体育班	保健体育課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校給食物資のあっせんに関すること。</li> <li>2 公立学校の児童、生徒及び職員の健康状態の把握に関すること。</li> </ul>
	文化財班	文化財課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。</li> </ul>
警察本部	警察本部長の指定する者		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の警備に関すること。</li> </ul>

(1) 状況によっては、千葉県災害対策本部組織上の関係のある班が上記に編入されるものとする。

- 
- (2) 班長が、本部員を兼ねる場合がある。
  - (3) 放射能等災害に係る県民等からの問合せに関することについては、各課において所掌する内容について対応するものとする。

別表第4 事務局各班

班名	分掌事務
統制班	1 災害対策本部事務局の業務の総括に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部事務局及び各部・支部の進捗管理に関する事。</li> <li>(2) 総括予定表(日々・週次)の作成に関する事。</li> <li>(3) 事務局長指示の各班への伝達、完行状況の監督に関する事。</li> </ul> 2 災害対策本部会議等に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部会議運営に関わる連絡調整に関する事。</li> <li>(2) 災害対策本部資料作成に関する事。</li> <li>(3) 災害対策本部会議の記録に関する事。</li> <li>(4) 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関する事。</li> </ul>
庶務班	1 災害対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関する事。           2 事務局各班の業務の分担に関する事。           3 文書の供覧、文書管理の指示に関する事。           4 配備職員の参集状況の確認に関する事。           5 配備職員及びその家族の安否の確認に関する事。           6 本部事務局職員の執務環境・健康管理等に関する事。           7 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関する事。           8 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関する事。
情報班	1 被害情報の収集に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町村、消防(局)本部から県内被害状況</li> <li>(2) ライフライン関係機関から被害及び復旧状況</li> <li>(3) 自衛隊、海上保安庁、千葉県警察等関係機関が入手した被害情報</li> <li>(4) 千葉県に影響を及ぼす他都県の被害状況</li> <li>(5) マスコミが報道した被害状況</li> <li>(6) ヘリコプター映像、高所カメラ等による被害状況</li> </ul> 2 市町村の避難指示等及び住民の避難状況に関する事。           3 被害の発生・拡大及び救援活動に影響を及ぼす気象・海象情報の収集に関する事。           4 帰宅困難者、滞留者に係る情報の収集に関する事。           5 その他、事務局長から命ぜられた情報の収集に関する事。           6 被害情報の集約・整理に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各部が担任する被害情報を集約</li> <li>(2) 分野別に被害情報を集約・整理</li> <li>(3) 定時に被害報告(被害の取りまとめ)を作成</li> </ul> 7 被害情報の報告・提供に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国(消防庁等)への災害緊急報告、被害報告</li> <li>(2) 事務局各班の情報要求に係る情報の提供</li> <li>(3) 重要情報、被害報告を事務局各班、各部、市町村、関係機関等に提供</li> </ul> 8 防災ポータルサイトへの情報の掲載及び更新に関する事。           9 本部長等の状況判断に係る情報の分析に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 震度情報ネットワークシステム、地震被害想定システムの結果から被害を想定</li> <li>(2) 主要な情報収集項目を決定</li> <li>(3) 入手した情報を評価(信頼性と緊急性)し、本部長等に報告するとともに</li> </ul>

	<p>各班に提供</p> <p>(4) 集約・整理された情報を分析（被害の概括と応急対策に及ぼす影響）し、本部長等に報告するとともに事務局各班に提供</p>
応急対策班	<p>1 応急対策立案に関する事。</p> <p>(1) 災害対策本部が実施する災害応急対策の方針等の策定に関する事。</p> <p>(2) 災害応急対策の総合調整に関する事。</p> <p>(3) 被災市町村の災害応急対策（避難指示等）の助言に関する事。</p> <p>2 部隊運用の調整に関する事。</p> <p>(1) 自衛隊の災害派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、災害医療本部の調整支援に関する事。</p> <p>(2) 自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>3 航空運用調整に関する事。</p> <p>(1) 支援航空機の運航調整に関する事。</p> <p>(2) ヘリコプター映像の要請に関する事。</p>
応援受援班	<p>1 人的応援・受援（他部において調整するものを除く。）の総合調整に関する事。</p> <p>2 被災市町村からの応援要請の受付及び助言に関する事。</p> <p>3 被災市町村における支援ニーズの把握に関する事。</p> <p>4 国、全国知事会、関東地方知事会、九都県市等との連絡・調整に関する事。</p> <p>5 人的応援・受援状況の取りまとめに関する事。</p>
被災者支援班	<p>1 被災者支援の総合調整に関する事。</p> <p>2 災害救助法の適用に関する事。</p> <p>3 帰宅困難者・滞留者対策に関する事。</p> <p>4 被災者生活再建支援法に関する事。</p> <p>5 義援金の募集、配分に関する事。</p> <p>6 ボランティアセンターの開設に関する事。</p> <p>7 住家被害対策の総合調整に関する事。</p> <p>8 罹災証明書発行の市町村支援に関する事。</p>
避難者対応班	<p>1 避難者（在宅避難者を含む）対応の総合調整に関する事。</p> <p>2 避難所の環境改善に係る市町村支援に関する事。</p> <p>3 広域避難者対策に関する事。</p>
物資支援班	<p>1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関する事。</p> <p>2 物資調達・輸送調整等支援システムの運用に関する事。</p> <p>3 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関する事。</p> <p>4 支援計画の作成に関する事。</p> <p>(1) 救援物資集積拠点の選定</p> <p>(2) 救援物資輸送ルート及び緊急輸送道路の選定</p> <p>(3) 救援物資集積拠点の体制（集荷、荷分け、発送業務）構築及び運営要領の策定</p> <p>5 物資集積拠点の運営（荷受、倉庫管理、出荷）に関する事。</p> <p>6 輸送手段（車両、航空機、船舶）の確保及び輸送に関する事。</p> <p>7 自衛隊への輸送要請に関する事。</p> <p>8 救援物資輸送車両の運行指示に関する事。</p> <p>9 災害従事車両通行手続き等に関する事。</p>

	10 優先対象施設・車両に対する石油類燃料の確保に関すること。
--	---------------------------------

通信・システム班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災行政無線の運用に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 通信施設・装置・回線の点検と異常時の対処</li> <li>(2) 現地派遣班、現地応急対策本部の通信設備の準備</li> <li>(3) 気象台からの気象予警報、地震・津波情報等を情報班に通報するとともに、関係市町村、関係機関に一斉通報</li> </ol> </li> <li>2 防災情報システムの維持・管理に関すること。</li> <li>3 大型表示装置等の運用に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務局各班から示された緊急重要情報を大型画面に表示</li> <li>(2) 適宜、重要度を考慮し、情報（映像を含む。）を大型画面に表示</li> <li>(3) 高所カメラによる被災状況の撮影と映像の表示</li> <li>(4) ヘリコプターから伝送された映像の表示</li> </ol> </li> <li>4 TV会議システムの運用に関すること。</li> <li>5 特別会議室の器材操作に関すること。</li> <li>6 ちば衛星号の運用に関すること。</li> </ol>
広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道広報班との連携に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報に関する態勢、要領等全般について</li> <li>(2) 広聴室（県民からの問い合わせ）に係る連絡・調整</li> </ol> </li> <li>2 知事コメントの内容に関すること。</li> <li>3 知事記者会見に関すること。</li> <li>4 記者発表に関すること。</li> <li>5 報道機関からの取材に関すること。</li> <li>6 県民への情報発信に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 報道広報課を通じ、（災害時における放送要請に関する協定）放送局へ緊急放送を要請</li> <li>(2) ホーム・ページへの掲載及び更新</li> <li>(3) その他の広報媒体を通じた情報発信</li> </ol> </li> <li>7 県議会及び視察者の対応に関すること。</li> </ol>
現地派遣班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地被害状況の収集、報告に関すること。</li> <li>2 情報連絡員（地域及び本庁リエゾン）の派遣調整に関すること。</li> <li>3 応急対策本部支部及び市町村災害対策本部との連絡調整に関すること。</li> <li>4 現地応急対策本部の設置に関すること。</li> <li>5 被災市町村における支援ニーズの把握に関すること。</li> </ol>
放射能事故対応班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合窓口に関すること。</li> <li>2 放射線モニタリング等連絡会議に関すること。</li> <li>3 放射線モニタリング等における総合調整に関すること。</li> <li>4 放射線モニタリング等の情報の収集に関すること。</li> </ol>
本部連絡員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部で収集した被害情報の報告に関すること。</li> <li>2 各部の災害応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関すること。</li> <li>3 各部との連絡に関すること。</li> </ol>

放射能事故対応班は、放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合に設置するものとする。

#### 4 東日本大震災千葉県災害復旧・復興本部設置要綱<資料1-11>

##### (趣旨)

第1条 この要綱は、県の各執行機関が東日本大震災に伴う災害復旧・復興事業（以下「復旧・復興事業」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るため、東日本大震災千葉県災害復旧・復興本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (設置及び廃止)

第2条 知事は、復旧・復興事業を実施する必要があると認めたときは、本部を設置するものとする。

2 知事は、本部を設置した後において、復旧・復興事業が終了し、又は本部を設置しておく必要がないと認めたときは、本部を廃止するものとする。

##### (所掌事務)

第3条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 復旧・復興状況の総合的な把握及び連絡調整に関すること。
- 二 被災住民の生活再建の支援に関すること。
- 三 インフラの復旧に関すること。
- 四 産業の再生・振興に関すること。
- 五 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る総合的な連絡調整に関すること。
- 六 その他、被災地域及び周辺地域の復旧・復興に係る重要事項に関すること。

##### (本部の組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長、統括本部員、本部員をもって組織する。

2 本部長は知事の職にある者、副本部長は副知事の職にある者、統括本部員は防災危機管理部長の職にある者をもって充て、本部員は別表1の左欄に掲げる部局の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者並びに本部長が特に必要と認めた県の職員をもって充てる。

##### (本部会議)

第5条 会議は、必要に応じて本部長が招集する。

##### (本部長等の職務)

第6条 本部長は、本部の所掌事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 3 統括本部員は、本部員を統括する。
- 4 本部員は、それぞれの分掌事務の範囲内で本部の所掌事務を処理するものとする。

##### (関係各機関に対する協力要請)

第7条 本部長は、第3条の所掌事務を執行するために必要と認めるときは、関係各機関に対して資料の提出等の協力を要請するものとする。

##### (事務局の組織)

第8条 本部に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって組織する。

3 事務局の事務局長は防災危機管理部に置く担当部長、事務局次長は防災危機管理部に置く復旧・復興を所掌する室長の職にある者をもって充て、事務局員は別表2の左欄に掲げる部局の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者並びに 事務局長が特に必要と認めた県の職員をもって充てる。

(事務局員会議)

第9条 会議は、必要に応じて事務局長が招集する。

(プロジェクトチーム)

第10条 本部は、特定の課題に対応するためプロジェクトチームを置くことができる。

(事務局長等の職務)

第11条 事務局長は、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(雑則)

第12条 事務局の庶務は、防災危機管理部危機管理政策課及び事務局長が特に必要と認める所属において処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 3年4月26日から施行する。

この要綱は、令和 4年4月1日から施行する。

別表1（第4条）

部 局 庁	本 部 員
総 務 部	総務部長
総合企画部	総合企画部長
防災危機管理部	防災危機管理部長 地域防災担当部長
健康福祉部	健康福祉部長 保健医療担当部長
環境生活部	環境生活部長
商工労働部	商工労働部長
農林水産部	農林水産部長
県土整備部	県土整備部長
企 業 局	企業局長
病 院 局	病院局長
教 育 庁	教育長
警 察 本 部	県警察本部長

別表2（第8条）

部 局 庁	事務局員
総 務 部	総務課長、人事課長及び財政課長
総合企画部	政策企画課長
防災危機管理部	危機管理政策課長
健康福祉部	健康福祉政策課長
環境生活部	環境政策課長
商工労働部	経済政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
県土整備部	県土整備政策課長
企 業 局	総務企画課長
病 院 局	経営管理課長
教 育 庁	教育政策課長及び財務課長

## [応援協定等一覧表]

### 1 応援協定等一覧表<資料1-12>

令和7年8月現在

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日 （）は最新変更	内 容	担当部署
1	九都県市災害時相互応援に関する協定	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市	H2. 6. 21 (R2. 9. 30)	被災都県市の応急対策及び復旧対策に対する応援等に係る協定	防災危機管理部 危機管理政策課
	九都県市災害時相互応援に関する協定実施細目		H2. 6. 21 (H26. 2. 13)	上記協定の実施に係る必要事項	
	関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市	H26. 3. 6	被災構成都県市の災害対策等の相互応援に係る協定	
2	震災時等の相互応援に関する協定	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県	S52. 6. 16 (H31. 3. 31)	関東知事会の調整の下に行われる広域応援に係る協定	防災危機管理部 危機管理政策課
	震災時等の相互応援に関する協定実施細目		H8. 9. 1 (H31. 7. 31)	上記協定の実施に係る必要事項	
3	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国都道府県	H8. 7. 18 (R3. 11. 22)	全国知事会の調整の下に行われる広域応援に係る協定	防災危機管理部 危機管理政策課
	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定実施細目		H18. 7. 12 (R3. 11. 22)	上記協定の実施に係る必要事項	
4	災害時の支援等に関する協定	財務省関東財務局、財務省関東財務局千葉財務事務所	H29. 9. 8	災害時の支援等に関する協定	防災危機管理部 危機管理政策課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
5	災害時相互協力に関する申し合わせ	国土交通省関東地方整備局企画部、茨城県土木部、栃木県県土整備部、群馬県県土整備部、埼玉県県土整備部、千葉県県土整備部、東京都建設局総務部、神奈川県県土整備局、山梨県県土整備部、長野県建設部、さいたま市建設局、千葉市建設局、横浜市消防局、川崎市建設緑政局及び相模原市都市建設局	H22. 4. 1	国土交通省所管の法令等に基づき設置された公共施設に係わる災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合の相互協力に係る申し合わせ	県土整備部 県土整備政策課
6	災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括協定	国土交通省関東地方整備局ほか19団体	H30. 3. 28	災害時の公共施設、公共土木施設の災害応急対策業務や建設資材の調達などの協力を目的とする	防災危機管理部 防災対策課
7	港湾での災害時における災害応急対策業務に関する包括協定書	国土交通省関東地方整備局ほか12団体	R1. 9. 4	複数の港湾における大規模災害時の災害応急対策業務について、各港湾管理者から各関係団体への要請を国が一元的に管理する	県土整備部 港湾課
8	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県内全市町村	H8. 2. 23	災対法第67条第1項による市町村相互の応援に係る協定	防災危機管理部 危機管理政策課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
9	大規模災害時における都県立図書館相互の応援に関する申合せ	茨城県立図書館、栃木県立図書館、群馬県立図書館、埼玉県立熊谷図書館、埼玉県立久喜図書館、千葉県立中央図書館、千葉県立西部図書館、千葉県立東部図書館、東京都立中央図書館、神奈川県立図書館、神奈川県立川崎図書館、新潟県立図書館、山梨県立図書館、県立長野図書館、静岡県立中央図書館	H24. 3. 9	大規模災害時における都県立図書館相互の応援に関する申合せ	教育庁教育振興部 生涯学習課 (県立中央図書館)
10	千葉県広域消防相互応援協定書	千葉県下の市町村及び一部事務組合	H4. 4. 1 (H18. 8. 22)	相互応援に係る協定	防災危機管理部 消防課
	千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱		H4. 4. 1 (H13. 12. 1)	上記協定に係る実施要項	
	航空特別応援実施要綱に基づく回転翼航空機による救急活動運用要領		H13. 12. 1	上記要綱に基づく必要事項	
	千葉県広域消防相互応援協定書に基づく火災調査等特別応援実施要綱		H15. 4. 1	消防本部相互間における火災調査等特別応援について必要な事項	
11	東京湾アクアラインの消防活動対策に関する協定	川崎市、木更津市及び財団法人川崎市消防防災指導公社	H9. 11. 28	被害の軽減を図るために必要な消防活動資機材の整備、使用及び管理に関する事項	防災危機管理部 消防課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
12	消火薬剤の共同備蓄に関する協定書	市川市、船橋市、 京葉臨海北部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	H28. 3. 30	特定事業所等において、大規模な火災、爆発、その他の災害に対処するため、共同で消火薬剤を備蓄するもの。	防災危機管理部 消防課
		千葉市、市原市、袖ヶ浦市、 京葉臨海中部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	S56. 12. 25	特定事業所等において、大規模な火災、爆発、その他の災害に対処するため、共同で消火薬剤を備蓄するもの。	
		君津市、 京葉臨海南部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	S56. 12. 25	特定事業所等において、大規模な火災、爆発、その他の災害に対処するため、共同で消火薬剤を備蓄するもの。	
13	化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定書	木更津市	S57. 10. 31	危険物等に起因する火災を鎮圧するため、県が購入した化学消火薬剤の備蓄及び管理を委託するもの。	防災危機管理部 消防課
		浦安市	S57. 10. 31	危険物等に起因する火災を鎮圧するため、県が購入した化学消火薬剤の備蓄及び管理を委託するもの。	
		習志野市	S57. 10. 31	危険物等に起因する火災を鎮圧するため、県が購入した化学消火薬剤の備蓄及び管理を委託するもの。	
		富津市	S52. 11. 1	危険物等に起因する火災を鎮圧するため、県が購入した化学消火薬剤の備蓄及び管理を委託するもの。	
14	成田国際空港消防相互応援協定	成田市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、山武郡市広域行政組合、四街道市、印西地区消防組合、富里市、匝瑳市横芝光町消防組合、香取広域市町村圏事務組合、栄町、成田国際空港株式会社	H18. 7. 12	航空機災害の消火救難活動に関する相互応援に係る協定	防災危機管理部 防災対策課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
15	大規模特殊災害時におけるヘリコプター用燃料の供給に関する協力について	マイナミ空港サービス株式会社	S61.12.8	市町村等が指定する引渡場所への燃料の搬送及び給油	防災危機管理部 防災対策課
16	千葉県消防局防災映像情報システムによる映像情報の提供に関する覚書	千葉県	H16.3.31	千葉県消防局が運用する防災映像情報システムによる映像情報の提供及び利用に関する覚書	防災危機管理部 防災対策課
17	災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会千葉放送局	S55.5.1 (H22.4.1)	災害対策基本法第57条の規定に基づく放送要請に係る協定	総合企画部 報道広報課
	災害時における放送要請に関する協定締結に関する覚書		S55.5.21	上記協定に係る覚書	
	緊急警報放送の実施に伴う災害時における放送要請について		—	緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請	
18	災害時における放送要請に関する協定	株式会社ニッポン放送	S55.4.25 (H22.4.1)	災害対策基本法第57条の規定に基づく放送要請に係る協定	総合企画部 報道広報課
		千葉テレビ放送株式会社	S54.12.1	災害対策基本法第57条の規定に基づく放送要請に係る協定	
		株式会社ベイエフエム	H2.3.20 (H22.4.1)	災害対策基本法第57条の規定に基づく放送要請に係る協定	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
19	災害時における報道要請に関する協定	千葉県、千葉県公安委員会、千葉日報社	H9. 4. 1 (H22. 4. 1)	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	防災危機管理部 防災対策課  警察本部
		千葉県、千葉県公安委員会、朝日新聞社	H9. 4. 1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、毎日新聞社	H9. 4. 1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、読売新聞社	H9. 4. 1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、産経新聞社	H9. 4. 1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、東京新聞	H9. 4. 1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、日本経済新聞社	H9. 4. 1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、日刊工業新聞社	H9. 4. 1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、日本工業新聞社	H9. 4. 1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、時事通信社	H9. 4. 1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、共同通信社	H9. 4. 1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、日本テレビ放送網株式会社	H9. 4. 1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、株式会社東京放送	H9. 4. 1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
		千葉県、千葉県公安委員会、株式会社フジテレビジョン	H9. 4. 1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	
千葉県、千葉県公安委員会、全国朝日放送株式会社	H9. 4. 1	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定			

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
20	災害時等における相互協力に関する協定	株式会社ベイエフエム、株式会社ニッポン放送	R3. 3. 10	災害時の情報の相互提供、情報発信の要請、平時における防災意識の啓発・普及	防災危機管理部 危機管理政策課
21	災害時の相互協力に関する協定	株式会社NTTドコモ千葉支店	R3. 12. 27	災害時の通信復旧、避難所でのWi-Fi提供等の被災者支援に係る協定	防災危機管理部 防災対策課
22	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H29. 1. 16	千葉県の運営するホームページのアクセス負荷軽減及び県が持つ避難所等の情報の提供を通じた県民への周知	防災危機管理部 防災対策課
23	災害時等における外国人県民等への報道要請に関する協定	エフエムインターウェブ株式会社	H19. 3. 20	県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に係る協定	防災危機管理部 防災対策課
24	千葉県水道災害相互応援協定	県内の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに芝山町	H7. 11. 2 (H26. 9. 30)	県の調整の下に行う応援活動に係る協定	総合企画部 水政課
25	東京都水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定	東京都水道局、千葉県水道局	H9. 5. 30	円滑かつ迅速な相互応援の実施に係る協定	企業局 水道部計画課
	東京都水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定の了解事項		H10. 3. 4	上記協定に係る了解事項	
26	神奈川県企業庁水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定	神奈川県企業庁水道局、千葉県水道局	H10. 3. 25	円滑かつ迅速な相互応援の実施に係る協定	企業局 水道部計画課
	神奈川県企業庁水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定の了解事項		H10. 3. 25	上記協定に係る了解事項	
27	横浜市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定	横浜市水道局、千葉県水道局	H9. 5. 30	円滑かつ迅速な相互応援の実施に係る協定	企業局 水道部計画課
	横浜市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定の了解事項		H10. 3. 4	上記協定に係る連絡事項	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日 （）は最新変更	内 容	担当部署
28	川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定	川崎市水道局、千葉県水道局	H9. 5. 30	円滑かつ迅速な相互応援の実施に係る協定	企業局 水道部計画課
	川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定の了解 事項		H10. 3. 4	上記協定に係る連絡事項	
29	神戸市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定	神戸市水道局、千葉県企業局	H31. 1. 8	円滑かつ迅速な相互救援の実施に係る協定	企業局 水道部計画課
30	災害時等における給水区域内の水道復旧活動に関する協定	千葉県水道管工事協同組合	R3. 3. 4	水道復旧活動（復旧工事、被害調査、後方支援、応急給水）に関する協定	企業局 水道部計画課
	災害時等における給水区域外への応援派遣に関する協定	一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会	R3. 3. 4	応援派遣（他事業者等からの派遣要請に基づく復旧工事、応急給水等）に関する協定	企業局 水道部計画課
31	災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定	日本水道鋼管協会	H17. 3. 31 (H22. 8. 24)	水道施設（導水管、送水管、配水管等）の復旧工事に関する協定	企業局 水道部計画課
32	災害時等における水道復旧活動に関する協定	千葉県、一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会	H30. 11. 30	災害時等における水道復旧活動に関する協定	総合企画部 水政課
33	災害時等における水道施設の応急復旧工事に関する協定	一般社団法人千葉県電業協会	H19. 3. 28 (H22. 8. 25)	水道施設（電気設備）の応急復旧工事に関する協定	企業局 水道部計画課
34	災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定	一般社団法人千葉県建設業協会	H17. 3. 31 (H22. 8. 31)	水道施設（導水管、送水管、配水管及び浄水場等）の復旧工事に関する協定	企業局 水道部計画課
		(株)日立製作所	H22. 8. 20	水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		(株)日立国際電気	H22. 8. 31	水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		昱(株)	H22. 9. 1	水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		(株) 東芝	H22. 8. 25 (R7. 3. 21)	水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日 （ ）は最新変更	内 容	担当部署
34	災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定	(株)明電舎	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	企業局 水道部計画課
		光商工(株)	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		三菱電機(株)	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		三菱電機プラントエンジニアリング(株)	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		日新電機(株)	H22. 8. 19	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		シンフォニアエンジニアリング(株)	H22. 8. 23	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		横河電機(株)	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		西川計測(株)	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)山武アドバンスオートメーションカンパニー	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		スイス通信システム(株)	H22. 8. 19	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		新菱工業(株)	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		荏原実業(株)	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		水ing(株)	H22. 8. 23 (H23. 6. 20)	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)クボタ (上下水エンジニアリング事業部)	H22. 9. 1	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
(株)クボタ (ポンプ事業部)	H22. 8. 30	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定			

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
34	災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定	(株)電業社機械製作所	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	企業局 水道部計画課
		(株)中央設備	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)酉島製作所	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		三機工業(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		水道機工(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)水機テクノス	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		磯村豊水機工(株)	H22.8.27	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		日機装(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		前澤工業(株)	H22.8.30	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)森田鉄工所	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)栗本鐵工所	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		千代田工商(株)	H22.8.20	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		月島 JFE アクアソリューション(株)	H22.8.31 (R7.3.31)	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		月島テクノメンテサービス(株)	H22.8.24	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
ワセダ技研(株)	H22.8.31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定			

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
34	災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定	日本原料(株)	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	企業局 水道部計画課
		オルガノ(株)	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)沖電気カスタマアドテック	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)エス・アイ・シー	H22. 8. 24	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)日立プラントテクノロジー	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		シンフォニアテクノロジー(株)	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		住友重機械エンバイロメント(株)	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		メタウォーター(株)	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(削除)	(削除)	(削除)	
		(株)神鋼環境ソリューション	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)石垣	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)第一テクノ	H22. 8. 23	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		日本電気(株)	H22. 8. 24	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)安川電機	H22. 8. 31	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
島津システムソリューションズ(株)	H22. 8. 27	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定			

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
34	災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定	石垣メンテナンス(株)	H27. 4. 1	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	企業局 水道部計画課
		オルガノプラントサービス(株)	H27. 4. 1	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		クボタ環境サービス(株)	H27. 4. 1	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		クボタ機工(株)	H27. 4. 1	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		三機環境サービス(株)	H27. 4. 1	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)ジーエス・ユアサフィールドディングス	H27. 4. 1	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		住重環境エンジニアリング(株)	H27. 4. 1	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)鶴見製作所	H27. 4. 1	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		東芝プラントシステム(株)	H27. 4. 1	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)日立プラントサービス	H27. 4. 1	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)フソウ	H27. 4. 1	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)前澤エンジニアリングサービス	H27. 4. 1	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)明電エンジニアリング東日本	H27. 4. 1	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
		(株)荏原製作所	R3. 3. 10	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定	
(株)日立インダストリアルプロダクツ	R3. 3. 10	水道施設(電気設備及び機械設備等)の復旧工事に関する協定			

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
35	災害時等における水道復旧用材料の供給に関する協定	日本ダクトイル鉄管協会	H17.3.24	水道復旧用材料の供給に関する協定	企業局 水道部計画課
		水道バルブ工業会	H17.3.31	水道復旧用材料の供給に関する協定	
		富士機材(株)	H17.3.31	水道復旧用材料の供給に関する協定	
		太三機工(株)	H17.3.31	水道復旧用材料の供給に関する協定	
		渡辺パイプ(株)	H17.3.31	水道復旧用材料の供給に関する協定	
36	応急給水用仮設給水栓による応急給水の実施等に関する覚書	習志野市	H27.3.19	応急給水用仮設給水栓による応急給水の実施等に関する覚書	企業局 水道部計画課
		鎌ヶ谷市	H28.3.25	応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書	
		浦安市	H28.3.25	応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書	
		印西市	H28.3.25	応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書	
		白井市	H28.3.25	応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書	
		習志野市	H28.3.28	応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書	
		千葉市	H29.1.12	応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書	
		船橋市	H29.1.12	応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書	
		市原市	H29.1.12	応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
36	応急給水用仮設給水栓による応急給水の実施等に関する覚書	成田市	H30.3.28	応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書	企業局 水道部計画課
		市川市	R2.3.26	応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書	
		松戸市	R4.2.28	応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書	
37	災害時等における水道復旧用材料の供給及び復旧工事に関する協定	大成機工(株)	H21.3.27 (H22.8.27)	水道復旧用材料の供給及び復旧工事に関する協定	企業局 水道部計画課
		コスモ工機(株)	H21.3.27 (H22.8.31)	水道復旧用材料の供給及び復旧工事に関する協定	
38	災害時等における非常用自家発電設備燃料の供給に関する協定	千葉県石油商業組合、千葉県石油協同組合	R6.3.26	非常用自家発電設備燃料の供給に関する協定	企業局 水道部計画課
39	関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、横浜市及び川崎市の各工業用水道事業者	H11.1.5	被災事業者が他の協定事業者に要請する応援活動等に係る協定	企業局 工業用水部 施設設備課
40	災害時等における工業用水道の復旧工事に関する協定	日本水道鋼管協会	R3.3.31	工業用水道施設（導水管、送水管、配水管等）の復旧工事に関する協定	企業局 工業用水部 施設設備課
41	災害時等における工業用水道施設の復旧工事に関する協定	昱(株)	R6.5.27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	企業局 工業用水部 施設設備課
		東芝インフラシステムズ(株)	R6.5.27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
41	災害時等における工業用水道施設の復旧工事に関する協定	㈱明電舎	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	企業局 工業用水部 施設設備課
		三菱電機プラントエンジニアリング㈱	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		シンフォニアエンジニアリング㈱	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		横河ソリューションサービス㈱	R6. 5. 30	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		西川計測㈱	R6. 5. 30	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		荏原実業㈱	R6. 5. 29	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		水 i n g エンジニアリング㈱	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		三菱電機㈱	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		㈱荏原製作所	R6. 6. 10	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		㈱クボタ	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
41	災害時等における工業用水道施設の復旧工事に関する協定	(株)電業社機械製作所	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	企業局 工業用水部 施設設備課
		(株)西島製作所	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		水道機工(株)	R6. 6. 3	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		(株)水機テクノス	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		前澤工業(株)	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		(株)森田鉄工所	R6. 6. 3	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		(株)栗本鐵工所	R6. 6. 19	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		ワセダ技研(株)	R6. 6. 3	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		(株)エス・アイ・シー	R6. 6. 19	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		シンフォニアテクノロジー(株)	R6. 6. 3	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
41	災害時等における工業用水道施設の復旧工事に関する協定	メタウォーター(株)	R6. 6. 26	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	企業局 工業用水部 施設設備課
		(株)石垣	R6. 6. 3	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		島津システムソリューションズ(株)	R6. 7. 1	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		石垣メンテナンス(株)	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		オルガノプラントサービス(株)	R6. 5. 30	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		クボタ環境エンジニアリング(株)	R6. 5. 29	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		(株)GSユアサフィールドィングス	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		東芝プラントシステム(株)	R6. 6. 3	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		(株)フソウ	R6. 5. 29	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		(株)前澤エンジニアリングサービス	R6. 6. 13	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		(株)明電エンジニアリング	R6. 6. 19	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
41	災害時等における工業用水道施設の復旧工事に関する協定	(株)丸島アクアシステム	R6. 6. 10	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	企業局 工業用水部 施設設備課
		大同機工(株)	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		日本自動機工(株)	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		東京計器(株)	R6. 5. 30	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		ヤンマーエネルギーシステム(株)	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		J R C システムサービス(株)	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		(株) I H I インフラ建設	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		西田鉄工(株)	R6. 5. 30	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		マグナ通信工業(株)	R6. 6. 3	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		佐藤鉄工(株)	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		(株)中央設備	R6. 6. 26	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
41	災害時等における工業用水道施設の復旧工事に関する協定	(株)天昌機電社	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	企業局 工業用水部 施設設備課
		南総電機(株)	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		福井サービス工業(株)	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		富田電機工業(株)	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		(株)電洋社	R6. 6. 3	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		宮川電気通信工業(株)	R6. 5. 27	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		岩田産業(株)	R6. 5. 30	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		日鉄環境(株)	R6. 9. 10	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		(株)子安電気工業	R7. 2. 20	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		東芝インフラテクノサービス(株)	R7. 2. 20	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	
		アクティス(株)	R7. 4. 23	工業用水道施設（電気設備及び機械設備等）の復旧工事に関する協定	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
42	災害時等における工業用水道の復旧用材料の供給に関する協定	一般社団法人日本ダクタイトル鉄管協会	R3. 3. 31	工業用水道復旧用材料の供給に関する協定	企業局 工業用水部 施設設備課
		水道バルブ工業会	R3. 3. 31	工業用水道復旧用材料の供給に関する協定	企業局 工業用水部 施設設備課
43	災害時等における工業用水道復旧用材料の供給及び復旧工事に関する協定	大成機工(株)東京支店	R3. 3. 31	工業用水道復旧用材料の供給及び復旧工事に関する協定	企業局 工業用水部 施設設備課
		コスモ工機(株)	R3. 3. 31	工業用水道復旧用材料の供給及び復旧工事に関する協定	企業局 工業用水部 施設設備課
44	災害時等における応急対策の協力に関する協定書	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 関東支部	H22. 3. 26	災害時等における管路調査その他応急措置の協力に関する協定	県土整備部 下水道課
45	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定	千葉県環境整備協同組合	H30. 3. 26	災害が発生するおそれがある場合の防止、及び災害応急業務の施行に関する協定	県土整備部 下水道課
46	関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、(長野県)、(静岡県)	H20. 8. 1 (H30. 4. 2)	関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール	県土整備部 下水道課
47	災害時の応急仮設住宅の建設に関する協定	一般社団法人千葉県建設業協会	R5. 4. 3	災害時における応急仮設住宅の建設に係る協定	県土整備部 住宅課
		一般社団法人プレハブ建築協会	R5. 4. 3	災害時における応急仮設住宅の建設に係る協定	
		一般社団法人日本ログハウス協会	R6. 9. 6	災害時における応急仮設住宅の建設に係る協定	
		一般社団法人日本ムービングハウス協会	R6. 9. 6	災害時における応急仮設住宅の建設に係る協定	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
48	災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書	一般社団法人全国木造建設事業協会	R5.4.3	災害時における木造応急仮設住宅の建設に係る協定	県土整備部 住宅課
49	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会	R5.4.3	災害時における民間賃貸住宅の提供に係る協定	県土整備部 住宅課
		公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部	R5.4.3	災害時における民間賃貸住宅の提供に係る協定	
		公益社団法人全国賃貸住宅経営協会連合会、公益社団法人全国賃貸住宅経営協会連合会千葉県支部	R5.4.3	災害時における民間賃貸住宅の提供に係る協定	
50	関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	（関係都県） 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、千葉県 （関係団体） 関係都県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会関係都県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会及び東京共同住宅協会	H29.3.27	大規模広域災害時における民間賃貸住宅の提供に係る協定	県土整備部 住宅課
51	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	独立行政法人住宅金融支援機構	H27.8.14	住宅被災者に対する住宅相談窓口の開設等に係る協定	県土整備部 住宅課
52	地震、風水害、その他の災害応急対策に関する協定	一般社団法人千葉県建設業協会	H23.3.25	公共土木施設等の機能の確保及び回復に係る災害応急業務に関する協定	県土整備部 県土整備政策課
	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定			上記協定の実施に係る必要事項	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
53	地震、風水害、その他の災害応急対策に関する協定	一般社団法人千葉県電業協会	H15. 4. 1	公共土木施設の電気設備の機能の確保及び回復に係る災害応急業務に関する協定	県土整備部 県土整備政策課
		公益社団法人千葉県測量設計業協会	H20. 3. 27	公共土木施設等の災害応急業務に必要な技術者及び器材等の確保及びその動員方法等に係る協定	
		一般社団法人千葉県地質調査業協会、関東地質調査業協会千葉県支部	H23. 3. 9	公共土木施設等の災害応急業務に必要な技術者及び器材等の確保及びその動員方法等に係る協定	
		一般社団法人千葉県建設コンサルタント業協会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部	H22. 4. 22	公共土木施設等の災害応急業務に必要な技術者及び器材等の確保及びその動員方法等に係る協定	
54	地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務協定	千葉曳船協会	H24. 4. 2	千葉港港湾区域内における物流機能の早期復旧に係る災害応急業務の施行に関する協定	県土整備部 港湾課
55	地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務協定	一般社団法人日本埋立浚渫協会関東支部	H27. 3. 20	港湾施設、海岸保全施設等の機能の確保と回復に係る災害応急業務の施行に関する協定	県土整備部 港湾課
56	地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務協定	新日鐵住金(株)君津製鐵所	H27. 3. 27	木更津港港湾区域内における物流機能の早期復旧に係る災害応急業務の施行に関する協定	県土整備部 港湾課
57	地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務協定	海洋興業(株)	H27. 3. 27	木更津港港湾区域内における物流機能の早期復旧に係る災害応急業務の施行に関する協定	県土整備部 港湾課
58	災害時における応急対策業務に関する協定	千葉県補償コンサルタント協議会	H26. 9. 17	復旧事業に必要なとなる用地に係る土地調査、物件調査等への協力	県土整備部 用地課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日 （）は最新変更	内 容	担当部署
59	地震災害応急復旧用仮設橋に関する協定	一般社団法人日本橋梁建設協会	H元.11.1	県が管理する橋梁等に地震災害が発生したときの、仮設橋の確保に係る協定	県土整備部 道路環境課
60	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人千葉県空調衛生工事業協会	H20.9.10	公共施設のうち建築機械設備（空調設備等）の災害時の応援業務に係る協定	県土整備部 建設・不動産課
61	災害時における業務協力に関する協定	特定非営利活動法人防災千葉	H20.3.31	千葉県が管理する公共土木施設にかかる被災時報の収集、被害状況の把握に係る協定	県土整備部 県土整備政策課
62	災害時に市町村が設置する野外仮設避難所に関する覚書	一般社団法人千葉県建設業協会	S63.3.25	災害時に被災者を一時的に避難させる避難所の設置に係る覚書	県土整備部 営繕課
63	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人千葉県産業資源循環協会	H15.9.11	災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に係る協定	環境生活部 循環型社会推進課
64	地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定	千葉県解体工事業協同組合	H15.9.11	災害廃棄物の撤去等に付随して必要となる被災した建物等の解体等に係る協定	環境生活部 循環型社会推進課
65	災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定	一般社団法人千葉県環境保全センター	H19.8.3 (R7.3.28)	災害時の一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥並びに災害廃棄物を含む。）の収集運搬に係る協定	環境生活部 循環型社会推進課
66	災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定	一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会	R7.3.12	災害発生時の損壊家屋等解体・撤去処理事業の支援に係る協定	環境生活部 循環型社会推進課
67	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定	一般社団法人千葉県造園緑化協会	H20.5.15	県立都市公園の被害状況の把握、機能の確保及び回復のための応急措置、応急復旧業務等に関する協定	県土整備部 公園緑地課
	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定			上記協定の実施に係る必要事項	
68	千葉県と東日本高速道路株式会社及び首都高速道路株式会社との包括的連携協定書	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社	H24.10.9	災害時の相互協力に係る協定	県土整備部 道路計画課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
69	災害時の医療救護活動についての協定書	公益社団法人千葉県医師会	S57. 1. 1	医療救護班の派遣、収容医療機関の選定の協力	健康福祉部 医療整備課
70	災害時の救護活動についての協定書	一般社団法人千葉県歯科医師会	H8. 8. 30	救護班の派遣	健康福祉部 医療整備課
71	災害時の医療救護活動に関する協定書	公益社団法人千葉県看護協会	H13. 8. 30	医療救護班の派遣	健康福祉部 医療整備課
		公益社団法人千葉県柔道整復師会	H13. 8. 30	医療救護班の派遣	
72	災害時等の救護活動に関する協定書	一般社団法人千葉県薬剤師会	H8. 8. 23 (H26. 3. 24)	薬剤師の派遣（救護所等における調剤業務及び医薬品等の管理、医薬品等の需給状況の情報把握・提供）	健康福祉部 薬務課
		一般社団法人千葉県病院薬剤師会	H26. 3. 24	薬剤師の派遣（救護所等における調剤業務及び医薬品等の管理、医薬品等の需給状況の情報把握・提供）	
		千葉県医薬品卸協同組合	H8. 8. 23 (H28. 2. 12)	医薬品等の確保・供給、医薬品等の需給状況の情報把握・提供等	
		千葉県医療機器販売業協会	H8. 8. 23 (H20. 3. 5)	被災地の病院等に設置されている医療機器の修理・交換等	
		一般社団法人千葉県製薬協会	H8. 8. 23 (H13. 11. 30)	救護所等で使用する医薬品等の確保・供給	
		一般社団法人千葉県薬業会	H8. 8. 23 (H26. 3. 24)	保健所等に備蓄する災害用医薬品等の搬送	
		一般社団法人千葉県医薬品配置協会	H8. 8. 23 (H26. 3. 24)	保健所等に備蓄する災害用医薬品等の搬送	
		一般社団法人日本産業・医療ガス協会	H20. 3. 5 (H21. 9. 2)	医療ガス等、資機材等の確保、供給及び安全確認	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
73	災害時等に使用する調整器等の保管に関する契約書	一般社団法人日本産業・医療ガス協会	H13.11.30 (H21.9.2)	救護活動に使用する機材の保管	健康福祉部 薬務課
74	災害時における老人福祉施設に関する基本協定書	一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会	H17.9.7	飲料水などの生活必需物資の供給、介護職員などの必要な職員の派遣、必要な資機材の確保等の応援・協力	健康福祉部 高齢者福祉課
75	災害時の医療救護活動に関する協定書	千葉県災害リハビリテーション支援関連団体協議会	H30.3.26 (R1.10.17)	医療救護活動（リハビリテーション支援活動を含む。）に対する協力に関する協定	健康福祉部 健康づくり支援課
76	災害時における動物救護活動に関する協定書	公益社団法人千葉県獣医師会	R5.5.1	千葉県動物救護本部及び動物救護センターの運営管理 被災動物の救護、応急処置	健康福祉部 衛生指導課
		公益財団法人千葉県動物保護管理協会	H23.6.1	千葉県動物救護本部及び動物救護センターの運営管理 被災動物の保護及び管理	
		東関東ケネル事業協同組合	H30.2.1	動物救護センターにおける被災動物の保護・収容に必要な資材の提供等	
		公益社団法人日本愛玩動物協会	H30.3.1 (R6.11.22)	被災動物の救護活動に関する情報の収集及びその共有 平時における飼養動物の災害対策に係る啓発活動	
		千葉県愛玩動物協会	R6.11.22	千葉県動物救護本部及び動物救護センターの運営管理 被災動物の救護活動に関する情報の収集及びその共有 避難所等における飼い主への助言及び情報提供 平時における飼養動物の災害対策に係る啓発活動	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
77	災害時の医療救護活動に必要な資機材の保管に関する協定	海上自衛隊下総教育航空群司令	H26. 6. 12	医療救護活動に必要な資機材を収納、保管するための倉庫の設置及び施設の使用	健康福祉部 医療整備課
78	災害時における自治体精神病院の相互支援に関する協定	宮城県立精神医療センター、静岡県立こころの医療センター、大阪府立精神医療センター、岡山県立精神科医療センター、島根県立こころの医療センター、山口県立こころの医療センター	H26. 8. 28	医師・看護師・臨床心理技術者・精神保健福祉相談員等の派遣、病院の支援活動に対する後方支援等	病院局 総合救急災害医療センター
79	災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社千葉県支部に委託する協定書	日本赤十字社千葉県支部	S51. 4. 1 (R1. 8. 23)	医療・助産・死体の処理	防災危機管理部 危機管理政策課
80	千葉災害派遣精神医療チーム（千葉D P A T）の派遣に関する協定書	千葉県総合救急災害医療センター、千葉大学医学部附属病院、木村病院、千葉病院、船橋北病院、国府台病院、成田赤十字病院、総合病院国保旭中央病院、浅井病院、東条メンタルホスピタル、袖ヶ浦さつき台病院、千葉市立青葉病院、磯ヶ谷病院、木更津病院、初石病院、下総精神医療センター、総武病院、成田病院	R1. 9. 1 (R7. 3. 21)	千葉D P A Tの派遣	健康福祉部 障害者福祉推進課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
81	千葉県災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定書	公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー	R2.12.1	大規模災害時における多言語支援センターの設置	総合企画部 国際課
82	災害時における食料・物資等の供給に関する協定書	有限会社とぐち	H30.7.5	被災者並びに避難者の救援活動を円滑に行うための、食料・物資等の供給	病院局 循環器病センター
83	災害時における飲料水等の供給に関する協定書	株式会社アペックス	H30.10.2	被災者並びに避難者の救援活動を円滑に行うための、飲料水等の供給	病院局 循環器病センター
84	災害時における仁戸名地区3病院の相互支援に関する協定	独立行政法人国立病院機構千葉東病院 独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院	H30.10.16 (H31.5.31)	災害時において、病院独自に患者の生命、身体の安全を確保することが困難な場合の、他の2病院からの支援等	病院局 がんセンター
85	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構と千葉県総合救急災害医療センターとの緊急被ばく医療業務実施連携協力に関する協定書	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	R7.2.13	原子力施設等で発生した放射線被ばく及び放射性核種による汚染を伴った傷病者に対する医療行為に関する協力内容・方法についての協定	病院局 総合救急災害医療センター
86	災害時における商品供給等の協力に関する協定書	ワタキューセイモア株式会社 関東支店	R2.9.9	大規模災害発生時、ライフラインの遮断による食品類確保困難な状況となった際の商品の無償供給	病院局 佐原病院
87	災害時における飲料水の提供に関する協定書	ワタキューセイモア株式会社 関東支店	R2.10.15	災害時の、被災者の応急救助に係る飲料水の確保及び供給	病院局 佐原病院

整理 番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日 （ ）は最新変更	内 容	担当部署
88	災害時の医療救護活動に関する協定書	<p>千葉大学医学部附属病院、千葉市立海浜病院、千葉市立青葉病院、千葉医療センター、船橋市立医療センター、東京歯科大学市川総合病院、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京女子医科大学附属八千代医療センター、東京ベイ・浦安市川医療センター、千葉県済生会習志野病院、松戸市立総合医療センター、東京慈恵会医科大学附属柏病院、日本医科大学千葉北総病院、東邦大学医療センター佐倉病院、東千葉メディカルセンター、総合病院国保旭中央病院、医療法人鉄蕉会亀田総合病院、社会福祉法人太陽会安房地域医療センター、国保直営総合病院君津中央病院、帝京大学ちば総合医療センター、千葉労災病院、千葉西総合病院、国際医療福祉大学成田病院</p>	H19. 4. 1 (R5. 3. 20)	救護班、DMAT の派遣	健康福祉部 医療整備課

整理 番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日 （ ）は最新変更	内 容	担当部署
89	災害支援ナースの派遣に関する協定	帝京大学ちば総合医療センター、国保直営総合病院君津中央病院、日本医科大学千葉北総病院、千葉県済生会習志野病院、千葉大学医学部附属病院、国際医療福祉大学成田病院、総合病院国保旭中央病院、千葉市立青葉病院、労働者健康安全機構千葉労災病院、東金九十九里地域医療センター、東千葉メディカルセンター、東京歯科大学市川総合病院、東邦大学医療センター佐倉病院、社会福祉法人太陽会安房地域医療センター、IMSグループ医療法人財団明理会行徳総合病院、聖隷佐倉市民病院、国保多古中央病院、誠馨会セコムメディック病院、医療法人社団創進会みつわ台総合病院、医療法人白百合会幕張病院、医療法人徳洲会鎌ヶ谷総合病院、千葉県勤労者医療協会千葉県健生病院、大網白里市立国保大網病院、地域医療機能推進機構千葉病院、柏市立柏病院、八千代リハビリテーション病院、医療法人 SHIODA 塩田病院、医療法人社団創造会平和台病院、医療法人社団まごころ四街道まごころクリニック、医療法人平成博愛会印西総合病院、香取おみがわ医療センター、医療法人社団愛信会佐倉中央病院、医療法人社団翠明会山王病院、千葉健生病院附属まくはり診療所、嵐川大野中央病院、さんむ医療センター、津田沼中央総合病院、自動車事故対策機構千葉療護センター、船橋中央病院、公益社団法人千葉県看護協会	R6.8.8	災害支援ナースの派遣	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
90	災害時における遺体の搬送に関する協定	一般社団法人全国霊柩自動車協会	H17. 6. 1	災害時に遺体の搬送	健康福祉部 衛生指導課
91	災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定	千葉中央葬祭業協同組合	H17. 6. 1	棺及び葬祭用品の供給、遺体の搬送	健康福祉部 衛生指導課
		一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	H17. 6. 1		
92	災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定	ドライアイスメーカー会・全日本ドライアイスディーラー会	H17. 9. 30	遺体保存用ドライアイス	健康福祉部 衛生指導課
93	災害時における県民生活の安定を図るための基本協定	千葉県生活協同組合連合会	H9. 11. 7	応急生活物資の調達と安定供給、ボランティア活動、生活情報の収集、提供等	環境生活部 くらし安全推進課
94	災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書	一般社団法人千葉県トラック協会、千葉県倉庫協会	H25. 1. 22	救援物資集積拠点、輸送車両の確保及び物流専門家の派遣等	防災危機管理部 防災対策課
95	災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定	一般社団法人A Z - C O Mネットワーク	R2. 7. 2	災害時の輸送車両の確保及び物流専門家の派遣等	防災危機管理部 防災対策課
96	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社 東関東支店	R3. 8. 20	災害時の輸送車両の確保及び物流専門家の派遣等	防災危機管理部 防災対策課
97	災害時におけるドローンによる物資輸送等に関する協定	一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会	R6. 11. 29	災害時においてドローンを活用して応急物資（医薬品、応急用資機材、食糧等）を運搬	“防災危機管理部 防災対策課”
98	災害等における物資の受入及び輸送等に関する協定書	セイノーホールディングス株式会社	R7. 6. 17	物資の輸送、物資の輸送における荷役作業、荷役作業に必要な人員及び機材の提供、物資集積拠点の提供及び運営、県から指示のあった物資集積拠点における荷役作業 等	防災危機管理部 防災対策課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日 （）は最新変更	内 容	担当部署
99	災害時における交通誘導業務、警戒業務に関する協定	千葉県警備業協会	H9. 5. 12	緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務、避難場所等の警戒警備業務、その他県が必要と認める警備業務	警察本部
100	災害時における交通安全施設応急対策に関する協定書	千葉県信号機工事安全連絡協議会	H26. 6. 17	災害時における千葉県公安委員会が管理する交通安全施設の応急対策に係る業務に関する協定	警察本部
101	災害時における応急対策業務に関する協定書	千葉県解体工事業協同組合	H25. 12. 13	災害時における応急対策業務に関する協定	警察本部
102	災害時における応急対策に関する協定	千葉県クレーン建設重機協同組合	H26. 7. 16	応急対策業務を円滑に実施するための移動式クレーン及び運転士（オペレーター）等の派遣	防災危機管理部 危機管理政策課
103	災害時における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人隊友会千葉県隊友会	H30. 3. 22	会員を県災害対策本部や県が指定する場所に派遣するなど、県の災害対策業務の支援に関する協定	防災危機管理部 防災対策課
104	大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書	日本石材産業協会千葉県支部、日本石材産業協会	R2. 9. 16	住民の生活、避難等に著しい支障を及ぼしている石材構造物の撤去等、被害情報等の収集及び報告	防災危機管理部 危機管理政策課
105	災害時におけるレンタル機材等の優先供給に関する協定書	一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション	R6. 9. 9	災害時等に必要なレンタル機材等の供給、指定場所への搬入及び設置並びに撤去及び搬出	防災危機管理部 防災対策課
106	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	株式会社アクティオ	H30. 3. 29	レンタル資機材のレンタル等、災害対応業務支援のための協定	防災危機管理部 防災対策課
107	災害時における緊急通行妨害車両等の除去に関する協定	一般社団法人日本自動車連盟 関東本部千葉支部	H17. 4. 28	緊急通行車両等の通行の妨害となっている放置自動車等の道路障害物の除去業務	防災危機管理部 防災対策課
		千葉県レッカー事業協同組合	H19. 5. 30	緊急通行車両等の通行の妨害となっている放置自動車等の道路障害物の除去業務	警察本部

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
108	災害時における緊急輸送等に関する協定	一般社団法人千葉県タクシー協会	H24. 7. 4	応急対策に必要な県職員の輸送、災害の状況、被害情報の収集	防災危機管理部 危機管理政策課
109	災害時における緊急輸送等に関する協定	千葉県個人タクシー協同組合	H31. 1. 18	応急対策に必要な県職員及び避難行動要支援者の輸送、災害の状況・被害情報の収集	防災危機管理部 危機管理政策課
110	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書	公益社団法人千葉県LPガス協会	H11. 3. 31 (R7. 3. 31)	液化石油ガス、その他物資の提供 県が指定する場所までの運搬、設置及び点検等の安全確認	防災危機管理部 防災対策課
111	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	R2. 3. 9	避難所運営に必要な段ボール製品の提供	防災危機管理部 防災対策課
	災害時における段ボール製品の調達に関する協定実施細目		R2. 3. 9	上記協定の実施に係る必要事項	
112	災害時の物資供給等に関する協定書	イオンリテール株式会社南関東カンパニー	H17. 10. 1	飲料品、食料品、日用品、その他県が指定する物資の提供	防災危機管理部 防災対策課
		株式会社ローソン	H18. 3. 20	食料品、飲料水、日用品、その他県が指定する物資の提供	
		株式会社セブン・イレブン・ジャパン	H20. 12. 24	食料品、飲料水、日用品、その他県が指定する物資の提供	
		株式会社ファミリーマート	H21. 11. 24	食料品、飲料水、日用品、その他県が指定する物資の提供	
113	災害時の物資供給等に関する協定書	株式会社カインズ	R4. 7. 15	飲料品、食料品、日用品、その他県が指定する物資の提供	防災危機管理部 防災対策課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
114	災害時の物資供給等に関する協定書	石井食品株式会社	R4.10.12	非常食、ミートボール、ハンバーグ等の食肉加工品、その他県が指定する物資の提供	防災危機管理部 防災対策課
115	災害時の物資供給等に関する協定書	株式会社八洋	R5.1.11	飲料水の提供	防災危機管理部 防災対策課
116	災害時の物資供給等に関する協定書	DCM株式会社	R5.3.27	飲料品、食料品、日用生活品、その他県が指定する物資の提供	防災危機管理部 防災対策課
117	災害時の物資供給等に関する協定書	プラス株式会社ジョインテックカンパニー	R5.12.21	生活用品、衛生・清掃用品、作業用品、防災用品、その他県が指定する物資の提供	防災危機管理部 防災対策課
118	災害時の食料供給等に関する協定書	全国農業協同組合連合会千葉県本部、全農パールライス東日本株式会社	H18.10.16	野菜、日持ちカット野菜、焼きイモ、蒸しトウモロコシ、精米、無洗米、炊飯米、その他県が指定する物資の提供	農林水産部 農林水産政策課
119	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定	一般社団法人 全日本漁港建設協会千葉県支部	H30.3.9	漁港内の水域における障害物の除去などの災害応急業務に関する協定	農林水産部 漁港課
120	災害時における物資供給に関する協定書	特定非営利活動法人コメリ災害対策センター	H22.3.3	作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等の提供	防災危機管理部 防災対策課
121	災害時の物資供給等に関する協定書	公益財団法人千葉県学校給食会	H22.9.7	米飯、精米、パン、副食等の提供	防災危機管理部 防災対策課
122	災害時における物資の調達に関する協定書	株式会社 ケーヨー	H25.2.7	災害時における警察活動に必要な物資の調達に関する協定	警察本部
123	災害時における飲料水の提供に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	R6.4.1	災害時における警察活動に必要な飲料水の調達に関する協定	警察本部

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
124	災害時における飲料水等の提供協力に関する協定	株式会社アペックス	H26.5.26 (H31.4.1)	災害時における、災害対応型飲料用自動販売機による飲料水等の提供協力	防災危機管理部 危機管理政策課
125	災害時における自動車等の提供に関する協定書	千葉県レンタカー協会	H25.4.16	災害時における自動車の提供に関する協定	警察本部
126	災害時における民有地の提供に関する協定	三菱地所・サイモン株式会社 独立行政法人都市再生機構	R4.11.10	災害時における民有地の提供に関する協定	防災危機管理部 防災対策課
127	災害発生時における支援及び協力に関する協定書	千葉県パチンコ・パチスロ店 協同組合	R5.8.1	災害発生時における警察等部隊の応急活動の拠点や県民の一時避難場所としての駐車場利用、トイレ等の店舗設備の提供	防災危機管理部 防災対策課  警察本部
128	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	千葉県石油商業組合、千葉県 石油協同組合	H23.12.13 (R2.4.1)	公用車燃料、自家発電設備等に使用する石油類燃料の供給（ガソリン、灯油、軽油及び重油等）	防災危機管理部 防災対策課
129	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	H25.11.29 (R2.2.21)	大規模災害時における重要施設への燃料の直接供給を行うための情報共有に係る覚書	防災危機管理部 防災対策課
130	油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定	千葉県、及び京葉臨海北部地区、京葉臨海中部地区、京葉臨海南部地区の各石油コンビナート等特別防災区域に所在し、油防除資機材等を有する特定事業所及び海上共同防災組織	H11.3.23	オイルフェンス、油吸着マット、油回収ネット、油処理剤（油分散剤）、油導入式浮枠及び油回収用ポンプ等、ドラム缶（缶の上部は開放型）、その他支援すべき資機材等して扱えるもの	防災危機管理部 防災対策課
131	アマチュア無線による災害時応援協定書	一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部	H13.1.29	災害に関する情報の収集及び伝達に係る協定	防災危機管理部 防災対策課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
132	災害時映像共有に関する協定	陸上自衛隊東部方面総監部防衛部長	H30.11.29	災害発生時東部方面隊が撮影した千葉県及びその周辺地域の災害発生状況に係る映像の共有に関する協定	防災危機管理部 防災対策課
133	千葉県の地域防災力向上に関する包括連携協定	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	H29.12.27	大規模災害に備えた地域防災力の向上を推進するための協定	防災危機管理部 危機管理政策課
134	ちば減災プロジェクト	株式会社ベイエフエム、株式会社ウェザーニューズ	H29.7.11	SNS を活用し、住民互助による減災を目的とした「ちば減災プロジェクト」に関する協定	防災危機管理部 防災対策課
135	災害時における千葉県行政書士会の被災者支援に関する協定	千葉県行政書士会	H29.8.22 (R3.11.29)	災害時の被災者支援に関する協定	防災危機管理部 防災対策課
136	大規模災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	千葉県社会保険労務士会	H30.3.27	相談業務従事者を被災地に派遣し、無料相談窓口を設置するための協定	防災危機管理部 危機管理政策課
137	災害時における被災者支援活動の実施に関する協定	千葉県弁護士会	R3.12.14	弁護士を被災市町村の窓口派遣し、法律相談を実施するための協定	防災危機管理部 危機管理政策課
138	被災者支援活動に関する協定	一般社団法人災害時緊急支援プラットフォーム	R5.12.22	災害時の被災者支援に関する協定	防災危機管理部 危機管理政策課
139	災害時における県民に対する支援等への協力に関する協定	株式会社千葉銀行	H30.6.7	災害発生時における地域金融円滑化への活動等に関する協定	防災危機管理部 危機管理政策課
		株式会社京葉銀行	H30.6.7	災害発生時における地域金融円滑化への活動等に関する協定	
		株式会社千葉興業銀行	H30.6.7	災害発生時における地域金融円滑化への活動等に関する協定	
140	大規模災害時の千葉県への寄附金の受入れに関する協定書	株式会社トラストバンク	R1.6.14	災害時において、同社が運営するふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」のシステムを活用した寄附金募集の実施	防災危機管理部 危機管理政策課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
141	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 4. 9	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	健康福祉部 衛生指導課
142	被災者支援に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合	H30. 11. 2	災害時における理容ボランティアに関する協定	健康福祉部 衛生指導課
		千葉県美容業生活衛生同業組合	H30. 11. 2	災害時における美容業ボランティアに関する協定	
143	千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定	<p>社会福祉法人千葉県社会福祉協議会、千葉県社会福祉法人経営者協議会、一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会、一般社団法人千葉県老人保健施設協会、特定非営利活動法人千葉市老人福祉施設協議会、千葉県身体障害者施設協議会、千葉県知的障害者福祉協会</p> <p>特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会、一般社団法人ちば地域密着ケア協議会、一般社団法人千葉県社会福祉士会、一般社団法人千葉県介護福祉士会、特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会、一般社団法人千葉県ホームヘルパー協議会、社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会、一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会、一般社団法人千葉県医療ソーシャルワーカー協会</p>	R2. 7 30 (R5. 7. 20)	大規模災害の発生時に避難所等で要配慮者に対して適切な福祉支援を行う「千葉県災害福祉支援チーム（D W A T）」の派遣に係る協定	健康福祉部 健康福祉指導課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
144	災害時における停電復旧及び停電の未然防止の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社	R2. 7. 30	災害による大規模停電時の早期復旧等に係る相互協力に関する協定	防災危機管理部 防災対策課
	災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書		R2. 7. 30	災害による大規模停電時における道路上障害物の除去等に関する覚書	
	災害時における電源車の配備に関する覚書		R2. 7. 30	災害による大規模停電時における重要施設への電源車の配備に関する覚書	
	災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書		R2. 7. 30	災害による大規模停電時における県および東京電力グループによる連絡調整員の相互派遣に関する覚書	
145	災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定	千葉トヨタ自動車株式会社、千葉トヨペット株式会社、トヨタカローラ千葉株式会社、ネットトヨタ千葉株式会社、ネットトヨタ東都株式会社、株式会社トヨタレンタリース千葉、株式会社トヨタレンタリース新千葉、トヨタモビリティパーツ株式会社千葉支社	R3. 6. 2	県内において災害が発生した際に、外部給電車両及び貨物自動車等の貸与を受けるもの。	防災危機管理部 防災対策課
	災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定細目			上記協定の実施に係る必要事項	
146	電気自動車を活用した脱炭素社会の推進に向けた包括連携協定	日産自動車株式会社、千葉日産自動車株式会社、日産プリンス千葉販売株式会社、株式会社日産サテオ千葉	R5. 5. 17	電気自動車の普及を促進することにより、温室効果ガスの削減、地域の振興、災害対策の強化等の地域課題の解決に取り組む。	環境生活部 温暖化対策推進課
	電気自動車を活用した脱炭素社会の推進に向けた包括連携協定覚書			電気自動車の普及を促進することにより、温室効果ガスの削減、地域の振興、災害対策の強化等の地域課題の解決に取り組む。	環境生活部 温暖化対策推進課
147	災害時における住家被害認定調査に関する基本協定書	千葉県土地家屋調査士会	R6. 3. 21	住家被害認定調査への協力、県・市町村職員、調査士会会員を対象とした研修を協力して実施	防災危機管理部 危機管理政策課

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
148	千葉県と株式会社阪急交通社との災害時等の連携・協力に関する協定	株式会社阪急交通社	R7. 1. 21	一時滞在施設等の開設・設営、人員、物品及び器材等の手配、避難者の輸送の手配等に関し協力して実施	防災危機管理部 危機管理政策課
149	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書	千葉県石油商業組合	H16. 11. 2	一時休憩所として、飲料水、トイレの提供、ラジオ、テレビ等による情報の提供、地図等による通行可能な道路に関する情報の提供	防災危機管理部 危機管理政策課
150	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（九都県市）	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	H17. 8. 31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	防災危機管理部 危機管理政策課
		山崎製パン株式会社	H17. 8. 31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社ファミリーマート	H17. 8. 31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		ミニストップ株式会社	H17. 8. 31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社ローソン	H17. 8. 31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社吉野家	H17. 8. 31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
150	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（九都県市）	株式会社ポプラ	H17.9.22	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	防災危機管理部 危機管理政策課
		山田食品産業株式会社	H17.9.22	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	H19.2.8	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		ロイヤルホールディングス株式会社	H19.2.8	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社モスフードサービス	H20.6.11	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社壺番屋	H22.8.20	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		ワタミ株式会社	H23.6.20	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等、一時的な休憩の場の提供	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日 （）は最新変更	内 容	担当部署
150	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（九都県市）	チムニー株式会社	H23. 6. 20	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	防災危機管理部 危機管理政策課
		株式会社第一興商	H23. 9. 1	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社ビーアンドブイ	H23. 9. 1	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		サガミレストランツ株式会社	H24. 8. 31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		味の民芸フードサービス株式会社	H24. 8. 31	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		埼玉県カラオケ業防犯協力会、神奈川県カラオケボックス協会、東京都カラオケボックス事業者防犯協力会、千葉県カラオケ事業者防犯協会	H24. 9. 18	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		サトフードサービス株式会社	H24. 12. 1	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社ダスキン	H25. 3. 11	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	

整理番号	協定・契約等の名称	相手方・対象	締結（契約）日（）は最新変更	内 容	担当部署
150	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（九都県市）	タリーズコーヒージャパン株式会社	H25. 3. 11	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	防災危機管理部 危機管理政策課
		株式会社ストロベリーコーンズ	H25. 10. 8	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た交通可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供	
		株式会社オートボックスセブン	H26. 11. 6	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等、一時的な休憩の場の提供	
		ケアパートナー株式会社	R2. 3. 25	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等、一時的な休憩の場の提供	
		株式会社共和コーポレーション	R4. 2. 28	水道水及びトイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等、一時的な休憩の場の提供	

**【災害救助法関係】**

**1 災害救助法の適用基準<資料 1-13>**

**災害が発生した場合の適用条件・基準等**

災害救助法施行令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において当該災害にかかり、被災者が現に救助を必要とする状態にある者に対して行われる。

災害救助法施行令

〔災害の程度〕

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町村の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

**別表第1（第1条関係）**

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

**別表第2（第1条関係）**

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		1,000
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上		2,500

**別表第3（第1条関係）**

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		15
5,000人以上	15,000人未満	20
15,000人以上	30,000人未満	25
30,000人以上	50,000人未満	30
50,000人以上	100,000人未満	40
100,000人以上	300,000人未満	50
300,000人以上		75

- (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

**別表第4（第1条関係）**

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

※ 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

**災害が発生するおそれがある場合の適用条件・基準等**

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して救助を行うことができる。

## 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表<資料1-14>

令和7年7月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<p>&lt;基本額&gt; 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内</p> <p>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	災害発生の日から7日以内	<p>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p> <p>3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。(ホテル・旅館の利用額は7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整する。)</p>
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<p>&lt;基本額&gt; 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内</p> <p>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	<p>1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p>
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	<p>建設型応急住宅</p> <p>1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。</p> <p>2 基準額 1戸当たり 7,089,000円以内</p> <p>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</p>	災害発生の日から20日以内に着工	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。</p> <p>2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間は2年以内</p>
		<p>賃貸型応急住宅</p> <p>1 規模 建設型応急住宅に準じる。</p> <p>2 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。</p>	災害発生の日から	<p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。</p>

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	20,300	20,300	20,300	20,300	20,300	20,300
		全壊	冬	26,100	26,100	26,100	26,100	26,100	26,100
		流失	夏	38,700	38,700	38,700	38,700	38,700	38,700
		流失	冬	46,200	46,200	46,200	46,200	46,200	46,200
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	輸送費、人件費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器財費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷(以下、「準半壊」という。)を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 準半壊以外 739,000円以内 準半壊 358,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,700円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1体当たり 5,900円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 143,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 飲料水の供給 6 死体の捜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
救 助 事 務 費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算した各災害の当該合計額が、法第21条に定める国庫負担を行う年度に支出した、法第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第14条に規定する実費弁償額のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く)の合算額に、次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条 第1号から第4号までに規 定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、 臨床検査技師、臨床工学技士 及び歯科衛生士 14,300円以内 保健師、助産師、看護師及び 准看護師 14,100円以内 救急救命士 13,300円以内 土木技術者、建築技術者 13,900円以内 大工 24,800円以内 左官 26,900円以内 とび職 27,300円以内	救助の実施が認め られる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に 定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## [その他]

### 1 火災・災害等即報要領<資料1-15>

(令和3年5月消防応第29号消防庁長官通知)

## 火災・災害等即報要領

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするもの

とし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

###### イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

##### (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

#### 5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 火災

###### (ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

- g 損害額1億円以上と推定される火災
- (イ) 林野火災
  - a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
  - b 空中消火を要請又は実施したもの
  - c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- (ウ) 交通機関の火災
  - a 航空機火災
  - b タンカー火災
  - c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
  - d トンネル内車両火災
  - e 列車火災
- (エ) その他
  - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等  
(例示)
    - ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故  
(例示)
    - ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
  - (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
  - (ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）
- ウ 危険物等に係る事故
  - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの  
(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)
  - (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
  - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
  - (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの
  - (エ) 500キログラム以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
  - (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
  - (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
  - (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
  - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
  - (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
  - (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故
  - 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

### (3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

## 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

## 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

## (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

### ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

### イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

### ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

### エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

### オ 火山災害

(ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

## (3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

## 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

#### (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

#### (3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

#### (4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

## 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

## 4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

##### (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

##### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

###### ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

###### (イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽症	人			
建物の概要	構造		建築面積	m <sup>2</sup>		
	階層		延べ面積	m <sup>2</sup>		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
		半焼棟			建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
		部分焼			林野焼損面積	ha
		ぼや				
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 2 第2号様式（特定の事故）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

### (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

### (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

### (11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

### (12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	レリアウト第一種、第一種、 第二種、その他		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他( )			
施設の概要	危険物施設の 区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等	
			重症	人 ( 人 )
		中等症	人 ( 人 )	
		軽症	人 ( 人 )	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
	消 防 本 部 ( 署 )		台 人	
	消 防 団		台 人	
	消防防災ヘリコプター		機 人	
	海 上 保 安 庁		人	
自 衛 隊		人		
そ の 他		人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

< 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報 >

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示等の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
  - 不審物（爆発物）の有無
  - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時		年 月 日 時 分
都道府県		
市町村 (消防本部名)		
報告者名		

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人)
	計 人	{ 重症 人 ( 人) 中等症 人 ( 人) 軽 症 人 ( 人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## <災害即報>

### 4 第4号様式

#### (1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

##### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

		報告日時		年 月 日 時 分							
		都道府県									
		市町村 (消防本部名)									
		報告者名									
消防庁受信者氏名											
災害名		(第 報)									
災害の概況	発生場所			発生日時	月 日 時 分						
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人				一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



(2) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。



## 2 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱<資料 1-16>

### 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

令和4年6月24日

#### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等の要請
- 第3章 出動の求め又は指示等
- 第4章 受援体制
- 第5章 部隊移動及び増隊要請
- 第6章 応援等の引揚げの決定
- 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準
- 第8章 防災関係機関との連携
- 第9章 応援等実施計画及び受援計画
- 第10章 応援に要した経費の負担区分
- 第11章 その他

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

##### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその

- 任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
  - (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
  - (14) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
  - (15) 消防庁ヘリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
  - (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
  - (17) 迅速出動とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
  - (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
  - (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
  - (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
  - (21) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

## 第 2 章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

- 第 3 条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
  - 3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式 1－1）。
- (1) 災害の概況
  - (2) 出動を希望する区域及び活動内容
  - (3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- 4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。
- 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第 1 項及び第 2 項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

（応援等の要請のための市町村長の連絡）

第 4 条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 1-2）。

- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。
- 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第 1 項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式 1-2）。
- 4 前条第 5 項の規定は、前 3 項の連絡に準用する。

### 第 3 章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

第 5 条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式 2-1）。

- 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式 2-2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。
- 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表 A-1 及び別表 A-2 に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式 2-1）。
- 4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当

該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

- 5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。
- 6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第2項及び第3項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする。（別記様式2-3）

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-1）。

- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
- 5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする。

（応援等決定通知）

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受

援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式3-2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数をとりまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式3-3）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。
- （2）指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- （3）航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

（航空小隊の基本的な出動計画）

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- （1）原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
- （2）原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。
- （2）情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
- （3）救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
- （4）消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

- （1）ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信

## (2) 第 15 条に規定する現地派遣職員の輸送

(航空小隊の出動に関する留意事項)

- 第 12 条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。
- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。
  - 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。
  - 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
  - 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
  - 6 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空小隊を 1 隊以上確保するものとする。
  - 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
  - 8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

- 第 13 条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

## 第 4 章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

- 第 14 条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が 2 以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第 44 条の 2 の規定に基づく調整本部を設置するものとする。
- なお、被災地が 1 の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。
- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 25 条第 6 項若しくは第 28 条の 3 第 8 項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。
  - 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
  - 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第 40 条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。
    - (1) 法第 44 条の 2 第 5 項第 1 号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
    - (2) 法第 44 条の 2 第 5 項第 2 号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行
    - (3) 法第 44 条の 2 第 5 項第 3 号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員
    - (4) 法第 44 条の 2 第 5 項第 4 号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
  - 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げ

る事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
  - (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
  - (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
  - (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
  - (6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
  - (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
  - (8) その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第15条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
  - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
  - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
  - (5) 報道機関への対応に関すること。
  - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第16条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の

後方支援本部) に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るもとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

## 第 5 章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第 19 条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りでない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第 20 条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする（別記様式 6-1）。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式 6-2）。
- (3) 第 1 号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式 6-2）。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 6-3）。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式 6-4）。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式 6-5）。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第 21 条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする(別記様式 6-6)。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式 6-7)。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする(別記様式 6-8)。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式 6-9)。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

(受援都道府県の知事による増隊要請)

第 22 条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする(別記様式 1-1)。

(受援市町村の長による増隊要請のための連絡)

第 23 条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする(別記様式 1-2)。

## 第 6 章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第 24 条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第 25 条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式 4-1)。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

第 26 条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

- 2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。
- 3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるとする。
  - (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
  - (2) 活動中の異常の有無
  - (3) 隊員の負傷の有無
  - (4) 車両、資機材等の損傷の有無
  - (5) その他必要な事項
- 4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。
- 5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。
- 6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるとする。
  - (1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）
  - (2) 活動中の異常の有無
  - (3) 隊員の負傷の有無
  - (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
  - (5) その他必要な事項
- 7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。
- 8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げるとする。

（長官による受援都道府県の知事への引揚げ決定通知）

第27条 第25条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-2）。

（帰署（所）報告）

第 28 条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

（活動結果報告）

第 29 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署

（所）後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書（別記様式 5）を作成し、消防庁及び応援都道府県に対して、報告するものとする。

## 第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準

（迅速出動の適用条件）

第 30 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱（政令市等は 5 強）以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

（1）基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合

（2）発生した地震の震央が海域の場合

（迅速出動に係る措置要求等の内容）

第 31 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表 A-1 及び別表 A-2 のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第 34 条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表 A-1 及び別表 A-2 に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式（別記様式 3-1 又は 3-4）を送付するものとする。

4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

（迅速出動に係る応援等決定通知）

第 32 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式 3-2）。

（迅速出動の中止）

第 33 条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

（迅速出動適用時の出動先）

第 34 条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

（1）指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）

(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第 35 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第 36 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。

## 第 8 章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第 37 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第 38 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

## 第 9 章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第 39 条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

(2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

- (4) N B C災害即応部隊の編成及び出動体制に関すること。
  - (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
  - (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
  - (7) 情報連絡体制に関すること。
  - (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
  - 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

- 第 40 条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
    - (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
    - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
    - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
    - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
    - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
    - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
    - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
    - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
    - (9) その他必要な事項に関すること。
  - 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。
  - 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
  - 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

- 第 41 条 地方自治法第 153 条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

## 第 10 章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第 42 条 法第 44 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受援市町村において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費
  - (2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

第 43 条 法第 44 条第 5 項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防庁において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費
  - (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

## 第 11 章 その他

(都道府県の訓練)

第 44 条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第 45 条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

- 2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第 46 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 7 月 17 日消防広第 190 号)

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 22 日消防広第 89 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 6 月 24 日消防広第 211 号)

この要綱は、令和 4 年 6 月 24 日から施行する。

別表A-1 (震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第8条関係)及び迅速出動(第21条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区 分		指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
		統合指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊		出動準備 都道府県大隊		第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
				統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
		別表2により対応する 防災隊位置・出動隊	別表2により対応する 出動隊	基本計画別表第2により対応する都道府県		基本計画別表第3により対応する都道府県		別表2により対応する 出動隊	別表2により対応する 出動隊
Ⅰ	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備		出動準備及び災害の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
Ⅱ	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備			出動準備及び災害の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
Ⅲ-ア	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備	
	震央が陸域	出動準備及び 災害の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2		出動準備及び 災害の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2				出動準備及び 災害の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2	
Ⅲ-イ	大規模災害が発生 させられた都道府 県に対する措置	出動準備		出動準備				出動準備	
Ⅳ	重大災害(同じ 区分)が発生さ れた都道府県に 対する措置	出動準備							

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表A-2 (複数の都道府県において震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区 分		指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊		出動準備 都道府県大隊		第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
				統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
		災害発生により対応する 指定隊以外(1)の隊	災害発生により対応する 本部	基本計画別表第2により対応する都道府県		基本計画別表第2により対応する都道府県		災害発生により対応する 本部	災害発生により対応する 本部
Ⅰ	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備及び災害の要請に基づき 必要な隊が迅速出動(2)	
Ⅱ	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	出動準備及び災害の要請に基づき 必要な隊が迅速出動(2)	
Ⅲ-ア	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	出動準備及び災害の要請に基づき 必要な隊が迅速出動(2)		出動準備及び 災害の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 (2)		出動準備及び 災害の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 (2)		出動準備及び災害の要請に基づき 必要な隊が迅速出動(2)	
Ⅲ-イ	大津波警報が発 告された都道府 県に対する措置	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表B (統括指揮支援隊及び指揮支援隊)

(第10条関係)

災害発生 都道府県	統括指揮支援隊の属する消防本部		指揮支援隊の属する消防本部				
	統括指揮支援隊 指定順位第1位	統括指揮支援隊 指定順位第2位					
北海道	札幌市消防局	仙台市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
青森県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
岩手県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
宮城県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
秋田県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
山形県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
福島県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
茨城県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
栃木県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
群馬県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
埼玉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
千葉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
東京都	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
神奈川県	横浜市消防局	東京消防庁	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
新潟県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
富山県	名古屋市消防	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
石川県	名古屋市消防	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
福井県	京都市消防局	名古屋市消防	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
山梨県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局
長野県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	新潟市消防局	静岡市消防局
岐阜県	名古屋市消防	京都市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局
静岡県	横浜市消防局	名古屋市消防	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局
愛知県	名古屋市消防	京都市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
三重県	名古屋市消防	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
滋賀県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
京都府	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
大阪府	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
兵庫県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
奈良県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
和歌山県	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
鳥取県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
島根県	広島市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	北九州市消防局
岡山県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
広島県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
山口県	広島市消防局	福岡市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
徳島県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
香川県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
愛媛県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
高知県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
福岡県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
佐賀県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
長崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
熊本県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
大分県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
宮崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
鹿児島県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
沖縄県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局

※統括指揮支援隊指定順位第1位及び第2位の消防本部について、統括指揮支援隊として出動しない場合は、指揮支援隊として出動する。

別表 C(第一次出動航空小隊)

(第 11 条関係)

出動航空小隊	第一次出動航空小隊										
	統括指揮支援隊輸送航空小隊	情報収集航空小隊		救助・救急・輸送航空小隊等							
北海道		青森県	宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宮城県		岩手県	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	新潟県
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県	
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都	新潟県	
茨城県	東京	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	群馬県	千葉県	埼玉県	川崎市	山形県	
栃木県	東京	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	群馬県	千葉県	埼玉県	川崎市	山形県	
群馬県	東京	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉県	埼玉県	川崎市	新潟県	山形県	長野県	
埼玉県	東京	茨城県	埼玉県	福島県	群馬県	千葉県	埼玉県	川崎市	山形県	静岡県	
千葉県	東京	茨城県	埼玉県	栃木県	群馬県	埼玉県	川崎市	山形県	長野県	静岡県	
東京都		埼玉県	山形県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	川崎市	長野県	静岡県
神奈川県		埼玉県	山形県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	長野県	静岡県	静岡県
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	群馬県	東京都	長野県	
富山県	名古屋府	埼玉県	静岡県	東京都	石川県	福井県	山形県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県
石川県	名古屋府	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	
福井県	京都市	富山県	静岡県	石川県	岐阜県	静岡県	名古屋市	三重県	大阪府	神戸市	
山形県	東京	埼玉県	静岡県	栃木県	群馬県	埼玉県	川崎市	長野県	静岡県	東京都	
長野県	東京	埼玉県	山形県	群馬県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	静岡県	名古屋市	
岐阜県	名古屋府	福井県	静岡県	富山県	石川県	長野県	静岡県	静岡県	三重県	富山県	
静岡県	横浜市	埼玉県	山形県	群馬県	千葉県	東京都	川崎市	長野県	岐阜県	名古屋府	
愛知県		三重県	京都市	富山県	山形県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	静岡県	三重県
三重県	名古屋府	名古屋市	京都市	三重県	福井県	岐阜県	大阪府	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀県	京都市	福井県	兵庫県	石川県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪府	神戸市	奈良県	鳥取県
京都府		三重県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪府	神戸市	奈良県	鳥取県
大阪府		京都市	兵庫県	福井県	名古屋府	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県
兵庫県	大阪府	京都市	岡山県	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	
徳島県	京都市	三重県	和歌山県	岐阜県	名古屋府	三重県	大阪府	兵庫県	神戸市	徳島県	
和歌山県	大阪府	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山県	
鳥取県	大阪府	京都市	高知県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山県	広島県	広島県	岡山県	
鳥取県	広島市	京都市	高知県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山県	広島県	山口県	宮崎県	
岡山県	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥取県	徳島県	香川県	宮崎県	
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	鳥取県	岡山県	山口県	香川県	愛媛県	福岡県	北九州府
山口県	広島市	愛媛県	高知県	鳥取県	岡山県	岡山県	広島県	福岡県	北九州府	大分県	
徳島県	大阪府	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山県	広島県	香川県	
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪府	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山県	広島県	愛媛県	
愛媛県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山県	山口県	徳島県	香川県	北九州府	大分県	
高知県	広島市	徳島県	宮崎県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山県	広島県	山口県	香川県	
福岡県		高知県	大分県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島県	山口県	愛媛県	北九州府	熊本県	大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島県	山口県	北九州府	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島県	山口県	北九州府	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県	
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島県	山口県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島県	宮崎県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島県	宮崎県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
沖縄県	福岡市	高知県	鹿児島県	宮崎県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	

※ 東京：東京消防庁を示す。

※ 消防庁へリを使用している航空隊：宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 ネットワークについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。



※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第22条関係)

## 緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請	増隊要請 (第 報)
〇〇 年 月 日 時 分	

消防庁長官 殿

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	〇〇 年 月 日 時 分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室	氏名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

## 応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請

増隊要請 (第 報)

〇〇 年 月 日 時 分

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	〇〇	年	月	日	時	分
災 害 発 生 場 所	都道 府県					市区 町村
応 援 等 要 請 日 時	〇〇	年	月	日	時	分
災 害 の 状 況						
活 動 を 要 望 す る 地 域						
要 望 す る 活 動						

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る 連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿  
消 防 長 }

送付先: 


消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災 害 発 生 日 時	〇〇 年 月 日	時 分	
災 害 発 生 場 所	都道 府県	市区 町村	
災 害 名			
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	〇〇 年 月 日	時 分	
災 害 の 状 況			
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等	石油コンビナート等	

### ・都道府県大隊

対 象 <small>※いづれかに●</small>	出動可能な全隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		

### ・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

	部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊※1	
航空部隊	航空小隊※1	
	航空後方支援小隊※1	
	統合機動部隊	
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	NBC災害即応部隊	
	土砂・風水害機動支援部隊	

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036



# 出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長  
消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名								
隊の種類	可能隊数	人数	最も早く出動できる時間※2	出動隊数	人数	出動時間※2	備考(内訳)	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		: 頃			:	<航空隊名、同時出動可否>	
	指揮支援隊		: 頃			:		
	航空指揮支援隊※1		: 頃			:		
航空部隊	航空後方支援小隊※1		: 頃			:	<機体愛称>	
	航空小隊※1		: 頃			:		
土砂・風水害機動支援部隊	指揮隊		: 頃			:		
	救助小隊							水陸両用バギー: 台
	特殊装備小隊							重機: 台
	特殊装備小隊							中型水陸両用車: 台
	後方支援小隊							
【その他特殊な装備品の情報】								
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台								
合計								
指揮隊	指揮隊		: 頃			:		
合計								

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること  
航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なのか備考に記載すること  
※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

# 出動準備の解除連絡

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 }  
消 防 長 } 殿

送付先:


消防庁広域応援室長

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	〇〇 年 月 日 時 分
出動準備を解除する隊	【都道府県大隊】
	【統括指揮支援隊】
	【指揮支援隊】
	【航空指揮支援隊】
	【航空小隊】
	【統合機動部隊】

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 }  
市町村長 } 殿

送付先:


消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	〇〇	年	月	日	時	分	頃
災害発生場所	都道府県						市区町村
災害名							
災害の状況							
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等			石油コンビナート等			
出動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)				
アクションプラン又は運用計画	適用 ( )					非適用	
求め又は指示日時	〇〇	年	月	日	時	分	

・都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		
応援先	市区町村	進出拠点

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項、応援先等		
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊	応援先	進出拠点
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
統合機動部隊			
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊		応援先	進出拠点

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の応援等決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の知事 }  
受援市町村の長 } 殿

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求 め	指 示	<small>(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)</small>
迅 速 出 動	適用 ( A - 区分 )		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ( )		非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式3-1又は3-4)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

【受援体制チェックシート】

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の消防防災主管部長  
被災地消防本部の長 } 殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適用 ( A - 区分 )		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ( )		非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

送付先:


消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県		
出動区分	<b>求め</b>	<b>指示</b>
	<b>別表 A - 1</b>	<b>区分</b>
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時	
求め又は指示した隊	下表のとおり	
出動先	第34条に定めるとおり	

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
<b>I</b> 最大震度7	<b>迅速出動</b>		<b>迅速出動</b>		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
<b>II</b> 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	迅速出動	/	<b>迅速出動</b> (統合機動部隊のみが対象)			
<b>III-ア</b> 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	/	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 (統合機動部隊のみが対象) 【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	/

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

送付先:


消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	求め		指示
	別表 A - 2	区分	
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出動先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援部隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
<b>I</b> 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動  【出動する隊】	
<b>II</b> 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	迅速出動		迅速出動 (統合機動部隊のみが対象)			
<b>III-ア</b> 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 (統合機動部隊のみが対象) 【出動する隊】			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官  
受援市町村の長  
指揮支援部隊長

} 殿

(受援都道府県の知事)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	〇〇	年	月	日	時	分
被災地引揚げ日時	〇〇	年	月	日	時	分
引揚げ決定した隊						
連絡事項						

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事  
 応援市町村の長

} 殿

送付先:

消 防 庁 長 官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引 揚 げ 決 定 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
被 災 地 引 揚 げ 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
引 揚 げ 決 定 し た 隊	別添(別記様式4-1)のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

## 1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
出動日時※1			
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

## 2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)			
出動日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

## 3 救助活動状況【陸上】

	救出日時				救出場所※2	救助人数	備考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

## 4 救助活動状況【航空】

	救出日時				救出場所※4	救助人数	備考
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

## 5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

## 6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

## 7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

## 8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

# 部隊移動に関する意見(照会)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 } 殿  
緊急消防援助隊行動市町村の長

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現在の出動先	都道府県	市区町村
--------	------	------



部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

地域衛星電話		地域衛星FAX	X
--------	--	---------	---

# 部隊移動に関する意見(回答)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

(緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

- 了承します。
- その他

部隊移動に関する意見

部隊移動の 対 象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現 在 の 出 動 先	都道 府 県	市区 町 村
-------------	-----------	-----------



部 隊 移 動 先	都道 府 県	市区 町 村
-----------	-----------	-----------

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	

# 緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事  
 応援市町村の長 } 殿

送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	<b>求め</b>	<b>指示</b>	<small>(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)</small>
求め又は指示日時	〇〇	年	月 日 時 分

### ・都道府県大隊

対 象  ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

### ・部隊 ※対象となる隊に●

	連絡事項
部隊名	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊
	指揮支援隊
	航空指揮支援隊
航空部隊	航空小隊
	航空後方支援小隊
統合機動部隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

現在の出勤先	都道府県	市区町村
--------	------	------



部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事  
緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

部隊移動先の都道府県の知事  
 部隊移動先の市町村の長 } 殿

消 防 庁 長 官

○○都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め  
 又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長  
(指揮支援本部長 経由)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部 隊 移 動 区 分	<b>指示</b> (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	〇〇 年 月 日 時 分

**・都道府県大隊**

対 象  ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

**・部隊** ※対象となる隊に●

部 隊 名	連 絡 事 項						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">指揮支援部隊</td> <td>統括指揮支援隊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指揮支援隊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空指揮支援隊</td> </tr> </table>	指揮支援部隊	統括指揮支援隊		指揮支援隊		航空指揮支援隊	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊						
	指揮支援隊						
	航空指揮支援隊						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">航空部隊</td> <td>航空小隊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空後方支援小隊</td> </tr> </table>	航空部隊	航空小隊		航空後方支援小隊			
航空部隊	航空小隊						
	航空後方支援小隊						
統合機動部隊							
エネルギー・産業基盤災害即応部隊							
NBC災害即応部隊							
土砂・風水害機動支援部隊							

現 在 の 出 動 先	都道 府 県	市 区 町 村
-------------	-----------	------------



部 隊 移 動 先	都道 府 県	市 区 町 村
-----------	-----------	------------

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村の長  
部隊移動先の市町村の長

}

殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県〇〇市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり××市へ  
部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	<b>指示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)</b>
指 示 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	<b>指示</b> (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事  
 応援市町村の長

} 殿

送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	<b>指示</b> （指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項）
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分 現在

**消防庁**

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinenta0119@soumu.go.jp			

**現地派遣職員**

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

**災害対策本部**

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

**調整本部**

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

**政府現地対策本部**

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

〇〇市町村

**災害対策本部**

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

**指揮本部**

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

**指揮支援本部**

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所属		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

**緊急消防援助隊**

**陸上**

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

**航空**

**ヘリベース(HB)**

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

**フォワードベース(FB)**

設置場所：

FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

# 緊急消防援助隊の運用に関する要綱

令和4年6月24日改正

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 編成及び装備等の基準
- 第3章 出動
- 第4章 指揮活動
- 第5章 防災関係機関との連携
- 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第7章 その他

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。

- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

## 第 2 章 編成及び装備等の基準

### （都道府県大隊の編成）

第 3 条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 38 条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「（第〇）中隊」、「（〇〇消防本部）中隊」、「（消火）中隊」等と呼称する。  
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「（〇〇）小隊」と呼称する。
- (5) C 災害、B 災害及び N 災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

### （指揮支援部隊の編成）

第 4 条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第 38 条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

### （統合機動部隊の編成）

第 5 条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心として編成するものとし、対応する災害の種別や、迅速な出動や情報収

集等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。

- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための

特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

- イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。
  - ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。
    - (ア) 一般の毒劇物災害対応小隊  
呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）
    - (イ) C災害及びB災害対応小隊  
陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク
    - (ウ) N災害対応小隊  
簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服
- (2) 大規模危険物火災等対応小隊
- ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
  - イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。
  - ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。
- (3) 密閉空間火災等対応小隊
- ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
  - イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。
  - ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 水難救助小隊
- ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。
  - イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。
  - ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。
- (2) 遠距離大量送水小隊
- ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。
  - イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。
- (3) 消防活動二輪小隊
- ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。
  - イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。
- (4) 震災対応特殊車両小隊
- 震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資

機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

### 第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。

(3) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(5) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。

(3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。

- (2) 後方支援体制の確立に関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関する事。
- (5) 物資等の搬送計画に関する事。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関する事。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関する事。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関する事。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関する事。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動するものとする。なお、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関する事。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関する事。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関する事。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関する事。
- (5) 被災地における通信の確保に関する事。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関する事。
- (7) 航空消防活動の支援に関する事。
- (8) 宿営場所の設営に関する事。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関する事。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した

場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第 19 条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第 20 条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第 21 条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

#### (1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第 2 号及び第 3 号について同じ。）。

#### (2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

#### (3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

#### (4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第 22 条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

- 2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。
- 3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長(以下「指揮支援本部長」という。)に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

- 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

## 第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。また、指揮支援隊が出動していない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、次項の指揮支援隊長の役割も担うものとする。

- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上(水上を含む。以下同じ。)に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第 25 条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。ただし、次に掲げる者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援本部長の役割を担うものとする。
  - (1) 第 1 順位 指揮支援隊長
  - (2) 第 2 順位 都道府県大隊長
  - (3) 第 3 順位 統合機動部隊長
  - (4) 第 4 順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
  - (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
  - (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
  - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
  - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
  - (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
  - (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

第 26 条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
  - (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
  - (3) 調整本部に対する報告に関すること。
  - (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
  - (5) その他必要な事項に関すること。
- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第 27 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
  - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
  - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。
  - (5) 報道機関への対応に関すること。
  - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

第 28 条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。

- (2) 隊員の安全管理に関すること。
  - (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
  - (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
  - (5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
  - (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
  - (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
  - (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「○○都道府県大隊本部」と呼称する。

（現地合同調整所の設置）

- 第 29 条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。
  - 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
  - 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

（情報共有等）

- 第 30 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊（次項において「消防庁等」という。）は、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。
  - 3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、被害状況や活動状況について動画及び静止画により積極的に情報共有を行うものとする。
  - 4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大対本部等は、前 2 項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。

（活動報告等）

- 第 31 条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
  - 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- （1）消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
- （2）調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
- （3）指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- （4）指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- （5）指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- （6）都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- （7）同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- （8）指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
- （9）航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
- （10）都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
- （11）無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。

- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
  - (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
    - ア 応援要請を行う場合
    - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
    - ウ 新たな災害が発生した場合
    - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

## 第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

## 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第 38 条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。

5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 情報連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第 39 条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

## 第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで(第4号を除く。)及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日消防広第89号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (主運用波の割当て)

(第32条関係)

周波数名	割当都道府県
主運用波1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇年 月 日 時 分 現在

**消防庁**

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

**現地派遣職員**

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

調整本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

政府現地対策本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長 (指揮支援隊長)	所属		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

航空

ヘリベース(HB)

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長 (航空指揮支援隊長)	所属		TEL	
	氏名			
航空後方支 援隊長	所属		TEL	
	氏名			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

フォワードベース(FB)

設置場所:

FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

## 緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 ( ) 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県				市区町村	
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人
	通信支援小隊	隊	人	合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助		救急	合計
	件数	件	件	件	件	人
	救助・搬送人数	人	人	人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	件	人
	人	人	人	人		
宿営場所	名称			所在地		
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~		時 分		
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部			氏名		
	TEL					

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(航空小隊長)

災害名		応援都道府県		ヘリベース		残時間		時間分												
報告者等		氏名		活動人員		パイロット名		整備士名		隊員名										
TEL		年 月 日 ( ) 時 分現在		その他名		計名														
日付	出動番号	機体名称	離陸時間	離陸場所	出動場所(空域)	着陸時間	着陸場所	出動搭乗人員数	出動種別件数					搬送人員数		活動概要 (火災:散水回数・散水量を記載) (救助:救助方法を記載) (物資輸送:物資名、数量を記載)				
									火災	救助	救急	情報収集	輸送等	救助	救急		輸送			
											隊員	隊員以外								
合計																				
備考																				

### 3 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱

<資料1-17>

目次

第一章 総則

第二章 消防広域応援体制の確立

第三章 費用負担

第四章 教育訓練

第五章 その他

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号。以下「法」という。）

第43条に規定する非常事態時において、千葉県知事（以下「知事」という。）が千葉県広域消防相互応援協定に基づく広域応援部隊を運用するため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「千葉県消防広域応援隊」とは、前条に基づく非常事態時において知事の指示を受け被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動等を行うことを任務とする広域応援部隊をいう。
- (2) 「被災地」とは、法第43条に規定する非常事態が発生した市町村をいう。
- (3) 「被災地消防本部」とは、被災地に係る消防本部をいう。
- (4) 「広域応援統括消防機関」とは、千葉県消防広域応援基本計画で定めるところにより、千葉県内の消防広域応援に係る消防機関の代表として、千葉県及び各消防機関との連絡調整及び情報交換を行う消防機関をいう。
- (5) 「応援市町村」とは、千葉県消防広域応援隊を出動させる又は出動させた市町村（一部事務組合を含む。以下同じ）をいう。
- (6) 「特殊災害」とは、毒性物質の発散、その他緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）で定める原因により生ずる特殊な災害及び大規模危険物火災等、又は航空機災害等で多数の要救助者の発生が見込まれる災害で、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする災害をいう。

(千葉県消防広域応援隊の登録)

第3条 知事は、千葉県消防広域応援基本計画に基づき登録された広域応援部隊を千葉県消防広域応援隊として登録するものとする。

2 登録する千葉県消防広域応援隊については、法第45条第4項の規定に基づき、緊急消防援助隊として登録されている消防部隊及び県内広域応援出動が可能な消防部隊とし、知事が別に定める。

3 知事は必要があると認めるときは、市町村長に対し前項の登録について協力を求めるものとする。

(千葉県消防広域応援隊の基本的な編成)

第4条 千葉県消防広域応援隊の基本的な出動編成については別図1のとおりとする。

- 2 基本的な部隊編成は、前条に登録された広域応援部隊のうち、被災地において行う応援に必要な部隊をもって編成する。(別表1)

## 第二章 消防広域応援体制の確立

(消防広域応援体制確立の指示)

第5条 知事は、法第43条に基づく非常事態時又はこれに準ずる大規模災害が発生した場合は、被災地の市町村長及び被災地消防本部の消防長並びに広域応援統括消防機関の消防長と協議し、緊急の必要があると判断したときは、応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に迅速な消防広域応援体制の確立を指示するものとする。(別記様式1)

なお、知事の指示基準は原則として次の各号によるものとする。

- (1) 被災地から緊急消防援助隊の要請があった場合。
  - (2) 首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランが発動された場合。
  - (3) 本県が甚大な被害を被る大規模地震が発生した場合。
  - (4) 特殊災害が発生し、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする場合。
  - (5) 被災地及び被災地消防本部とのあらゆる情報連絡網が寸断されるなど、非常事態と認める場合。
- 2 前項の指示を受けた応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長は、速やかに広域応援部隊を出動させるものとする。  
ただし、災害等により広域応援部隊が出動できない場合は、広域応援統括消防機関にその旨連絡するものとする。
  - 3 千葉県消防広域応援隊の出動体制、指揮体制及び部隊運用等については、千葉県消防広域応援基本計画を準用するものとする。
  - 4 情報連絡系統は、別図2のとおりとする。
  - 5 要請手順は、別図3のとおりとする。

(消防広域応援体制の終了)

第6条 知事は、災害の推移により被災地の市町村長及び広域応援統括消防機関の消防長と協議し、消防広域応援体制の必要がなくなったと判断したときは、千葉県消防広域応援隊による応援活動を終了させるものとする。

この場合、その旨を被災地の市町村長及び応援市町村の長並びに千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に速やかに通知するものとする。

## 第三章 費用負担

(千葉県消防広域応援隊の活動に係る費用負担)

第7条 第5条第1項に基づく指示を受けて出動した千葉県消防広域応援隊の活動により増加し又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、当該千葉県消防広域応援隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当等の負担区分は、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 千葉県の負担とするもの

ア 特殊勤務手当

イ 時間外勤務手当

ウ 管理職員特別勤務手当

エ 夜間勤務手当

オ 休日勤務手当

カ 旅費

キ 応援活動のために使用した当該応援隊の施設に係る修繕料

ク 役務費

ケ 当該応援活動のために使用したことにより、当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費

コ 応援活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料、その他の物件費

(2) 前号の応援活動に係る経費については、別に定めるところにより県が負担するものとする。

2 応援市町村の負担とするもの

(1) 公務災害補償に要する経費

(2) 被災地等への移動中及び被災地等からの帰還途中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

(3) 前項及び前各号以外の人件費その他の経費

3 被災地が負担とするもの

(1) 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町村に対して当該損害賠償を対象とした保険金が支払われる場合には、当該保険金の額を控除した額。）ただし、応援市町村の重大な過失等に基づく損害賠償に要する費用は応援市町村の負担とする。

(2) 応援活動中に調達した化学消火薬剤等資機材費

4 前各項以外の費用は、原則として被災地の負担とする。

## 第四章 教育訓練

（教育訓練）

第8条 知事は、法第43条に基づく非常事態時における千葉県消防広域応援隊の常時即応体制を確保するとともに、技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、市町村及び消防機関の協力を得て千葉県消防広域応援隊の合同訓練を実施するものとする。

## 第五章 その他

（関係行政機関との連絡調整）

第9条 知事は、千葉県消防広域応援隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等との連絡調整を行うものとする。（別表2）

（千葉県消防広域応援隊旗）

第10条 知事は、千葉県消防広域応援隊旗を千葉県消防広域応援隊の部隊に交付するものとする。

2 千葉県消防広域応援隊旗の制式については、知事が別に定める。

(その他)

第 11 条 その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 3 日から施行する。

## 千葉県消防広域応援隊 出動連絡

応援市町村の長

広域応援統括消防機関 消防長 様

千葉県消防広域応援隊登録消防機関 消防長

千葉県知事

年 月 日 時 分頃、市・町・村において、  
下記のとおり消防組織法第 4 3 条の規定に基づく非常事態が発生したので、迅速  
な消防広域応援体制を確立するよう指示します。

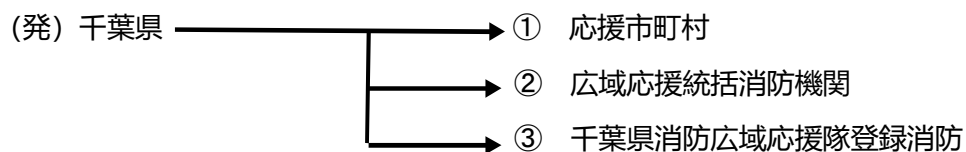
1. 発生日時 ..... 年 ..... 月 ..... 日 ..... 時 ..... 分頃

2. 発生場所 ..... 市・町・村

3. 災害種別 ..... (災害内容)

4. その他 .....

【要請方法】 (県防災行政無線 F A X 等による一斉要請)



基本的な部隊編成

別表1

部隊種類  災害種別	広域応援統括指揮隊	ブロック方面隊					航空部隊	水上部隊	特別災害対応部隊											
		ブロック方面指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊			特殊災害部隊			特殊装備部隊								
									毒劇物等対応隊	大規模危険物火災等対応隊	密閉空間火災等対応隊	震災対応特殊車両隊	その他特殊装備隊							
													はしご車隊	電源照明車隊	大型水筒車隊	空気ボンベ充填車隊	衛星通信装備隊	特別高度工作車隊	その他の特殊装備隊	
大規模地震災害	○	○	○	○	○	○	○				△	○	△	△	△	△	△	△	△	△
大規模風水害	○	○	○	○	○	○	○				△	△	△	△			△	△	△	
大規模火災	○	○	○	○	○	○	○				△	△	△	△	△	△	△	○		
特殊災害	NBC災害	○								○					△	△	△	△	△	
	大規模危険物火災	○	△	△	△	△	△	○	△		○	△	△	△	△	△	△	△	△	
	大規模航空機事故災害	○	○	○	○	○	○	○			△	△	△	△	△	△	△	△	○	
	大規模列車事故災害	○	○	○	○	○	○	○				△	△	△	△			△	○	

【凡例】

- 原則として出動
- △ 災害状況に応じて出動

関係機関連絡先(情報連絡窓口)

別表2

1. 総務省消防庁

名称	時間帯別	連絡要請窓口	(NTT)電話	(NTT)FAX	消防防災無線(電話)	消防防災無線(FAX)	地域衛星通信ネットワーク(電話)	地域衛星通信ネットワーク(FAX)	メールアドレス		
広域応援室	昼間	広域応援室	03-5253-7569	03-5253-7537	120-90-49013	120-90-49033	048-500-90-49013	048-500-90-49033	kinentai0119@soumu.go.jp		
	夜間(休日)	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	120-90-49102	120-90-49036	048-500-90-49102	048-500-90-49036			

2. 千葉県

名称	時間帯別	連絡要請窓口	(NTT)電話	(NTT)FAX	県防災行政無線電話	県防災行政無線FAX	地域衛星通信ネットワーク(電話)	地域衛星通信ネットワーク(FAX)	メールアドレス	消防無線呼出名称	広域応援時に使用する無線局
防災危機管理部 防災対策課	昼間	災害対策室	043-223-2175	043-222-1127	500-7319 500-7320	500-7298	012-500-7320	012-500-7298	bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp	ちばけんしょうぼう ちようせいほんぶ	
	夜間(休日)	情報通信管理室	043-223-2178	043-222-5219	500-7225	500-7110	012-500-7225	012-500-7110			

3. 広域応援統括消防機関

消防機関	時間帯別	連絡要請窓口	(NTT)電話	(NTT)FAX	県防災行政無線電話	県防災行政無線FAX	地域衛星通信ネットワーク(電話)	地域衛星通信ネットワーク(FAX)	メールアドレス	消防(局)本部無線呼出名称	広域応援時に消防(局)本部内で使用する無線局
千葉市消防局	昼間	警防課	043-202-1647	043-202-1654	101-800-3111	101-800-3109	012-101-800-3111	012-101-800-3109	keibo.FPD@city.chiba.lg.jp	えんせいちばしょうぼう 遠制千葉消防	ちば101 千葉101
	夜間(休日)	指令課	043-202-1722	043-202-1678	101-800-3690	101-800-3669	012-101-800-3690	012-101-800-3669			
		救急課	043-202-1657	043-202-1659	101-800-3211	101-800-3209	012-101-800-3211	012-101-800-3209			

## 関係機関連絡先

別表2  
(R4.4.1現在)

### 4. 県内消防機関

ブロック及び構成消防本部 ☆印…統括消防機関 ◎印…幹事消防機関 ○印…幹事代行消防機関	連絡先		NTT回線		県防災行政無線		地域衛星通信ネットワーク		メールアドレス	消防(局)本部無線呼出名称	広域応援時に消防(局)本部内で使用する無線局
			電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX			
第1ブロック	☆千葉市消防局	昼間 警防課	043-202-1647	043-202-1654	101-800-3111	101-800-3109	012-101-800-3111	012-101-800-3109	keibo.FPD@city.chiba.lg.jp	えんせいちばしょうぼう	ちば101
		夜間 指令課	043-202-1722	043-202-1678	101-800-3690	101-800-3669	012-101-800-3690	012-101-800-3669		遠制千葉消防	千葉101
		救急課	043-202-1657	043-202-1659	101-800-3211	101-800-3209	012-101-800-3211	012-101-800-3209			
	◎船橋市消防局	昼間 警防指令課	047-435-1190	047-435-7878	204-731	204-732	012-204-731	012-204-732	sho-keibo@city.funabashi.lg.jp	えんせいふなばししょうぼう	ふなばし100
		夜間	047-435-1186	047-432-8229						遠制船橋消防	船橋100
	習志野市消防本部	昼間 警防課	047-452-1212	047-451-6569	605-721	605-722	012-605-721	012-605-722	keibou-f@city.narashino.lg.jp	えんせいならしのしょうぼう	ならしの1
夜間									遠制習志野消防	習志野1	
○市原市消防局	昼間 警防救急課	0436-22-8117	0436-21-6874	219-731	219-732	012-219-731	012-219-732	keibou@city.ichihara.lg.jp	えんせいいちはらしょうぼう	いちはら501	
	夜間	0436-23-0119							遠制市原消防	市原501	
八千代市消防本部	昼間 警防課	047-459-7805	047-459-2446	608-721	608-722	012-608-721	012-608-722	keibou1@city.yachiyo.lg.jp	えんせいやちよししょうぼう	やちよししょうぼう2	
	夜間							shirei1@city.yachiyo.lg.jp	遠制八千代消防	八千代消防2	
第2ブロック	銚子市消防本部	昼間 消防総務課	0479-22-3296	0479-20-5085	602-721	602-722	012-602-721	012-602-722	cf-d-keibou2@city.choshi.lg.jp	えんせいちょうししょうぼう	ちょうし501
		夜間 通信情報班	0479-22-0119	0479-23-0119					cf-d-honsho1@city.choshi.lg.jp	遠制銚子消防	銚子501
	○成田市消防本部	昼間 指揮指令課	0476-20-1593	0476-24-4828	211-731	211-732	012-211-731	012-211-732	keibo@city.narita.lg.jp	えんせいなりたしょうぼう	なりたほんぶ301
		夜間							shirei@city.narita.lg.jp	遠制成田消防	成田本部301
	旭市消防本部	昼間 警防課通信班	0479-63-0119	0479-63-7769	621-721	621-722	012-621-721	012-621-722	asahi119-keibo@city.asahi.lg.jp	えんせいあさひしょうぼう	あさひほんぶ501
		夜間							asahi119-shirei@city.asahi.lg.jp	遠制旭消防	旭本部501
	四街道市消防本部	昼間 警防課	043-422-0119	043-423-7212	614-721	614-722	012-614-721	012-614-722	yshobokeibo@city.yotsukaido.lg.jp	えんせいよつかいしょうぼう	よつかいどう501
		夜間 消防署指揮指令係							yshobosho@city.yotsukaido.lg.jp	遠制四街道消防	四街道501
	富里市消防本部	昼間 通信班	0476-92-1311	0476-93-9949	618-721	618-722	012-618-721	012-618-722	syobo@city.tomisato.lg.jp	えんせいとみさとしょうぼう	とみさと501
		夜間							tomisato-shirei@kjc.biglobe.ne.jp	遠制富里消防	富里501
	栄町消防本部	昼間 通信指令室	0476-95-0119	0476-95-7630	629-721	629-722	012-629-721	012-629-722	shoubou@town.sakae.chiba.jp	えんせいさかえしょうぼう	さかえほんぶ501
	香取広域市町村圏事務組合消防本部	昼間 情報管理室	0478-52-0119	0478-52-1198	619-721	619-722	012-619-721	012-619-722	keibou@fd-katori.jp	えんせいかとりしょうぼう	かとり601
		夜間							shirei_o@fd-katori.jp	遠制香取消防	香取601
	匝瑳市横芝光町消防組合消防本部	昼間 警防課	0479-72-0119	0479-72-1119	622-721	622-722	012-622-721	012-622-722	keibo@sosa119.jp	えんせいそうさしょうぼう	そうさほんぶ501
夜間 警防課指令班		shirei@sosa119.jp							遠制匝瑳消防	匝瑳本部501	
◎佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	昼間 指揮指令課	043-481-1119	043-485-2310	625-721	625-722	012-625-721	012-625-722	keibouka@119-sys.jp	えんせいさくらしょうぼう	さくらほんぶ703	
	夜間							shikishirei@119-sys.jp	遠制佐倉消防	佐倉本部703	
印西地区消防組合消防本部	昼間 指揮指令課	0476-46-9981	0476-46-9986	626-721	626-722	012-626-721	012-626-722	keibou-inzaichiku@nifty.com	えんせいいんざいしょうぼう	いんざいほんぶ501	
	夜間							shirei-inzaichiku@nifty.com	遠制印西消防	印西本部501	

関係機関連絡先

別表2  
(R4.4.1現在)

4. 県内消防機関

	ブロック及び構成消防本部 ☆印…統括消防機関 ◎印…幹事消防機関 ○印…幹事代行消防機関	連絡先		NTT回線		県防災行政無線		地域衛星通信ネットワーク		メールアドレス	消防(局)本部無線呼出名称	広域応援時に消防(局)本部内で使用する無線局
		昼間	夜間	電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX			
第3ブロック	○木更津市消防本部	警防課	0438-23-9184	0438-23-9096	206-731	206-732	012-206-731	012-206-732	sho-keibo@city.kisarazu.lg.jp	えんせいきさつしょうぼう	きさらづ501	
		作戦室	0438-22-0119	0438-22-0151					sho-shoubo@city.kisarazu.lg.jp	遠制木更津消防	木更津501	
	君津市消防本部	本署	0439-53-0119	0439-57-0119	611-723	611-722	012-611-723	012-611-722	kfd-somu@city.kimitsu.lg.jp	えんせいきみつしょうぼう	きみつほんぶ501	
									kfd-honsho@city.kimitsu.lg.jp	遠制君津消防	君津本部501	
	富津市消防本部	消防署	0439-88-0119	0439-88-6500	612-721	612-722	012-612-721	012-612-722	mb042@city.futtsu.lg.jp	えんせいふつしょうぼう	ふつつ501	
	袖ヶ浦市消防本部	警防課	0438-64-0119	0438-62-9729	615-721	615-722	012-615-721	012-615-722	sfckeibo@wing.ocn.ne.jp	えんせいそでがうしょうぼう	ひらかわ302	
		指揮統制班							sfdshirei@miracle.ocn.ne.jp	遠制袖ヶ浦消防	平川302	
	安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	0470-22-2233	0470-22-2905	627-721	627-722	012-627-721	012-627-722	tuusin02@awakouiki.jp	えんせいあわしょうぼう	たてやま501	
									遠制安房消防	館山501		
長生郡市広域市町村圏組合消防本部	指揮情報係	0475-24-0119	0475-25-8448	623-721	623-722	012-623-721	012-623-722	fd.shirei@choseikouiki.jp	えんせいちゆうしょうぼう	ちようせいちゆうお501		
									遠制長生消防	長生中央501		
◎山武郡市広域行政組合消防本部	指令課	0475-55-0119	0475-50-2501	628-721	628-722	012-628-721	012-628-722	fd.shirei@sanbukouiki-chiba.jp	えんせいさんぶしょうぼう	さんぶほんぶ		
									遠制山武消防	山武本部501		
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	0470-80-0119	0470-82-5000	624-721	624-722	012-624-721	012-624-722	shirei@isumi-fd.jp	えんせいいすみしょうぼう	いすみほんぶ202		
									遠制夷隅消防	夷隅本部202		
第4ブロック	○市川市消防局	指令課	047-333-2118	047-335-8181	603-721	603-722	012-603-721	012-603-722	keibo@city.ichikawa.lg.jp	えんせいいちかわしょうぼう	いちかわけいびほんぶ1	
									shirei@city.ichikawa.lg.jp	遠制市川消防	市川警備本部1	
	◎松戸市消防局	警防課	047-363-1115	047-363-1138	604-721	604-722	012-604-721	012-604-722	mcfckeibo@city.matsudo.lg.jp	えんせいまつどうしょうぼう	まつどきよかほんぶ2	
		情報通信課	047-363-1117	047-363-1140					mcfdsfirei@city.matsudo.lg.jp	遠制松戸消防	松戸局可搬2	
	野田市消防本部	通信室	04-7124-0119	04-7197-1411	208-731	208-732	012-208-731	012-208-732	syoukeibou@city.noda.lg.jp	えんせいのだしょうぼう	のださいたい1	
									syouboushirei@city.noda.lg.jp	遠制野田消防	野田対1	
	柏市消防局	警防課	04-7133-0117	04-7133-4000	606-721	606-722	012-606-721	012-606-722	keibo1@city.kashiwa.chiba.jp	えんせいかしわしょうぼう	かしわけいびしょうぼう2	
		指揮統制課	04-7133-8793	04-7133-8795					shikitosei@city.kashiwa.chiba.jp	遠制柏消防	柏警防情報2	
	流山市消防本部	消防防災課	04-7158-0151	04-7159-0889	607-721	607-722	012-607-721	012-607-722	shirei@city.nagareyama.lg.jp	えんせいながれやましょうぼう	ながれやま201	
								chushoubou@city.nagareyama.lg.jp	遠制流山消防	流山201		
我孫子市消防本部	警防課	04-7181-7701	04-7184-0120	609-721	609-722	012-609-721	012-609-722	abk_keibou@city.abiko.lg.jp	えんせいあびこしょうぼう	あびこほんぶ501		
	指揮統制室	04-7184-0119	04-7184-0165					abk_tsuushinshitsu@city.abiko.lg.jp	遠制我孫子消防	我孫子本部501		
鎌ヶ谷市消防本部	警防課	047-444-3235	047-445-1224	610-721	610-722	012-610-721	012-610-722	honbukeibo@city.kamagaya.lg.jp	えんせいかまがやしょうぼう	かまがやけいびしょうぼう1		
	鎌ヶ谷消防署	047-444-3221	047-442-7119					shirei119@city.kamagaya.lg.jp	遠制鎌ヶ谷消防	鎌ヶ谷警防資材1		
浦安市消防本部	警防課	047-304-0119	047-352-3597	613-721	613-722	012-613-721	012-613-722	fd.keibo@city.urayasu.lg.jp	えんせいうらやすしょうぼう	うらやす1		
	署指揮指令係							fd.sho@city.urayasu.lg.jp	遠制浦安消防	浦安1		

別表 2

## 関係機関連絡先

## 5. 千葉県内市町村

(R7.4.1 現在)

支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	N T T		県防災行政無線(012:地域衛星通信)		管轄消防(局)本部	
				電話	F A X	電話	F A X		
千葉支部	千葉市	昼間	危機管理課	043-245-5151	043-245-5597	100-721	100-722	千葉市消防局	
		夜間							
	市原市	昼間	危機管理課	0436-23-9823	0436-23-9556	219-721	219-722	市原市消防局	
		夜間	守衛室	0436-22-1111	-				
葛南地域振興事務所	市川市	昼間	危機管理課	047-712-8563	047-712-8791	203-721	203-722	市川市消防局	
		夜間	守衛室	047-712-8691	-				
	船橋市	昼間	危機管理課	047-436-2032	047-436-2030	204-721	204-722	船橋市消防局	
		夜間	(船橋消防)	047-435-1186	047-432-8229				
	習志野市	昼間	危機管理課	047-453-9211	047-453-9386	216-721	216-722	習志野市消防本部	
		夜間							
	八千代市	昼間	危機管理課	047-483-1151	047-483-1094	221-721, 723	221-722	八千代市消防本部	
		夜間	守衛室	047-483-1151	-				
	浦安市	昼間	危機管理課	047-351-1111	047-355-6239	227-721	227-722	浦安市消防本部	
		夜間	守衛室	047-351-1111	047-381-4028				
	東葛飾地域振興事務所	松戸市	昼間	総務部危機管理課	047-366-7309	047-368-0202	207-721, 723	207-722	松戸市消防局
			夜間	守衛室	047-366-7300	047-364-3295			
野田市		昼間	防災安全課	04-7136-1779	04-7123-1737	208-721	208-722	野田市消防本部	
		夜間	守衛室	04-7125-1111	04-7123-1737				
柏市		昼間	防災安全課	04-7167-1115	04-7163-2188	217-721	217-722	柏市消防局	
		夜間	守衛室	04-7167-5551					
流山市		昼間	防災危機管理課	04-7150-6312	04-7158-6696	220-721	220-722	流山市消防本部	
		夜間	財産活用課	04-7158-1180	-				
我孫子市		昼間	市民安全課	04-7185-1843	04-7185-5777	222-721	222-722	我孫子市消防本部	
		夜間							
鎌ヶ谷市		昼間	安全対策課	047-498-5240	047-498-5241	224-721	224-722	鎌ヶ谷市消防本部	
		夜間							

別表 2

## 関係機関連絡先

## 5. 千葉県内市町村

(R7.4.1 現在)

支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	N T T		県防災行政無線( 0 1 2 : 地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	F A X	電話	F A X	
印旛地域 振興事務所	成田市	昼間	危機管理課	0476-20-1523	0476-20-1687	211-721	211-722	成田市消防本部
		夜間	守衛室	0476-22-1111				
	佐倉市	昼間	危機管理課	043-484-6131	043-486-2502	212-721	212-722	佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部
		夜間	守衛室	043-484-1111				
	四街道市	昼間	危機管理室	043-421-6102	043-424-8922 043-423-7212	228-721	228-722	四街道市消防本部
		夜間	(四街道消防)	043-422-0119				
	八街市	昼間	防災課	043-443-1119	043-444-0815	230-721	230-722	佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部
		夜間		080-1169-7373				
	印西市	昼間	防災課危機管理室	0476-33-4428	0476-42-7242	231-721	231-722	印西地区消防組合 消防本部
		夜間	守衛室	0476-42-5111				
	白井市	昼間	危機管理課	047-401-4650	047-491-3554	232-721	232-722	印西地区消防組合 消防本部
		夜間		080-7484-5946				
	富里市	昼間	防災課	0476-93-1114	0476-93-9954	233-721	233-722	富里市消防本部
		夜間	警備室	0476-93-1111				
酒々井町	昼間	総務課	043-496-1171	043-496-5455	322-721	322-722	佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部	
	夜間							
栄町	昼間	安全対策推進室	0476-95-1111	0476-95-4274 0476-95-7630	329-721 629-721	329-722 629-722	栄町消防本部	
	夜間	栄消防	0476-95-0119					
香取地域 振興事務所	香取市	昼間	総務部総務課	0478-50-1201	0478-52-4566	209-721	209-722	香取広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	財政課	0478-54-1111				
	神崎町	昼間	総務課	0478-72-2111	0478-72-2110 0476-24-4368	342-721	342-722	成田市消防本部
		夜間	(成田消防)	0476-20-1593				
	多古町	昼間	総務課	0479-76-2611	0479-76-7144 0478-52-1198	347-721	347-722	香取広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	(香取広域消防)	0478-52-0119				
	東庄町	昼間	総務課	0478-86-1111	0478-86-2312 0478-52-1198	349-721	349-722	香取広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	(香取広域消防)	0478-52-0119				
海匝地域 振興事務所	銚子市	昼間	危機管理室	0479-24-8193	0479-25-0277	202-721	202-722	銚子市消防本部
		夜間	警備員室	0479-24-8181				
	旭市	昼間	総務課	0479-62-5311	0479-63-4946	215-721. 723. 724	215-722	旭市消防本部
		夜間	警備員室	0479-62-1212				
	匝瑳市	昼間	総務課	0479-73-0084	0479-72-1114	214-721	214-722	匝瑳市横芝光町 消防組合消防本部
		夜間						

別表 2

## 関係機関連絡先

## 5. 千葉県内市町村

(R7.4.1 現在)

支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	N T T		県防災行政無線( O 1 2 : 地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	F A X	電話	F A X	
長生地域振興事務所	茂原市	昼間	総務課	0475-23-2111	0475-20-1602	210-721	210-722	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
		夜間	宿直室	0475-23-2111				
	一宮町	昼間	総務課	0475-42-2111	0475-42-2465	421-721	421-722	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
		夜間	宿直室	0475-42-2111				
	睦沢町	昼間	総務課	0475-44-2500	0475-44-1729	422-721	422-722	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
		夜間	宿直室	0475-44-1111				
	長生村	昼間	総務課	0475-32-2111	0475-32-1194	423-721	423-722	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
		夜間	宿直室	0475-32-2111				
	白子町	昼間	総務課	0475-33-2110	0475-33-4132	424-721	424-722	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
		夜間	宿直室	0475-33-2111				
	長柄町	昼間	総務課	0475-35-2111	0475-35-4732	426-721	426-722	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
		夜間	宿直室					
	長南町	昼間	総務課総務室	0475-46-2111	0475-46-1214	427-721	427-722	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
		夜間	宿直室					
山武地域振興事務所	東金市	昼間	消防防災課	0475-50-1226	0475-50-1299	213-721	213-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間	警備	0475-50-1111				
	山武市	昼間	消防防災課	0475-80-1116	0475-82-2107	236-721	236-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間	警備室					
	大網白里市	昼間	安全対策課	0475-70-0303	0475-72-8454	402-721. 729	402-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間	警備員					
	九十九里町	昼間	総務課	0475-70-3107	0475-70-3188	403-721	403-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間	警備員室					
	芝山町	昼間	総務課	0479-77-3903	0479-77-3957	409-721	409-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間	警備員室					
横芝光町	昼間	環境防災課	0479-84-1216	0479-84-2713	381-721	381-722	匝瑳市横芝光町消防組合消防本部	
	夜間	警備員						
夷隅地域振興事務所	勝浦市	昼間	総務課	0470-73-6640	0470-73-3937	218-721	218-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	警備室	0470-73-1211				
	いすみ市	昼間	危機管理課	0470-62-2000	0470-63-1252	234-721. 729	234-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室	0470-62-1111				
	大多喜町	昼間	総務課	0470-82-2111	0470-82-4461	441-721	441-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室	-				
	御宿町	昼間	総務課	0470-68-2511	0470-68-3293	443-721	443-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室					

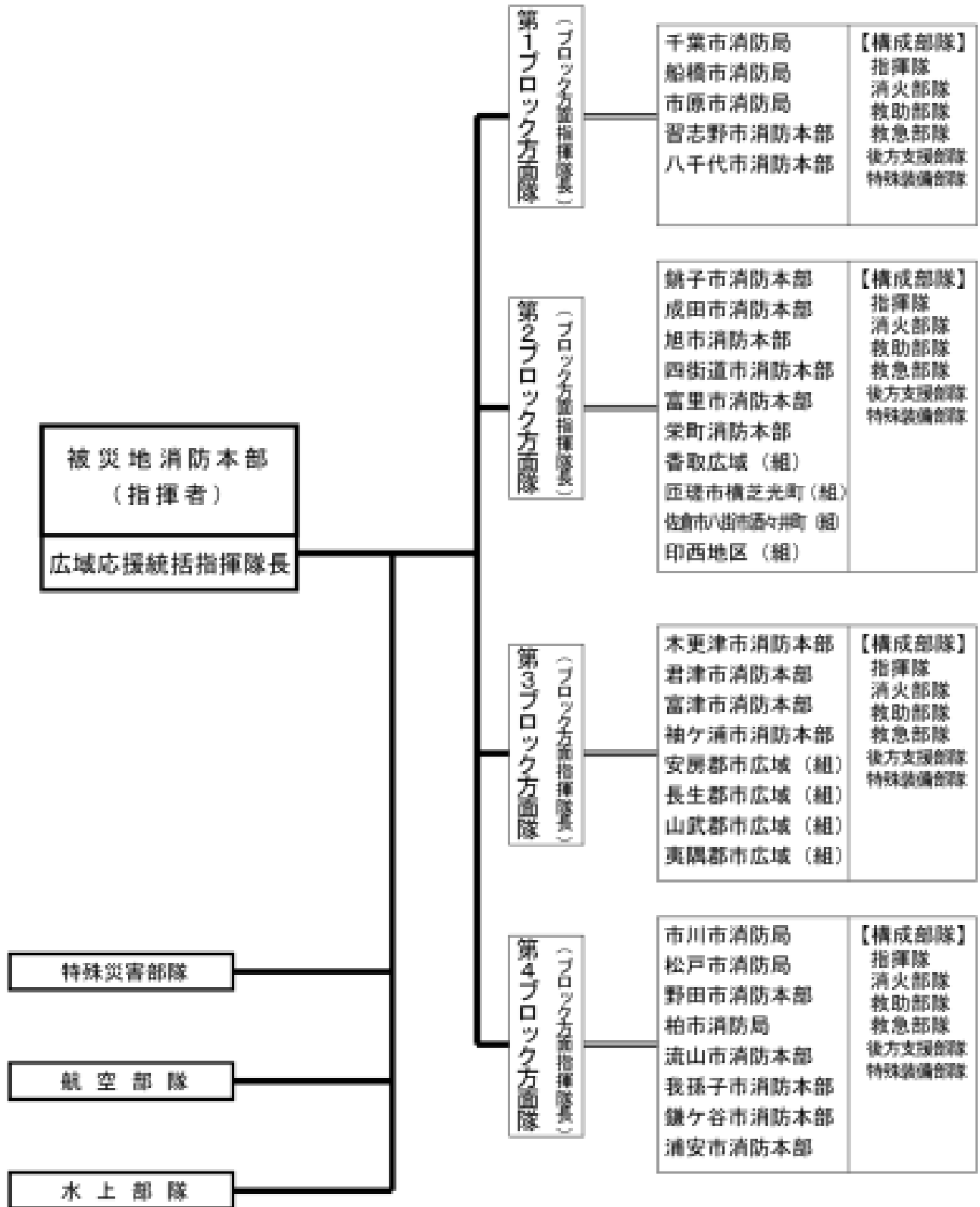
別表 2

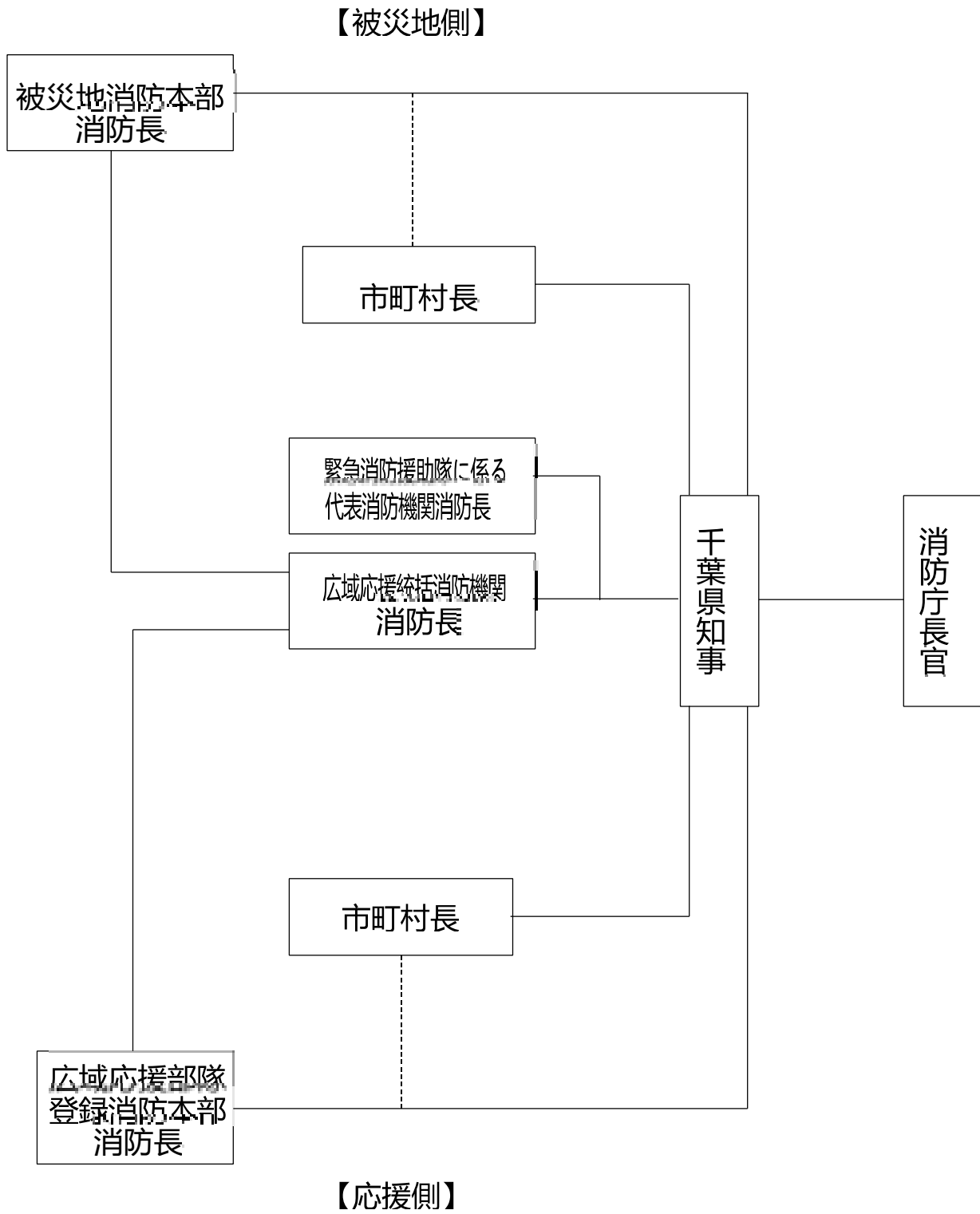
## 関係機関連絡先

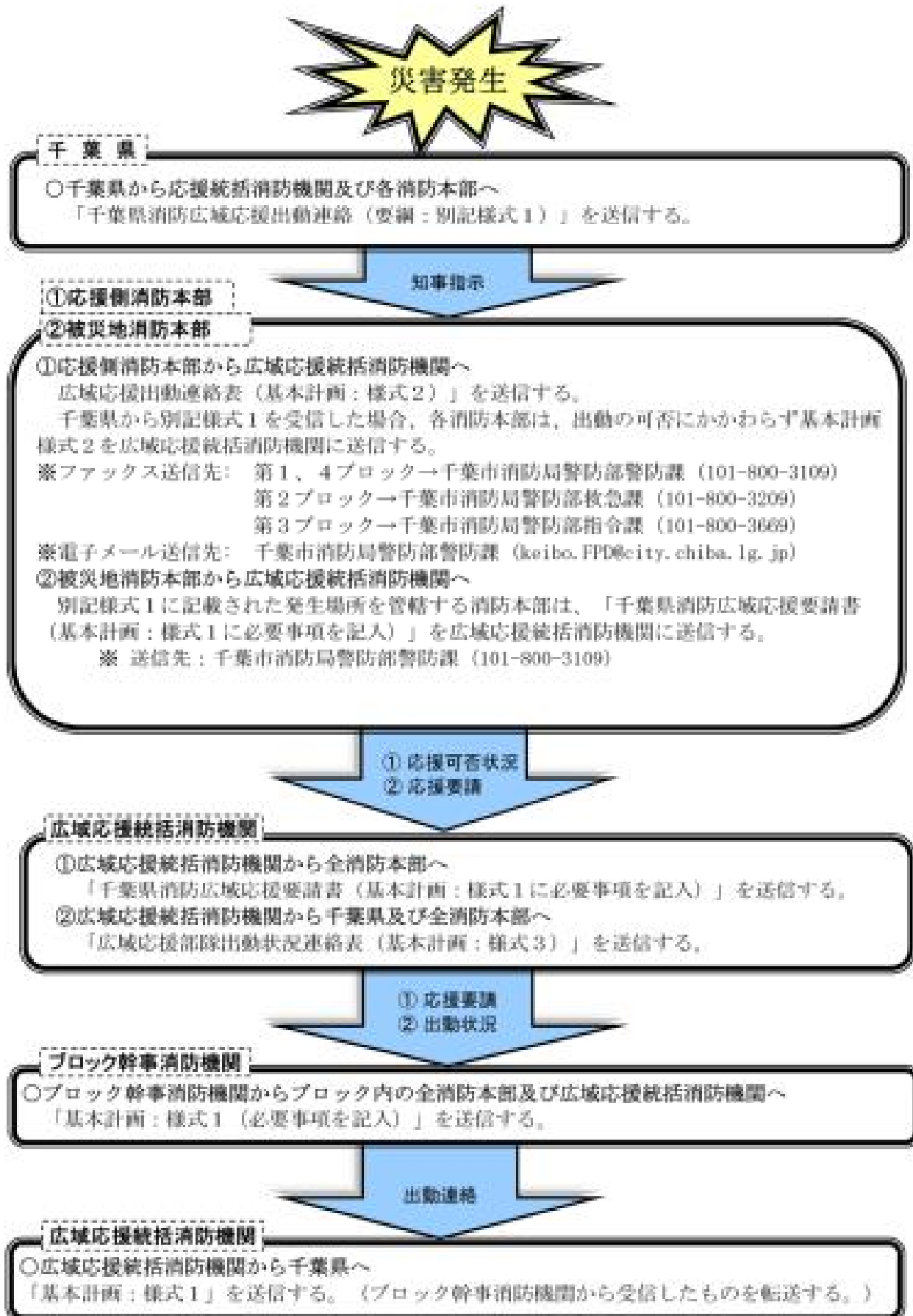
5. 千葉県内市町村

(R7.4.1 現在)

支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	N T T		県防災行政無線(012:地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	F A X	電話	F A X	
君津地域 振興事務所	木更津市	昼間	危機管理課	0438-23-8194	0438-25-1351	206-721	206-722	木更津市消防本部
		夜間	守衛室	0438-23-7111	-			
	君津市	昼間	危機管理課	0439-56-1290	0439-56-1404	225-721	225-722	君津市消防本部
		夜間	警備室	0439-56-1453				
	富津市	昼間	防災安全課	0439-80-1266	0439-80-1350	226-721	226-722	富津市消防本部
		夜間	警備室		-			
	袖ヶ浦市	昼間	防災安全課	0438-62-2119	0438-62-5916	229-721	229-722	袖ヶ浦市消防本部
		夜間	守衛日直室					
安房地域 振興事務所	館山市	昼間	危機管理課	0470-22-3442	0470-22-8901	205-721	205-722	安房郡市広域市町村 圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室	0470-22-3111	0470-23-3115			
	鴨川市	昼間	危機管理課	04-7093-7833	04-7093-3626	223-721	223-722	安房郡市広域市町村 圏事務組合消防本部
		夜間	警備員室	04-7092-1111	04-7093-7851			
	南房総市	昼間	消防防災課	0470-33-1052	0470-33-2323	235-721	235-722	安房郡市広域市町村 圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室					
	鋸南町	昼間	総務企画課総務管理室	0470-55-4801	0470-55-1342	463-721	463-722	安房郡市広域市町村 圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室	0470-55-2111				







## 千葉県消防広域応援隊旗の制式

消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱第

10条第2項の規定に基づき、千葉県消防広域応援隊旗の制式を次のとおり定める。

### 1 千葉県消防広域応援隊旗



サイズ 縦70cm×横100cm

彩色地 水色

県章 黒

消防章 黄

文字 千葉県消防広域応援隊 赤

### 2 広域応援統括指揮隊旗



サイズ 縦70cm×横100cm

彩色地 白

県章 黒

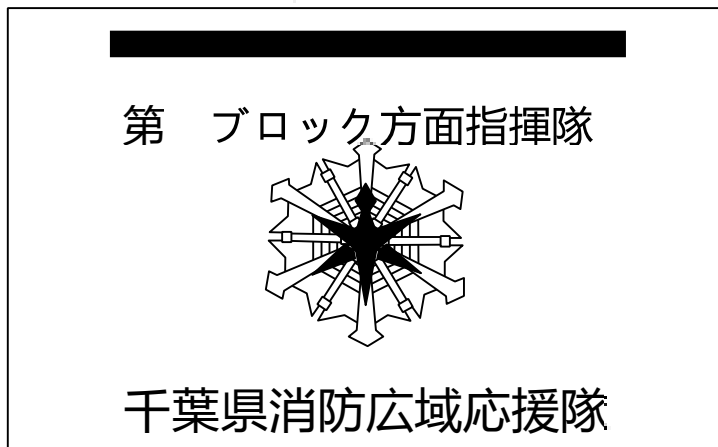
消防章 黄

文字 広域応援統括指揮隊 黒

千葉県消防広域応援隊 赤

線 黄 4本

### 3 ブロック方面指揮隊旗



サイズ 縦70cm×横100cm

彩色地 白

県章 黒

消防章 黄色

文字 第 ブロック方面指揮隊 黒

千葉県消防広域応援隊 赤

線 黄 1本

## 千葉県消防広域応援隊指揮隊の腕章等の制式

消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱第11条に基づく、その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項として、千葉県消防広域応援隊指揮隊の腕章等の制式を次のとおり定める。

(平成23年9月20日 防第515号)

### 1 広域応援統括指揮隊腕章

#### (1) 広域応援統括指揮隊長



アサイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩色

(ア) 地 白色 (反射素材)

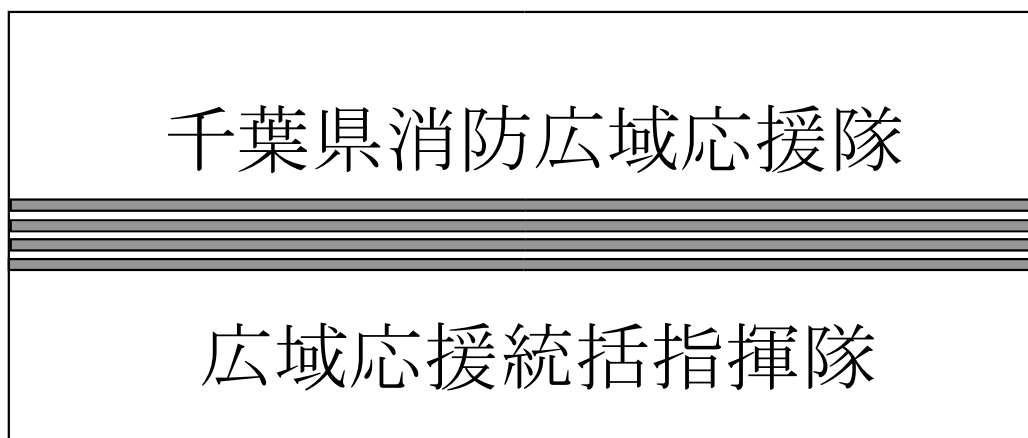
(イ) 県記章 黒色

(ウ) 消防章 黄色

(エ) 文字 黒色

(オ) 線 赤色 (4本)

#### (2) 広域応援統括指揮隊員



アサイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩色

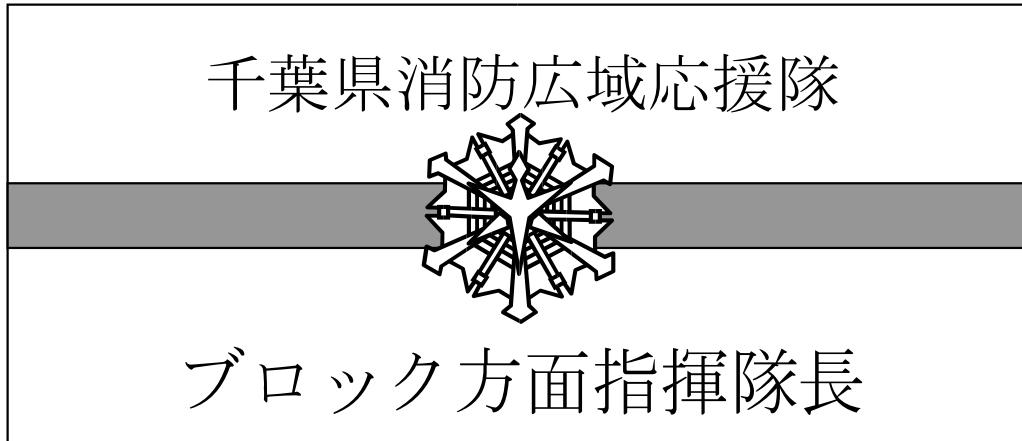
(ア) 地 白色 (反射素材)

(イ) 文字 黒色

(ウ) 線 赤色 (4本)

2 ブロック方面指揮隊腕章

(1) ブロック方面指揮隊長

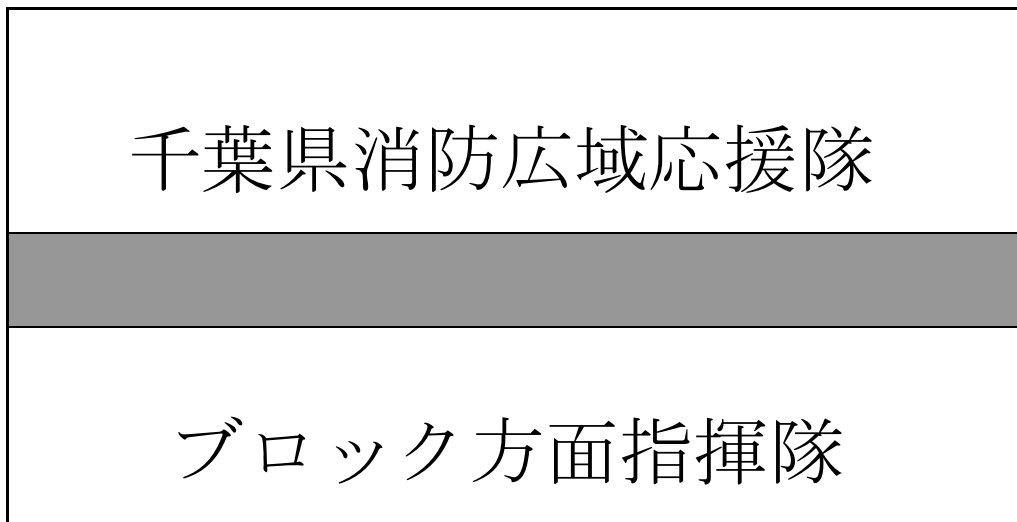


アサイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩色

- (ア) 地 白色 (反射素材)
- (イ) 県記章 黒色
- (ウ) 消防章 黄色
- (エ) 文字 黒色
- (オ) 線 赤色 (1本)

(2) ブロック方面指揮隊員



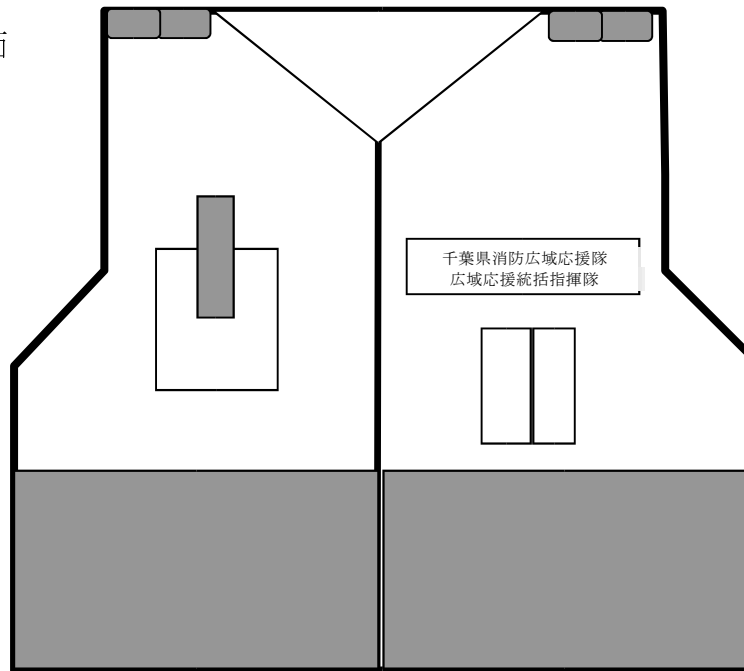
ア サイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩色

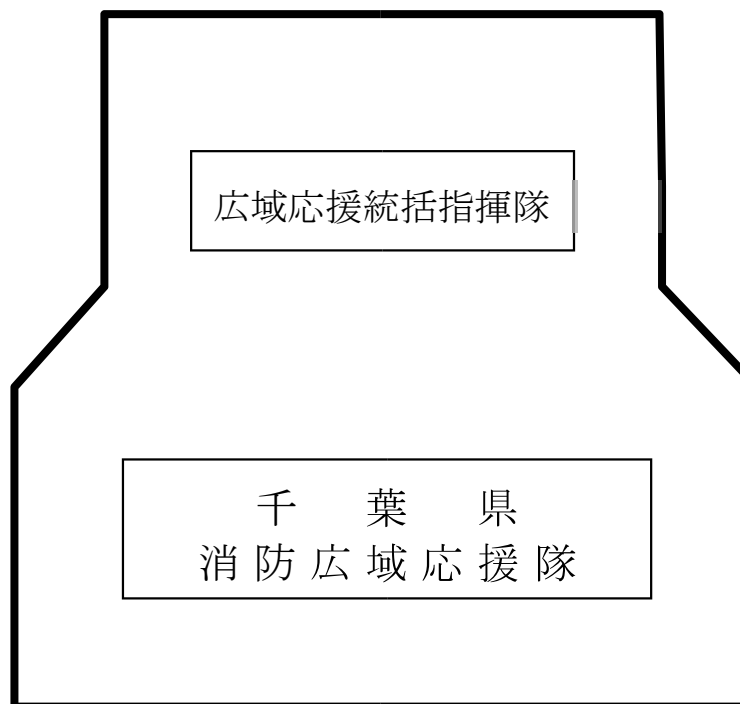
- (ア) 地 白色 (反射素材)
- (イ) 文字 黒色
- (ウ) 線 赤色 (1本)

### 3 広域応援統括指揮隊ベスト

・前面



・背面



- (1) 彩 色 (生地：メッシュ素材)  
紺色、オレンジ色 (前面下部)
- (2) 名入れ (左胸・背面上下の3箇所)
  - ア 地 灰色 (反射素材)
  - イ 文字 黒色

#### 4 沿岸地域における津波警戒の徹底について〈資料 1－18〉

平成 11 年 7 月 12 日  
津波対策関係省庁連絡会議  
内閣官房  
内閣府  
警察庁  
防衛庁  
総務省  
消防庁  
農林水産省  
国土交通省  
気象庁  
海上保安庁

一部改正 平成 13 年 1 月 6 日

日本海中部地震及び北海道南西沖地震の経験に鑑み、津波に対する防災体制の点検、防災意識の向上等、津波に対する警戒を全国的に強化するため、関係省庁は、津波警報関係省庁連絡会議を設置し、平成 5 年 11 月 24 日、「沿岸地域における津波警戒の徹底について」を申し合わせたところである。

この申し合わせに基づき、関係省庁は所要の措置を講じ、津波に対する警戒の徹底を図ってきたところであるが、平成 5 年の申し合わせ後の技術の進展を踏まえると共に、津波に対する事前の備えや避難、救助体制の重要性を鑑み、今後も津波対策を総合的に推進していく必要がある。このため、関係省庁は津波警報関係省庁連絡会議を発展させた津波対策関係省庁連絡会議を設置し、その対策について協議を行ったところであり、協議の結果を下記のとおり申し合わせる。

また、関係省庁は、この申し合わせ事項の周知徹底及び地域の実態に即した津波対策の確立について、それぞれ関係機関に対し、引き続き指導するものとする。さらに、関係省庁は、津波対策全般について、引き続き調査、検討を実施し、所要の措置を講ずるものとする。

なお、平成 5 年 11 月 24 日付け申し合わせ「沿岸地域における津波警戒の徹底について」は廃止するものである。

#### 記

##### 1. 事前の備え

###### (1) 津波防災対策

国、都道府県及び市町村は、気象庁の津波予報に対応した津波災害応急対策を実施するための準備を行う。

なお、都道府県及び市町村は、浸水予測図を活用する等、地域の実情に応じた津波対策を検討し、住民に対して周知を図る。

###### (2) 防災施設の整備

海岸、河川における堤防、水門等の防災施設の整備を推進する。また、地域の実情に応じて潮位、波高等の観測及び情報処理システムの整備を推進し、それらを活用した津波防災施設の

高度化を図る。

(3) 防災訓練

津波に備えて常日頃から地域防災計画等に基づき、地域住民等と連携した防災訓練に努める。

2. 津波警報

(1) 津波警報発表の迅速化

気象庁は、津波警報等の発表の一層の迅速化を図り、近海で発生する地震については、地震発生後2～3分程度で津波警報等の発表を行うことを目標として所要の措置を講ずる。

(2) 津波警報伝達の迅速化、確実化

所定の伝達経路及び伝達手段を点検し、隘路を把握し、津波警報がより迅速に市町村に伝達されるよう改善措置を講ずる。

ア 気象庁から都道府県を通じ市町村への津波警報の伝達は、中継点を少なくし、伝達の迅速化、確実化を図るとともに、気象庁、都道府県、報道機関等関係機関は、オンラインや衛星を活用した緊急通信基盤の整備を進める。

イ 警察庁は、市町村への通知を、原則として、警察署から行うこととする。

ウ 休日、夜間、休憩時等における津波警報伝達の確実化を図るため、関係機関は、要員の確保等の防災態勢を強化する。

エ 津波警報、避難勧告・指示等の伝達については、関係機関は、あらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。この場合、多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織と連携して、これらの者の協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の実例等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

(3) 情報・通信手段の確保

広範かつ確実の津波警報の伝達を図るため、情報・通信手段の多様化、確実化を図る。

ア 海浜にでかけるときは、ラジオ等を携行し、津波警報、避難勧告・指示等の情報を聴取するよう指導する。

イ 放送局が発射する特別の信号を受信し、テレビやラジオのスイッチが自動的に入り津波警報等の情報を受信することができる、緊急警報放送システムの受信機の普及を図る。

ウ 住民等に対する津波警報等の伝達手段として市町村防災行政無線（同報系無線）の整備を推進するとともに、サイレン、半鐘等多様な手段を活用することにより、海浜地への警報伝達の範囲の拡大に努める。

エ 防災関係機関相互の迅速かつ確かな津波警報等災害情報の収集伝達を行うため、①都道府県防災行政無線、②市町村防災行政無線（移動系無線、地域防災無線）及び、③市町村、警察署、消防署、海上保安部署等の防災機関が災害現場で相互に通信するものとしての防災相互通信用無線の整備を引き続き推進する。また、船舶については、特に、小型漁船を重点として、無線機の設置を促進する。

オ 重要通信の確保の対象機関（電気通信事業法施行規則第56条に掲げる機関）については、災害時の被害状況把握・迅速な救援活動等に資するため、総務省がその機関を具体的に指定する。

#### (4) 津波警報伝達等訓練の実施

地域毎に関係機関合同の津波警報等伝達訓練を実施し、通信機器等に関する不慣れの解消、誤伝達・伝達漏れの防止等を図る。

この訓練は、報道機関の放送による津波警報の伝達等を取り入れ、実践的に行うこととする。

### 3. 避難

#### (1) 津波警戒の呼びかけ

「強い地震等を感じたら、住民等は海浜から離れ安全な場所に避難すること、船舶は港外に避難すること」を基本として、別紙広報文の例により、津波警戒に関する周知徹底を図るものとする。

政府又は関係省庁における通常広報、防災週間広報、県市町村広報等を活用して周知徹底を期する。

#### (2) 避難勧告・指示

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町村長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。

イ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市町村長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市町村長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとるものとする。

#### (3) 避難場所

ア 避難場所・避難路については、浸水域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した整備を図る。避難場所としては、公共施設の他、地域特性を考慮して、民間ビルの活用など種々の検討を行い、より効果的な配置となるよう努める。

イ 地域防災計画に定める避難場所や避難路について、当該地域を管轄する国の機関は、あらかじめ把握しておき、実践的な支援対策を検討しておく。

#### (4) 災害弱者及び外来者の避難

ア 災害弱者の避難を補助するため、自主防災組織、消防団、近隣者を含めた避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておく。

イ 観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地に住民用浸水予測図の掲示、避難場所・避難路の誘導表示などにより、周知を図る。

#### (5) 被害状況の把握・共有化

ア 被害状況を映像として早期把握することができるよう、ヘリコプター及び画像伝送システムの整備を推進する。また、様々な通信手段を用いた、ネットワーク化された情報システム構築の検討を進め、防災情報・被害情報の共有化を図る。

イ 救助にあたっては、関係省庁相互の情報を生かし、防災機関との連携を図る。

(別紙)

## 津波に対する心得

### <一般編>

- 1 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 4 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

### <船舶編>

- 1 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避<sup>注)</sup>する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避<sup>注)</sup>する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- 4 港外退避<sup>注)</sup>できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

注) 港外：水深の深い、広い海域。港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

## 5 災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて<資料1-19>

千葉県において災害、大規模事故等により、電気、ガス、上下水道、電気通信施設、無線通信施設等のライフライン施設（以下、「施設」という。）が被災又は被災する急迫した危険があり、災害救助、早期復旧、防災等を目的とした工事その他の措置を事業者が緊急に講じる必要が生じた場合における、道路法による許可等に関する事務取扱いについて定める。

なお、国、近隣都県政令市又は市町村の管理する道路上の施設が被災し、救援のために必要な緊急の措置が要請された場合についても、同様の取扱いをすることができるものとする。

### 1 対象とする道路

道路法に基づき、千葉県が道路管理者として管理する一般国道及び県道（道路予定区域、管理期間中の廃道敷を含む）について対象とする。

なお、県境または千葉市境にかかる道路については、隣接都縣市との協定により千葉県が管理することとされている区間を含め、隣接都縣市が管理することとされている区間を除外する。

また、道路整備特別措置法により、千葉県道路公社が道路管理者の権限代行をしている有料道路を除外する。

### 2 事後申請

施設の復旧工事等を施工する際の道路法の下記手続きについては、災害時等の緊急性からやむをえないと認められる場合に限り、事後申請とする。

事業者は、工事実施箇所等について、可能な限り着工の前日（その日が閉庁日の場合は直前の開庁日）午後5時30分までに、県土整備部道路環境課又は工事実施箇所等を管轄する土木事務所に連絡する。

- (1) 第24条 道路管理者以外の者の行う工事の承認
- (2) 第32条 道路の占用の許可（同条第3項の変更許可を含む）
- (3) 第47条の2 特殊車両の通行許可

なお、第36条第1項ただし書きにより、計画書の事前提出は要しない。

また、道路交通法第77条第1項による道路の使用許可が必要な占用工事について、道路法32条第5項による道路管理者から警察署長への協議が事後にならざるをえない場合においては、事業者から警察署長に事前着工の承諾を得ておくものとする。

### 3 復旧工事等の施工方法

#### (1) 仮復旧の材料等

施設の復旧工事を施工する際の道路掘削後の仮復旧については、常温合材、発生路盤及び発生土を使用することができる。

#### (2) 仮設工法の採用等

本支管及び引込管については、各種技術基準による一時的な仮設工法（路上端露出配管、浅層埋設等）を必要に応じ採用することができる。

#### (3) 廃止管の一時残置

前項に定める仮設工法により廃止になる本支管線及び引込管線について、本埋設が可能になる時期まで一時的に残置することができる。

#### (4) 資機材置場等の提供

施設の復旧工事に伴い発生する残土、廃材（骨材、ガラ、ケーブル等）及び資機材等の仮置きについて、道路管理者が指定する臨時の場所がある場合は、事業者は承認を得て無償で使用することができる。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令及び条例を遵守すること。

#### (5) 緊急輸送道路の通行確保

緊急輸送道路の占用工事にあたっては、緊急車両の通行確保について、十分な配慮をするものとする。

### 4 事後処理関連事項

ライフライン機能仮復旧後の施設の本埋設に関する許可手続き及び道路の本復旧方法について、事業者は道路管理者と協議の上決定する。

5 紛争解決

この事務取扱いによって施工した工事によって、二次災害、事故、紛争その他の問題が生じた場合には、事業者の責任において解決を図るとともに、経過について速やかに道路管理者に報告するものとする。

6 その他の事項

この事務取扱いにない事項又はこの事務取扱いの解釈に疑義が生じた場合は、道路管理者と事業者が別途協議する。

7 施行日

この事務取扱いは、平成21年6月1日より施行する。

6 千葉県国土強靱化地域計画の概要<資料1-20>

千葉県国土強靱化地域計画の概要

○計画の趣旨

- ・本計画は、大規模自然災害が発生しても社会経済システムが機能不全に陥らない、迅速かつ従前より強靱な姿で復興が可能な千葉県を、市町村、民間事業者、県民等、各主体の参画・連携のもと、作り上げるために策定した（令和4年3月修正）。
- ・国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関して、本県の様々な分野の計画等の指針となるべきものである。
- ・重要業績指標の日値値を用いて進捗状況を把握するとともに、概ね5年ごとに見直しを行う。

○基本目標

- いかなる大規模自然災害が発生しようとも、
1. 人命の保護が最大限図られること
  2. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
  3. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  4. 迅速な復旧復興

基本目標をより具体化した事前目標を設定

○事前に備えるべき目標

- 4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体化し、達成すべき目標として8つの「事前に備えるべき目標」を設定 例）
- ・連続性を最大限図く
  - ・経済活動を機能不全に陥らせない など

8つの目標を達成する上で課題となる最悪の事態を設定

○4.2の「起きてはならない最悪の事態」

本県の地域特性等を踏まえ、4.2の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定

- 例）
- ・住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が属する施設の倒壊による多数の死者の発生
  - ・高潮的又は広域かつ長期的な河川氾濫による多数の死者の発生
  - ・電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間における機能の停止

○脆弱性評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の脆弱性を分析・評価

- 【評価結果の例】
- 最悪の事態：住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が属する施設の倒壊による多数の死者の発生
- 評価結果：社会経済活動（県庁所在地を除く）の耐震化率は92.9%（令和3年4月1日時点）である。避難所等に利用されることもあるため、さらに耐震化を促進する必要がある。

最悪の事態を避けるための施策を検討

○強靱化の推進方針の策定

脆弱性評価結果に基づき、今後強靱化を進めるために必要となる施策の推進方針を策定・・・4.5.1施策（再掲含む）

- （施策の例）
- ・住宅・建築物の耐震化の促進
  - ・民間企業における防災の推進促進
  - ・水害に強い地域づくり（河川）
  - ・大規模停電対策

計画の進捗状況を把握するため、可能な限り重要業績指標（KPI）（住宅の耐震化率など）を設定・・・4.5.2指標

## 7 震度4、気象警報等における災害対応機関一覧<資料1-21>

地域防災計画に基づく災害対策本部設置前の配備の有無によらず、県の各部局が独自に行う災害対応業務については以下のとおり。

### 【地震】

部局	対応基準	対応内容	配備課等
防災危機管理部	県内で震度4を観測したとき	宿日直者による情報収集。	
農林水産部	県内で震度4を観測したとき	一部の農業用ダムとため池の、点検結果の収集と報告等。	【本庁】 耕地課 【出先】 農業事務所※
県土整備部	県内で震度4を観測したとき	道路・河川・海岸・急傾斜・ダム・港湾等の点検。	【本庁】 県土整備政策課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課※ 市街地整備課※ 公園緑地課※ 下水道課※ 【出先】 土木事務所※ 港湾事務所※ 北千葉道路建設事務所※ ダム管理事務所※ 区画整理事務所※ 下水道事務所※ 一宮改修事務所※
企業局	県内で震度4を観測したとき	浄給水場・ダムの点検。	【本局】 計画課※ 浄水課※ 給水課※ 【出先】 全浄給水場※(水道事業) 全水道事務所・支所※ (水道事業) 千葉工業用水道事務所※ 君津工業用水道事務所※

※管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。

【風水害】

部局	対応基準	対応内容	配備課等
県土整備部	水防計画や各施設管理者の基準による。	道路・河川・海岸・急傾斜・港湾・ダム等の点検。	<b>【本庁】</b> 県土整備政策課 道路計画課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課※ 市街地整備課※★ 公園緑地課※★ 下水道課※★ 住宅課※★ <b>【出先】</b> 土木事務所※ 港湾事務所※ 北千葉道路建設事務所※★ ダム管理事務所※★ 区画整理事務所※★ 下水道事務所※★ 一宮改修事務所※

※管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。

★水防本部に属していない課。

## 8 千葉県情報連絡員運用要綱<資料1-22>

### (趣旨)

#### 第一条

この要綱は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある市町村（以下「対象市町村」という。）の状況を踏まえた、迅速かつ適切な災害応急対策を推進するため、千葉県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、対象市町村へ派遣する情報連絡員の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

#### 第二条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 情報連絡員 対象市町村庁舎に派遣され、市町村災害対策本部等において、県と市町村との情報連絡及び連絡調整等を行う者
- 二 地域リエゾン 千葉県災害対策本部長（以下「本部長」という。千葉県災害対策本部（以下「本部」という。）が設置されていないときは防災危機管理部防災対策課長。以下同じ。）からの要請により支部長（本部が設置されていないときは各地域振興事務所長。但し、千葉市及び市原市に派遣される者にあつては防災危機管理部危機管理政策課長。以下同じ。）が指定する情報連絡員
- 三 本庁リエゾン 本部長からの要請により本部各部の部長（本部が設置されていないときは知事部局の各部長、会計管理者、企業局長及び教育長）、監査委員会事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び議会事務局長（以下「部長等」という。）が指定する情報連絡員

### (体制等)

#### 第三条

- 1 本部長は、第五条に定める基準に従い、情報連絡員を対象市町村に派遣する。
- 2 地域リエゾンは、本部長の命を受けた支部長が指揮監督する。
- 3 本庁リエゾンは、本部長が指揮監督する。

### (情報連絡員の事前選定等)

#### 第四条

- 1 防災危機管理部防災対策課は、毎年4月に情報連絡員名簿を作成する。
- 2 各地域振興事務所長（千葉市及び市原市に派遣される者にあつては防災危機管理部危機

管理政策課長)は、管轄区域内の市町村に派遣する地域リエゾンを、市町村ごとにあらかじめ各第三順位まで選定する。

- 3 部長等は、防災危機管理部防災対策課から指定された市町村(以下「指定市町村」という。)に派遣する本庁リエゾンを、原則として本庁各課に勤務する副主幹級以上の職員から市町村ごとにあらかじめ各第三順位まで選定する。
- 4 前項の規定にかかわらず、部長等は防災危機管理部防災対策課と協議の上、本庁各課に勤務する職員以外の職員から本庁リエゾンを選定することができる。
- 5 防災危機管理部防災対策課は、選定された情報連絡員に対し、選定後速やかに、業務に係る研修を実施する。

## (派遣の基準)

### 第五条

- 1 管轄区域内の市町村が、防災計画に定める「災害即応体制」以上の配備基準に該当した場合には、地域リエゾンを当該市町村へ派遣する。
- 2 指定市町村が「災害即応体制」以上の配備基準に該当し、かつ、次の各号のいずれかに当たる場合には、本庁リエゾンを当該指定市町村へ派遣する。(以下、第1項において地域リエゾンを派遣する市町村及び第2項において本庁リエゾンを派遣する市町村を、ともに「派遣先市町村」という。)
  - 一 災害により死者又は行方不明者が発生した場合
  - 二 市町村災害対策本部が設置され、県の人的又は物的支援が必要な場合若しくは県への被害状況の報告に困難が生じている場合
  - 三 気象情報等により、当該市町村に県の支援を要する大きな被害が発生するおそれがあると本部長が認める場合
  - 四 その他 本部長が必要と認めた場合
- 3 前二項の規定にかかわらず、派遣先市町村において「災害即応体制」以上の配備基準に該当しない場合で、該当後には移動が困難になる等、本部長が必要と認めた場合は、地域リエゾン及び本庁リエゾンを派遣することができる。

## (派遣)

### 第六条

- 1 本部長は、第五条に定める基準により、速やかに情報連絡員の派遣を決定する。但し、対象市町村の状況に応じて情報連絡員を派遣しないことができる。
- 2 前項の規定により情報連絡員を派遣するときは、支部長及び部長等は、あらかじめ選定し

た情報連絡員の中から第一順位の者を派遣する者として指定することとし、第一順位の者を派遣できない場合には第二順位の者を指定し、第二順位の者を派遣できない場合は第三順位の者を指定する。

- 3 派遣先市町村への情報連絡員の派遣が長期間に及ぶ等の場合には、前項の規定にかかわらず、情報連絡員名簿に登載された職員以外の者を情報連絡員として指定することができる。
- 4 支部長から指定された地域リエゾンは、速やかに各地域振興事務所（千葉市及び市原市に派遣される地域リエゾンにあつては防災危機管理部防災対策課）において必要な物品を受領し、派遣先市町村へ参集する。
- 5 部長等から指定された本庁リエゾンは、速やかに防災危機管理部防災対策課において必要な物品を受領し、派遣先市町村へ参集する。
- 6 第4項及び第5項の規定に関らず、本部長は、情報連絡員を派遣先市町村へ直接参集させることができる。

#### （情報連絡員の業務）

##### 第七条

情報連絡員は、以下の各号に掲げる業務を行う。

- 一 情報収集 派遣先市町村の被害状況や、災害対応のために必要な応援要請等に係る情報を収集して県へ報告する。
- 二 情報提供 県が把握した情報や県の対応状況について、派遣先市町村へ伝達する。
- 三 連絡調整 派遣先市町村から県への相談事項について、関係部署を紹介する等調整を行う。
- 四 情報交換 派遣先市町村に派遣された関係機関のリエゾン等との情報交換を行う。
- 五 その他 災害対応に必要な調整を行う。

#### （派遣の終了）

##### 第八条

情報連絡員の派遣は、派遣先市町村の意見を聴取した上で、本部長の決定により終了する。

##### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。